

【生活困窮者自立支援従事者養成研修】

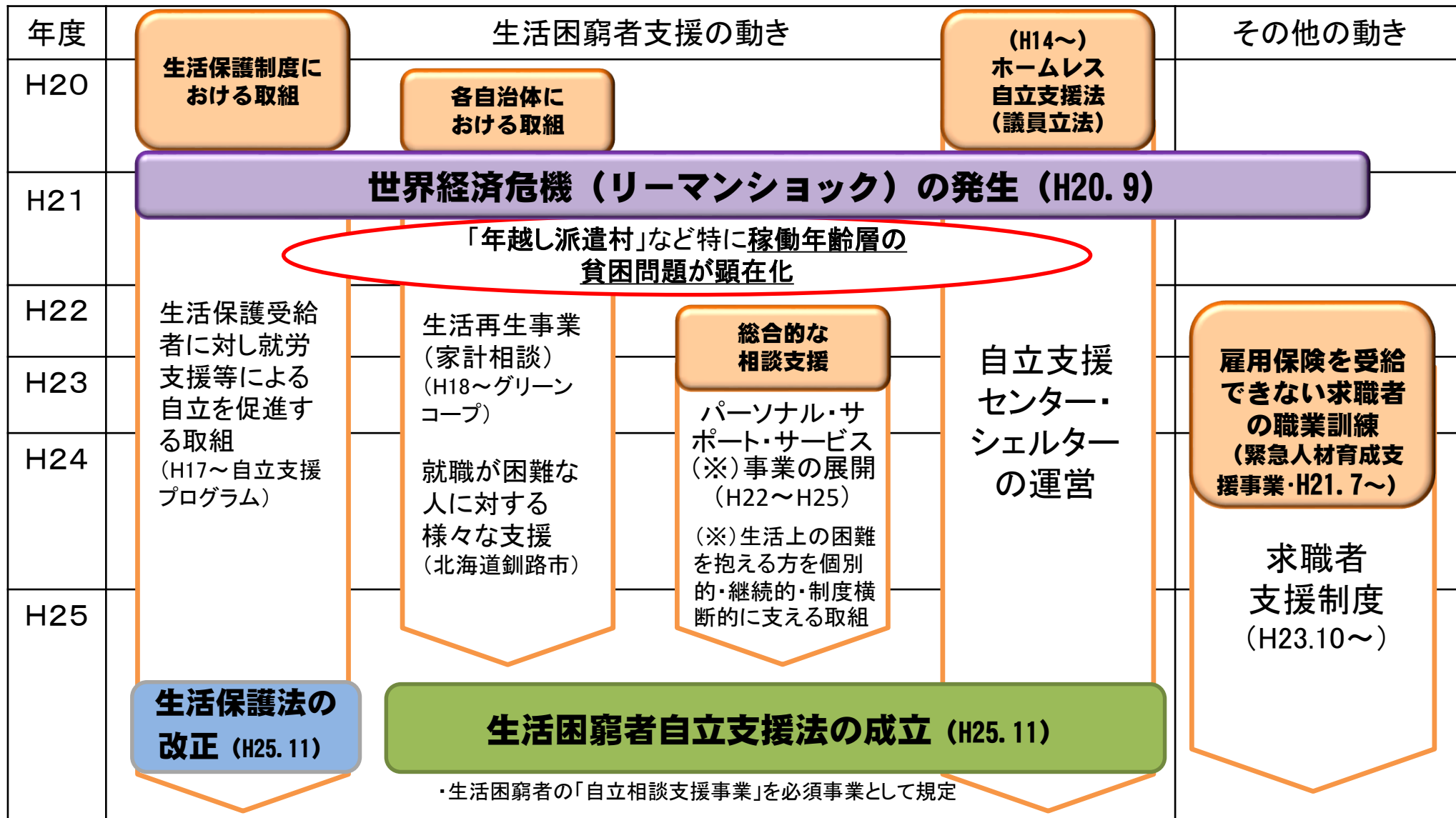
生活困窮者自立支援法の 今後の展望

令和元年9月2日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長 吉田 昌司

I 生活困窮者自立支援の 制度と実践の意義

生活困窮者自立支援制度の 経緯と概要

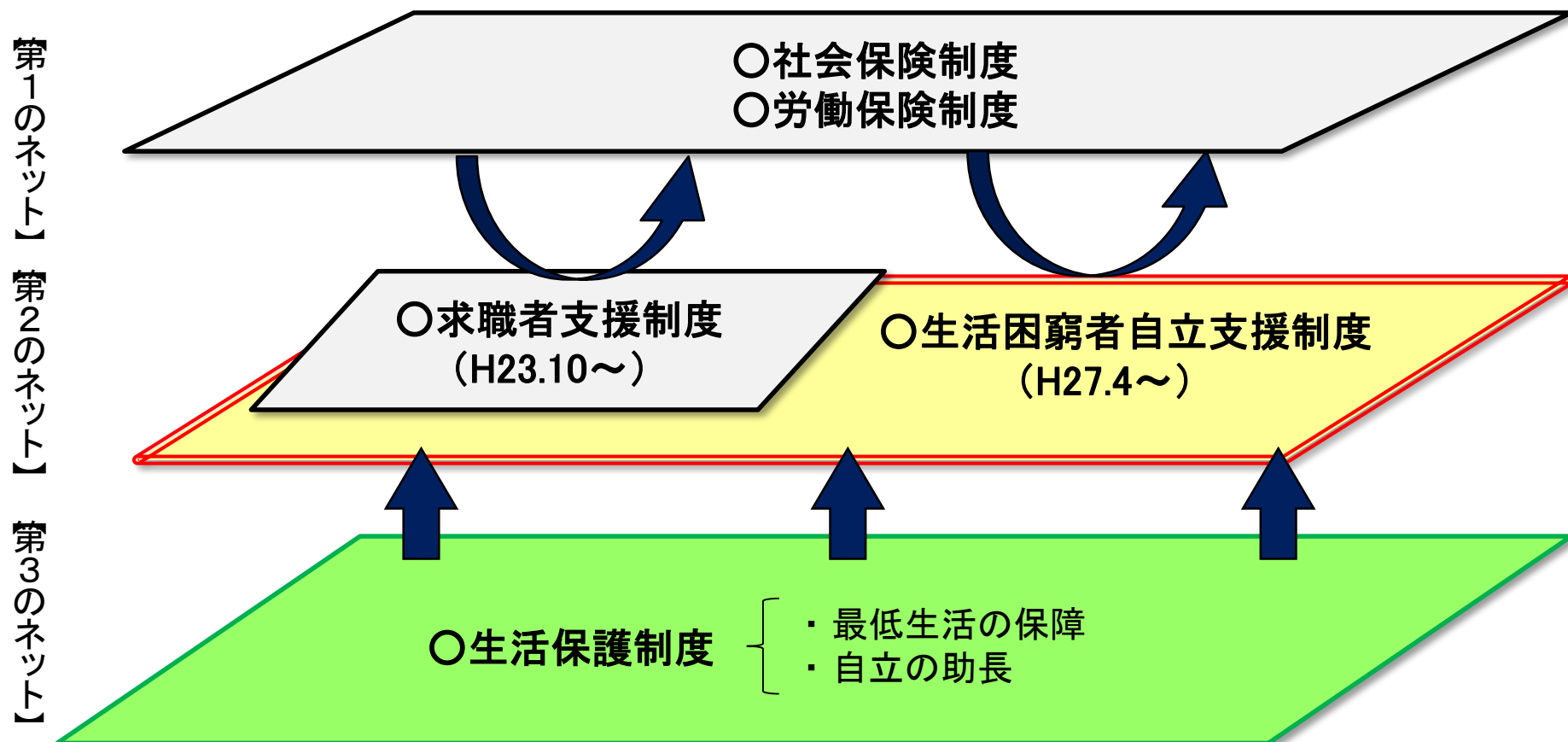
生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



「生活困窮者」とは？

改正法にて衆文化 (P64)

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援制度の理念

改正法にて衆文化 (P64)

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。5

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。6

生活困窮者自立支援制度の概要

平成30年度予算額 432億円
(平成29年度予算額 400億円)

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために
居住の確保が
必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

就労支援

就労に向けた準備
が必要な者

◆就労準備支援事業(29年度44%)

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
なお一般就労が困難な者

国費 2 / 3

柔軟な働き方を
必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備
が一定程度
整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の
確保が必要な者

◆一時生活支援事業(29年度28%)

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

国費 2 / 3

家計再建支援

家計から生活
再建を考える者

◆家計相談支援事業(29年度40%)

・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2

子ども支援

貧困の連鎖
の防止

◆子どもの学習支援事業(29年度56%)

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

国費 1 / 2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成27年3月27日付け事務連絡) 等

・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
・児童養護施設退所後の子どもの支援 等

・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
・求職者支援制度の活用

労働行政
(ハローワーク、地域若者サポートステーション等)

生活保護
(福祉事務所)

ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策
(福祉事務所、児童養護施設等)

障害保健福祉施策
(障害者就業・生活支援センター等)

・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
・認定就労訓練事業の担い手確保 等

介護保険
(地域包括支援センター等)

・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
・地域ネットワークの整備等に係る連携 等

国民年金保険料免除制度

教育施策
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

・納付相談に訪れる者のつなぎ
・国民年金保険料免除制度の周知 等

矯正施設
(保護観察所等)

・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
・高等学校等の修学支援 等

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供 等

・納付相談に訪れる者のつなぎ
・所得の低い世帯への配慮措置の周知や申請援助
・保険料(税)滞納者への連携した対応

生活困窮者自立支援制度
(自立相談支援機関)

地域福祉施策
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

住宅施策
(居住支援協議会)

・住居に関する課題への連携した対応

子ども・若者育成支援施策
(子ども・若者支援地域協議会等)

・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
・子ども・若者総合相談センターとの連携

多重債務者対策
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

・多重債務者に対する専門的な支援との連携

農林水産分野

・農林水産分野における就労の場の確保

自殺対策施策
(自殺予防に関する相談窓口、地域自殺対策推進センター)

・自殺の危険性が高い者への連携した対応

ひきこもり地域支援センター等

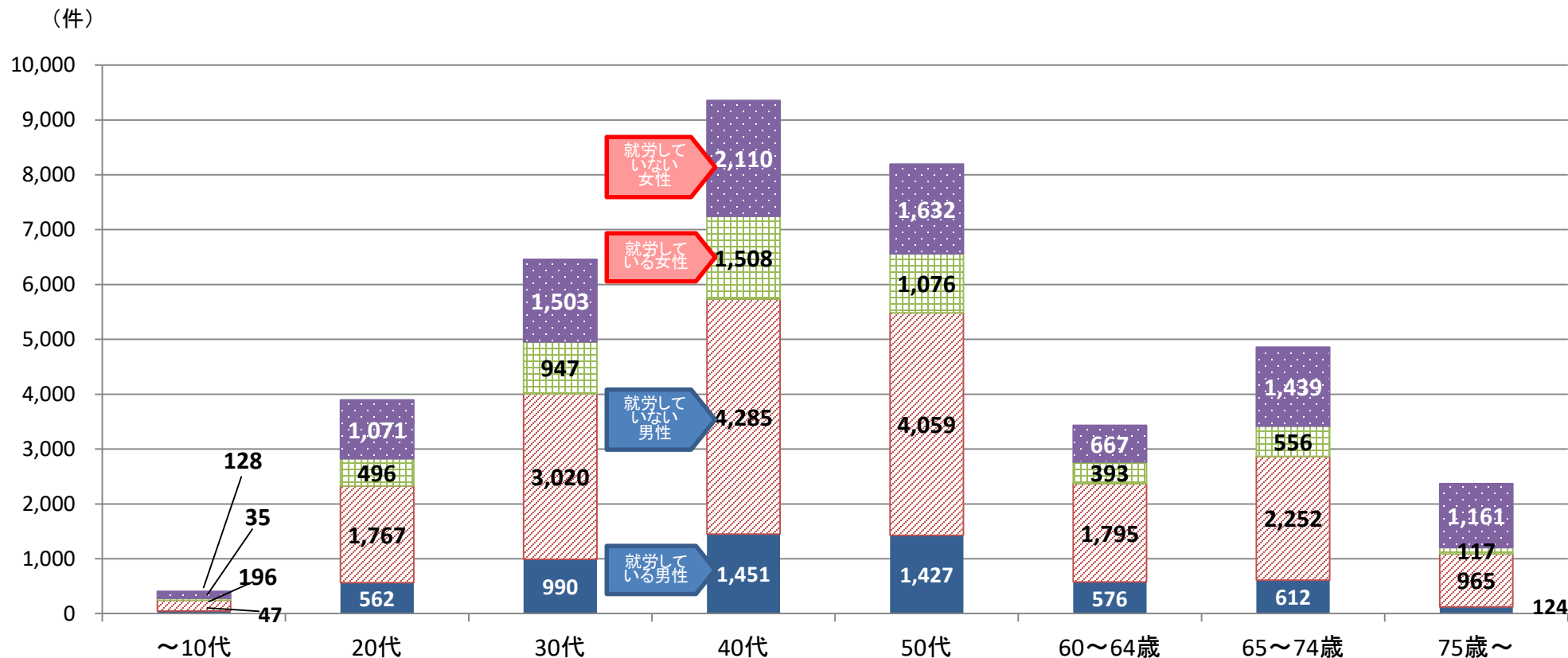
・ひきこもり状態にある者への連携した対応

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

「断らない支援」の実践の効果

新規相談者の状況（性別・世代別・就労状況等）

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
 - 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約21.4%を占める。
 - 全体の約28.0%が就労している（男性で約24.0%、女性で約34.6%）。
 - 65歳以降の相談者が全体の約18.5%を占める。
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。

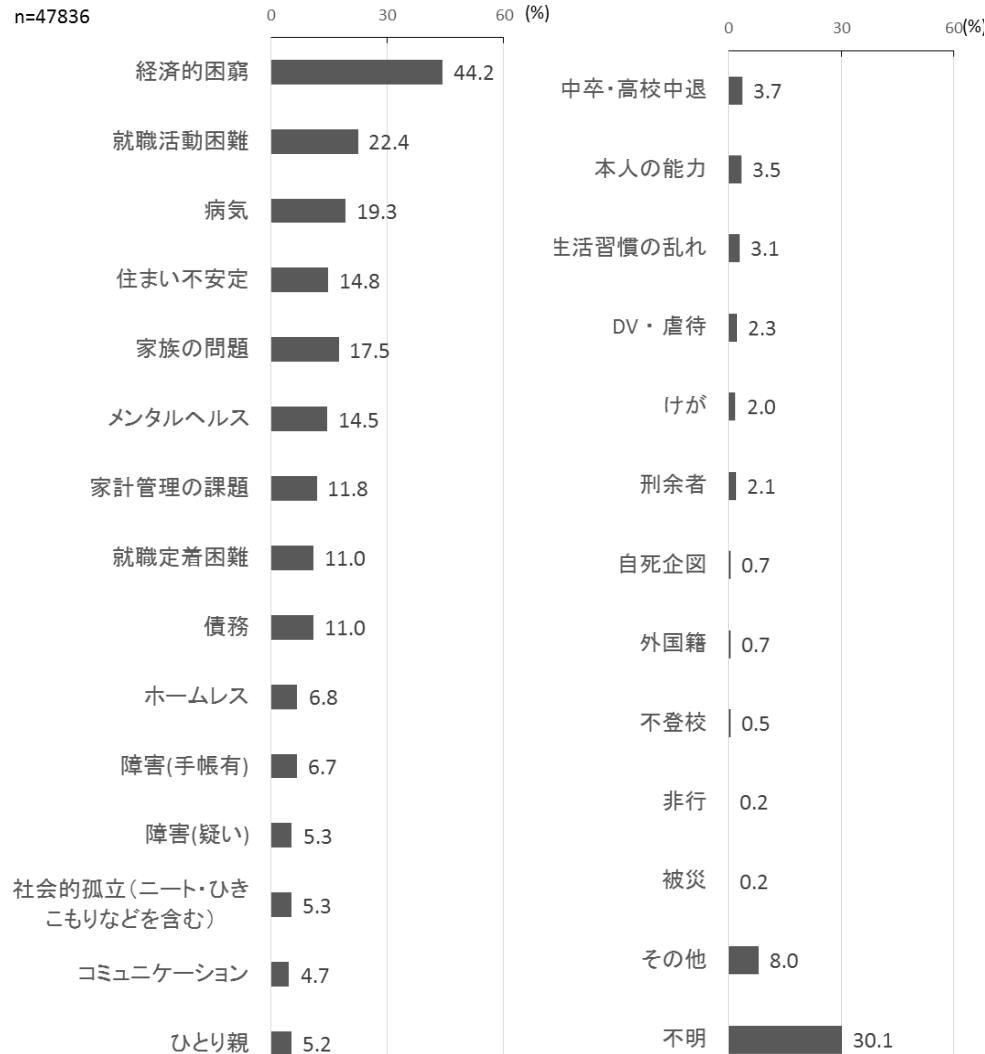


(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな38,967ケースについてグラフ化したもの。子どものいる50代以下の相談者の割合は、子どもの有無別が明らかな36,186ケースの内数。

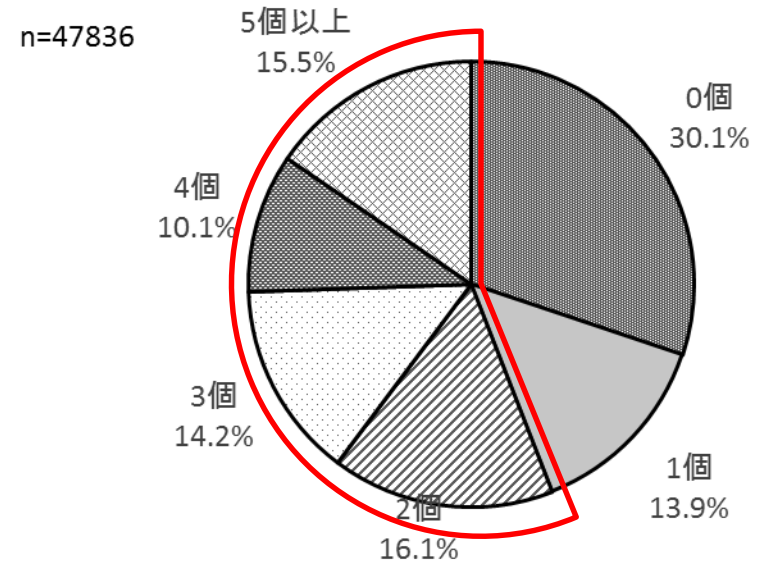
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

<主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**

約0.4万人(H28・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**

約76万人(H28・労働力調査)

**ひきこもり
状態に
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」) + α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約6万人(H27)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

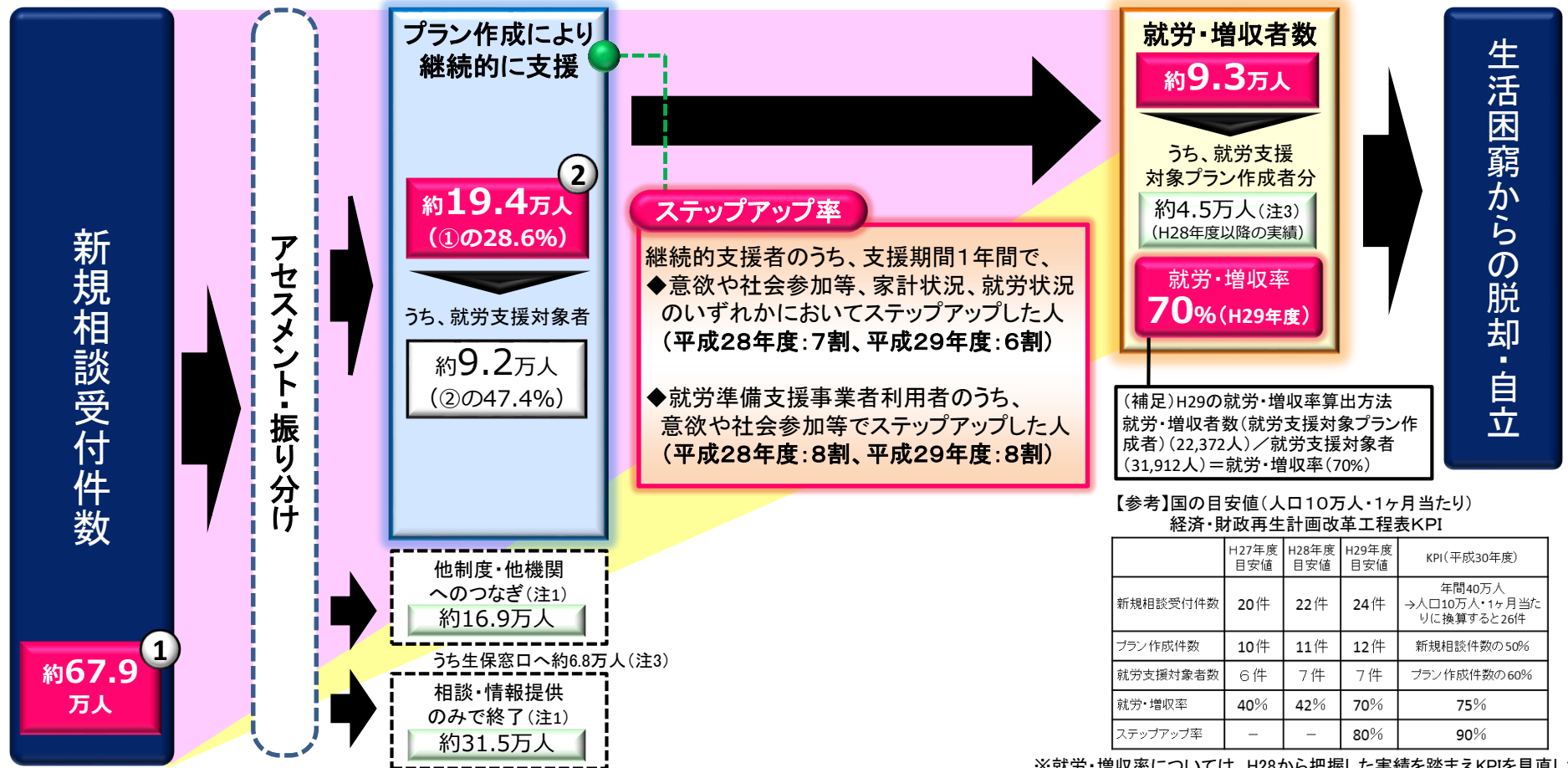
見え
にくい

生活困窮者自立支援法による支援の効果(H27～H29)

○施行後3年間の

- ・新規相談受付件数は、**約67.9万件**。
- ・継続的な支援のためプランを作成した件数は、**約19.4万件**。
- ・就労・増収につながった者は、**約9.3万人**。平成29年度の就労・増収率は**70%**。

○平成29年度において、継続的支援者のうち、支援期間1年間で意欲や社会参加等、家計状況、就労状況のいずれかにおいてステップアップした人は**約6割**。



※就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえKPIを見直した

【注1】新たな評価指標による調査(各年度集計値)をもとに「他制度・他機関へのつなぎ」「相談・情報提供のみで終了」の占有率を算出し、生活困窮者自立支援室で推計した。

【注2】新たな評価資料による調査より、「他制度・他機関へのつなぎ」の件数うち、「福祉事務所(生活保護担当部署)」につないだ割合をもとに、生活困窮者自立支援室で推計した。

【注3】平成28年度より実績把握を開始したため、平成28年度以降の実績(合計値)となる。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成30年12月)

【平成27年度～平成29年度】

- 施行後3年間の新規相談受付件数は、約67.9万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約19.4万件。
- 包括的な支援の提供により、約9.3万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

年度		新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
			人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	(①)	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	
H27		226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28		222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29		229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	4月分	19,064	14.9	6,141	4.8	2,754	2.2	1,838	1,205	548	342	56%
	5月分	21,552	16.8	6,593	5.2	2,864	2.2	1,965	1,330	591	383	60%
	6月分	19,885	15.5	6,513	5.1	2,792	2.2	2,041	1,426	593	377	65%
	7月分	20,538	16.1	6,354	5.0	2,843	2.2	1,981	1,431	607	404	65%
	8月分	20,311	15.9	6,389	5.0	2,720	2.1	2,031	1,468	588	399	69%
	9月分	18,250	14.3	6,234	4.9	2,633	2.1	1,835	1,307	522	350	63%
	10月分	20,806	16.3	6,750	5.3	2,987	2.3	1,567	1,347	648	453	60%
	11月分	21,621	16.9	6,621	5.2	3,023	2.4	1,616	1,358	637	430	59%
	12月分	16,464	12.9	5,783	4.5	2,513	2.0	1,590	1,371	640	423	71%
合計		178,491	15.5	57,378	5.0	25,129	2.2	16,464	12,243	5,374	3,561	63%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

生活困窮者自立支援制度の施行状況(全国的な状況)

- 新規相談受付件数について、平成29年度は1年間で約23万件、平成30年度は12月までの9ヶ月で約17万8千件の相談があった。
- そのうち、平成29年度においては約7万1千件、平成30年度は12月までに約5万7千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの支援対象者に応じたプランに基づき、支援が進められているなど、着実に本制度が実施されてきている。

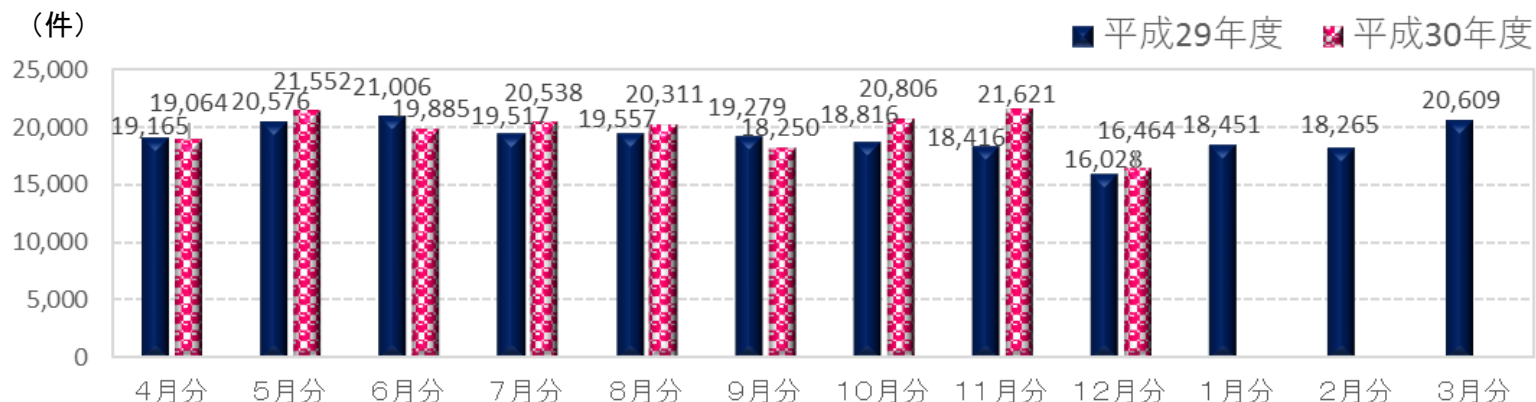
新規相談受付件数

平成29年度

229,685件

平成30年度

178,491件
(4月～12月)



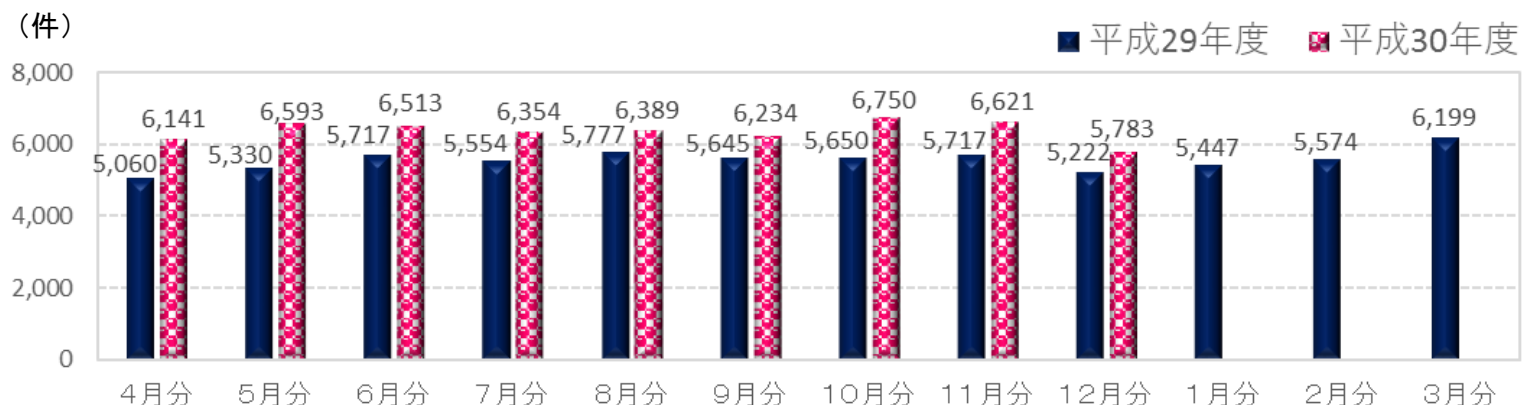
プラン作成件数

平成29年度

71,293件

平成30年度

57,378件
(4月～12月)

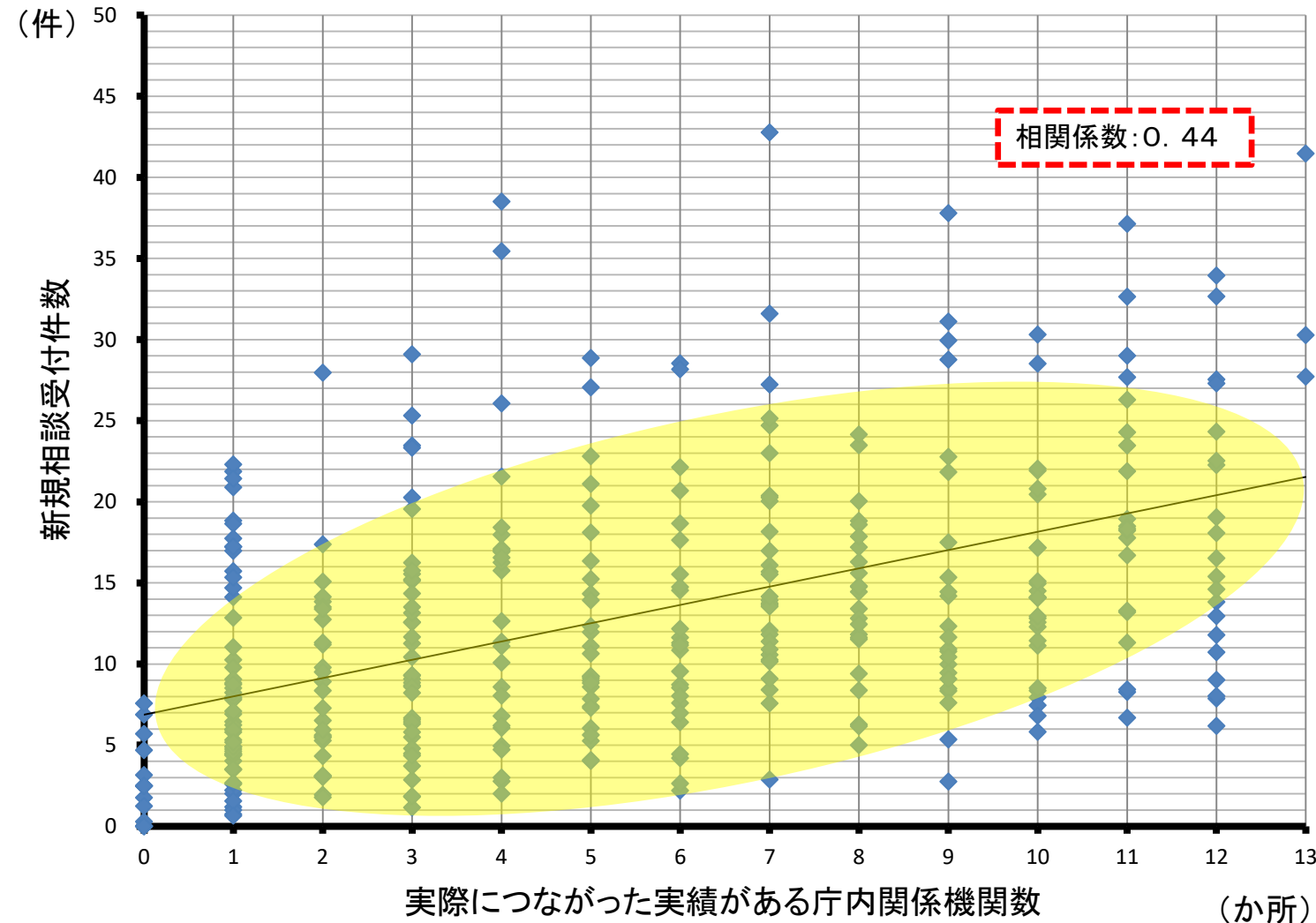


※平成29年度、平成30年度支援状況調査より(平成30年度実績は4月～12月実績)。

※平成30年10月～12月実績は、生活困窮者自立支援統計システムより把握。

関係機関との連携（新規相談件数の関係）

- 自立相談支援機関・関係機関の間の連携状況と新規相談件数の関係をデータで検証することは難しいものの、一般に庁内連携しやすいと言われる直営の自立相談支援機関（363箇所）において、実際に相談者がつながった実績のある関係機関数と新規相談件数の関係を見ると、中程度の相関関係が見られる。



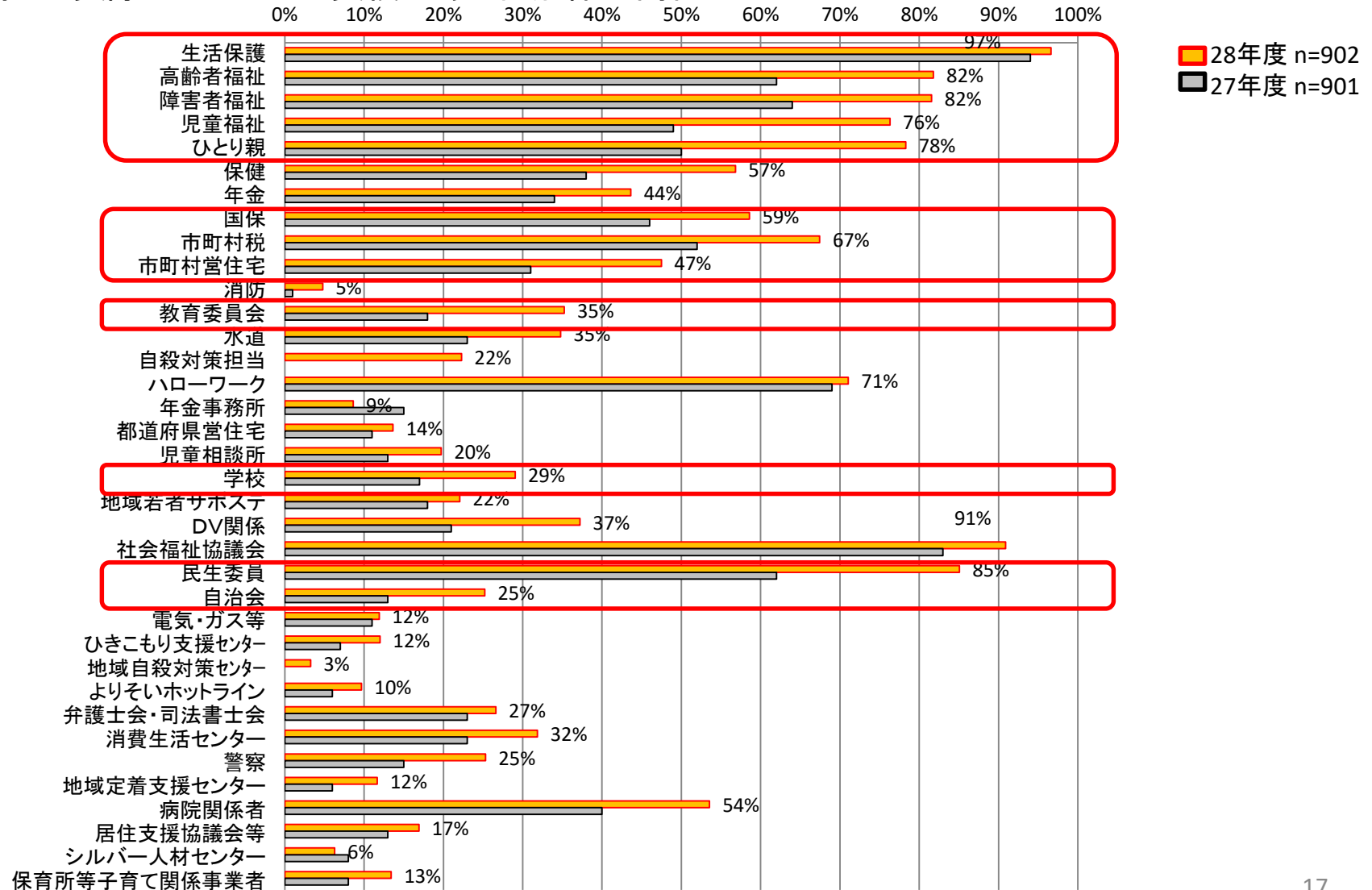
（出典）

自立相談支援機関を直営で運営している363自治体についてのデータ。
横軸の相談がつながってきた関係機関の箇所数については、「自立相談支援機関の連携状況に関するアンケート」（H27.12実施）による。生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、ひとり親、保健、年金、国保、市税、市営住宅、消防、教育委員会、水道の13機関から「実際につながった実績がある」機関数をとったもの。

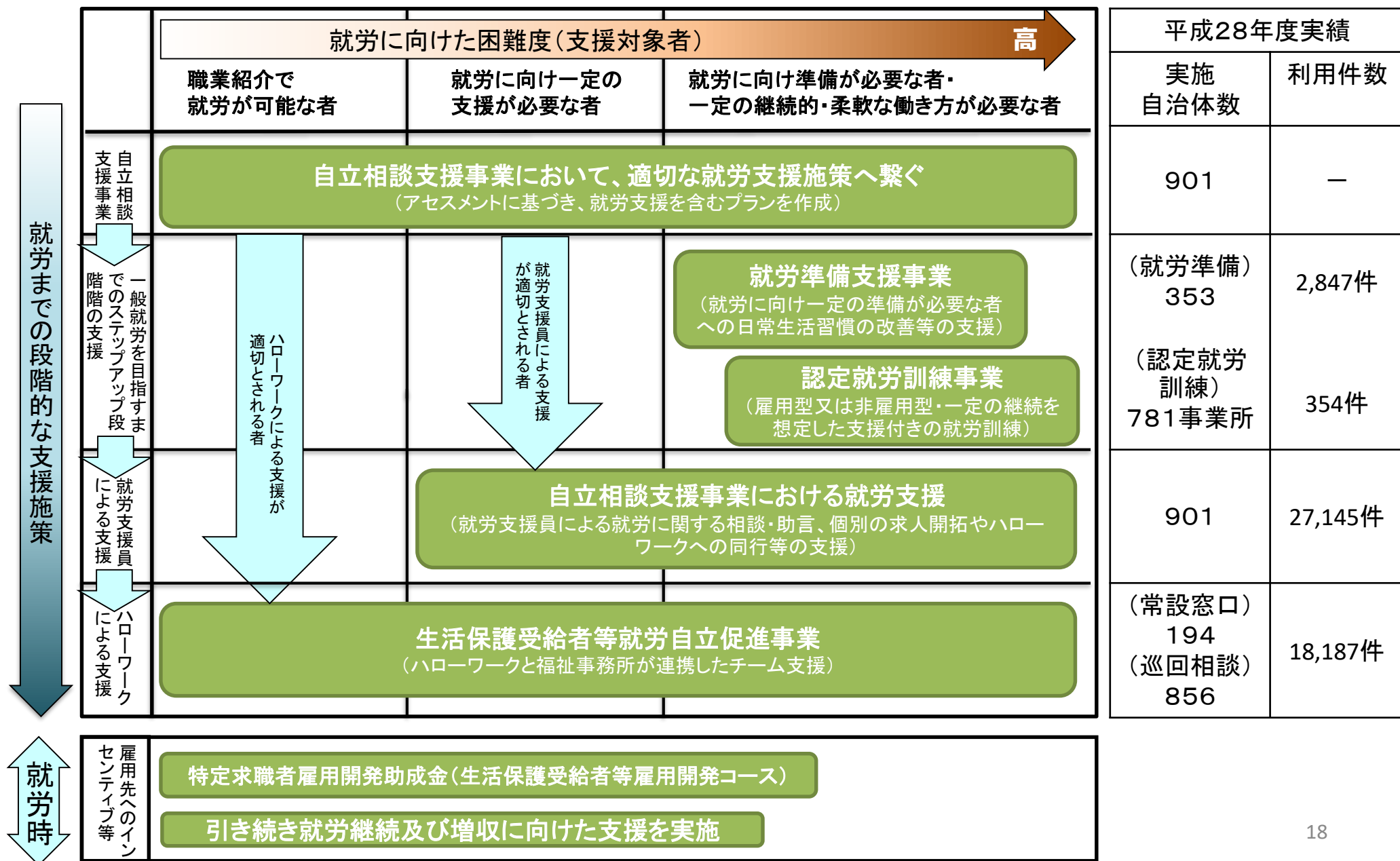
関係機関との連携(様々な機関との連携)

○ 関係機関との連携は、初年度から28年度にかけて着実に進展している。

◆各機関から実際につながった実績のある自治体の割合



生活困窮者に対する就労支援について

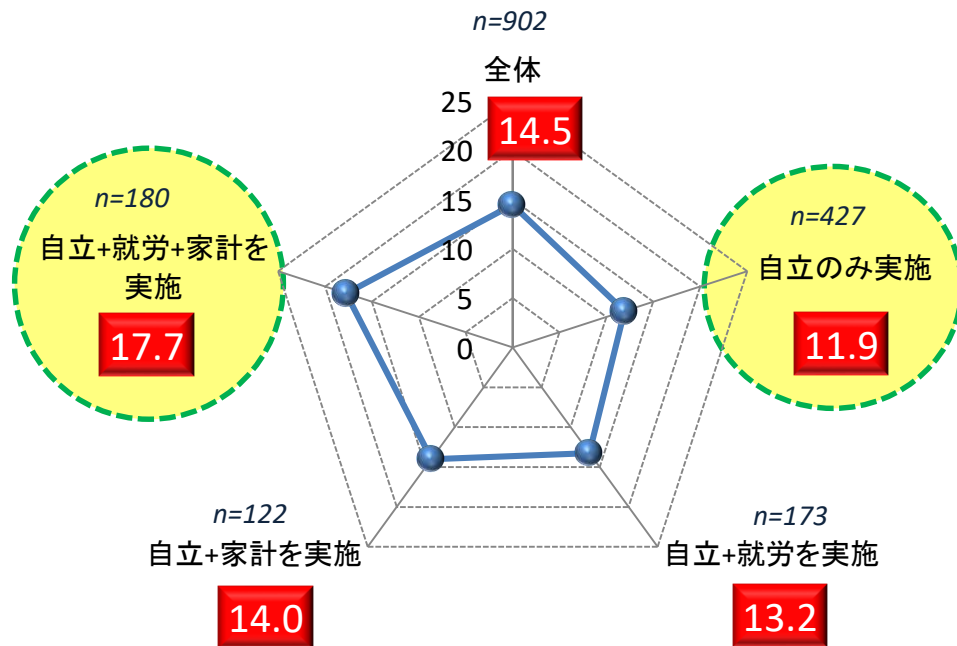


任意事業等の効果、有効性

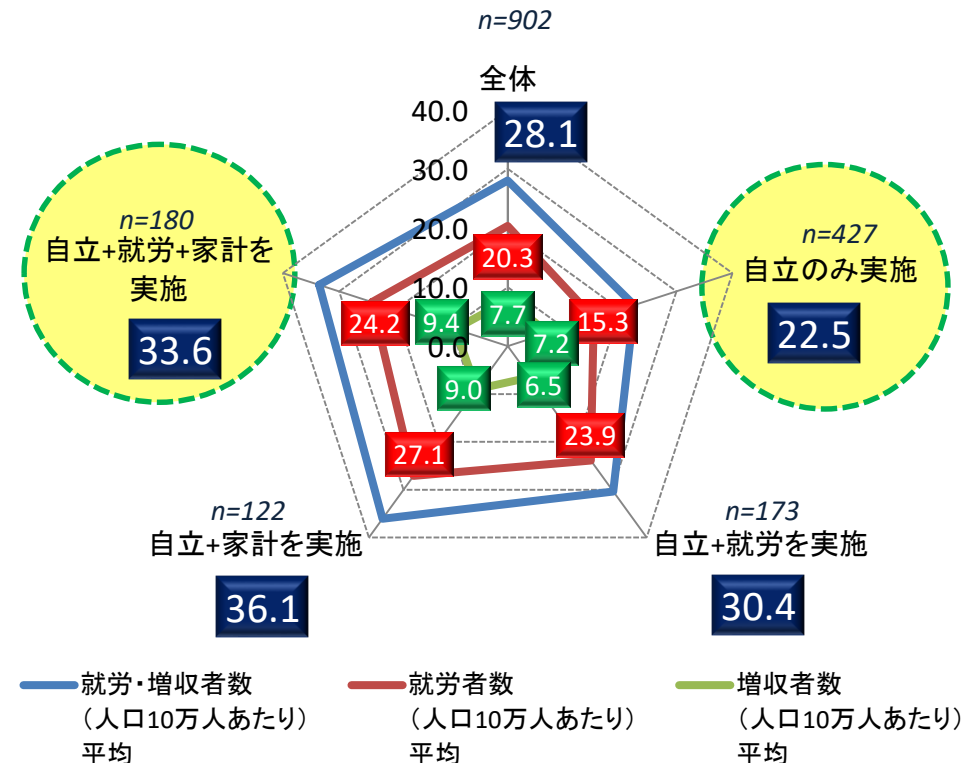
任意事業の実施状況と新規相談受付件数、就労・増収者数

- 任意事業の実施状況と新規相談受付件数の関係をみると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援のみを実施している自治体と比べ、新規相談受付件数が多い。
- また、任意事業の実施状況と就労・増収者数の関係をみると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援事業のみを実施している自治体よりも、就労・増収者数が多い。

任意事業の実施状況と新規相談受付件数(月ベース)
(人口10万人あたり平均)



任意事業の実施状況と就労・増収者数(年ベース)
(人口10万人あたり平均)



就労準備支援事業(任意事業)

事業の概要

- **生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者**を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- **対象者の様々な状態像**に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- **就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い**等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- **日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニュー**による支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

- **通所、合宿等の様々な形態で実施。**

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



効果

- **一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。**

就労準備支援事業の実施状況

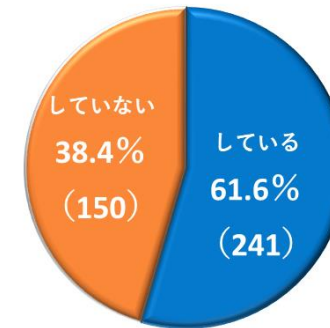
- 就労準備支援事業の運営方法について、直営方式との併用を含めて、約 9 割の自治体が委託により実施している。委託先は NPO 法人が最も多く（33.8%）と最も多く、次いで社会福祉協議会（23.8%）となっている。
- 就労体験先での手当の有無について、「手当なし（64.7%）」が最も多い。

(1) 運営方法

運営方法	自治体数	割合
直営	30	7.7%
委託	341	87.2%
直営＋委託	20	5.1%

(n=391)

(3) 被保護者就労準備支援事業との一体的な実施の状況



(n=391)

(2) 委託先

委託先	自治体数	割合
社会福祉法人(社協以外)	62	17.2%
社会福祉協議会	86	23.8%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	43	11.9%
株式会社等	64	17.7%
NPO法人	122	33.8%
生協等協同組合	12	3.3%
その他	41	11.4%

(n=361)
(複数回答)

(4) 就労体験先での手当の有無

区分	回答数	割合
手当なし	253	64.7%
手当あり（交通費の一部に充てるものとして支給）	17	4.3%
手当あり（交通費の一部に充てるもの＋αとして支給）	21	5.4%
手当あり（使途の想定なし）	46	11.8%
就労体験先の事業所がない	52	13.3%
無回答	2	0.5%

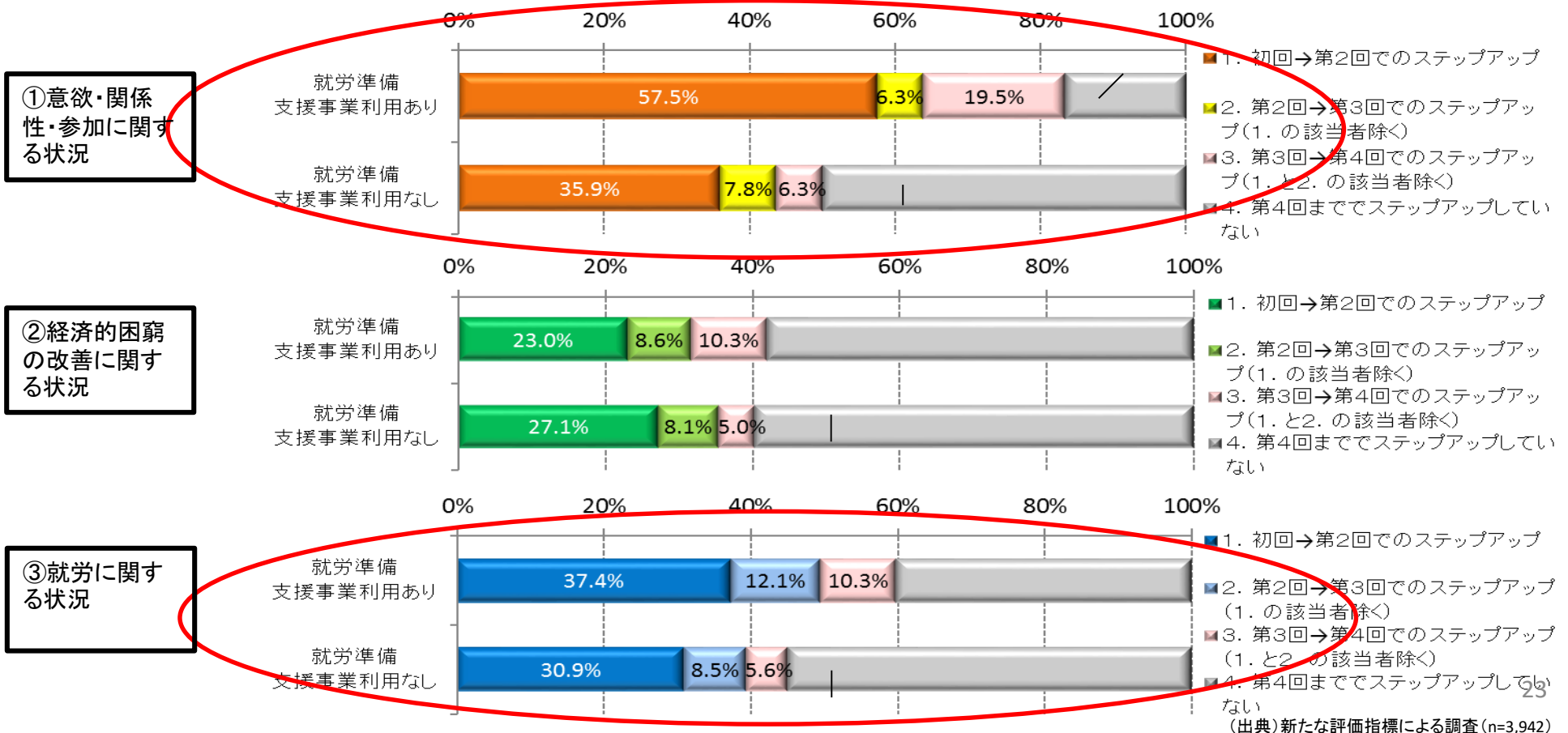
(n=391)

(※) 各自治体の利用者全体のうち、最も多いものとして回答されたもの。

就労準備支援事業の効果(データから)

- 「新たな評価指標」の平成29年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、支援期間1年間(初回チェックから第4回チェックまで)でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。
- 「意欲・関係性・参加に関する状況」「就労に関する状況」に関して、就労準備支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標(H29.5新規相談分)における初回から第4回の比較(就労準備支援事業の利用の有無別)



就労準備支援事業の効果(実態から)

- 就労体験等の場づくりにおいては、**他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組も広がってきている。**

【地域づくりの取組実態】

地域活性化

○ **観光業界からの依頼を受け**、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)

○ **商店街で毎月開催している「16市」**においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)

○ **商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業**として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

特定産業での人材不足 解消

○ **地域の観光業を支える宿泊業**では、1～2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)

○ **担い手が不足している漁網作り**に生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

広域的な 地域課題 解決

○ 地方の**農業等の基幹産業の人材難**といった課題や首都圏・都道府県を中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)

自立相談支援事業における就労（準備）支援

- 自立相談支援事業における就労支援について、就労準備支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「対象者を問わずほとんど常に実施～対象者に応じて実施し頻度は高い」の割合が高く、支援対象者に対して実施できている就労支援の程度が充実している傾向にある。

①実施した就労支援の内容

上段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施していない自治体(n=511)

下段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施した自治体(n=391)

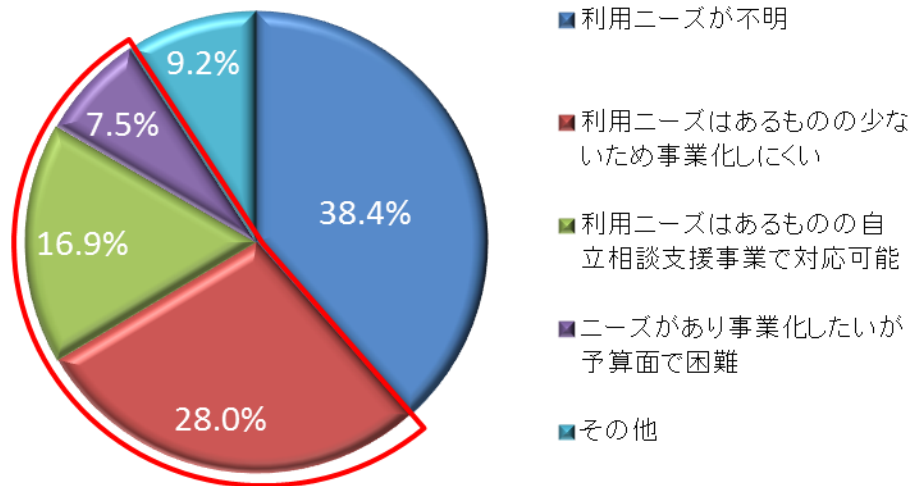
支援内容	対象者を問わずほとんど常に実施	対象者に 応じて実施し 頻度は高い	対象者に 応じて実施し 頻度は低い	実施したい 実施すべきだが できていない	就労準備支援事業 で対応するため実 施しない	その他の理由で 実施しない	無回答	対象者を問わず ほとんど実施～ 頻度は高い
生活面(身だしなみや規則正しい生活等)	20.4%	30.1%	36.6%	4.7%	—	5.1%	3.1%	50.5%
	21.5%	34.8%	34.5%	0.3%	7.7%	0.3%	1.0%	56.3%
コミュニケーション面の配慮	28.0%	32.1%	27.6%	4.3%	—	4.7%	3.3%	60.1%
	35.3%	40.7%	16.4%	0.3%	5.9%	0.5%	1.0%	76.0%
就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	21.9%	44.4%	22.1%	4.9%	—	3.7%	2.9%	66.3%
	29.7%	47.1%	15.6%	1.0%	5.6%	0.8%	0.3%	76.7%
ボランティアや職場見学の企画調整(単発利用)	0.6%	6.3%	34.2%	30.7%	—	23.1%	5.1%	6.8%
	3.1%	12.5%	36.1%	10.0%	34.3%	2.6%	1.5%	15.6%
ボランティアや職場見学の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.6%	3.3%	24.7%	39.9%	—	26.0%	5.5%	3.9%
	2.6%	7.9%	24.6%	18.9%	39.1%	5.1%	1.8%	10.5%
就労体験や職場実習の企画調整(単発利用)	0.6%	4.7%	25.8%	39.1%	—	24.5%	5.3%	5.3%
	2.6%	10.7%	28.6%	14.6%	38.6%	3.1%	1.8%	13.3%
就労体験や職場実習の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.2%	3.1%	17.8%	46.4%	—	27.0%	5.5%	3.3%
	2.6%	8.2%	17.4%	21.7%	42.5%	5.9%	1.8%	10.7%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の講座開催	1.2%	4.1%	10.0%	36.6%	—	42.7%	5.5%	5.3%
	3.1%	10.7%	12.8%	14.3%	35.3%	22.0%	1.8%	13.8%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の個別支援	5.3%	27.4%	38.0%	11.5%	—	13.5%	4.3%	32.7%
	9.7%	34.5%	31.2%	4.1%	17.1%	2.3%	1.0%	44.2%
ハローワークや企業面接等への同行支援	13.5%	45.8%	27.4%	6.1%	—	5.1%	2.2%	59.3%
	16.1%	53.5%	22.8%	0.5%	5.6%	0.8%	0.8%	69.6%
就労後の定着支援	9.0%	20.4%	34.8%	20.2%	—	11.4%	4.3%	29.4%
	19.7%	32.2%	27.9%	11.8%	4.9%	2.8%	0.8%	51.9%
定期的に頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	4.5%	18.6%	34.2%	19.6%	—	17.8%	5.3%	23.1%
	9.2%	25.6%	35.8%	8.7%	13.3%	5.1%	2.3%	34.8%
支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	0.4%	2.7%	9.2%	28.8%	—	53.4%	5.5%	3.1%
	2.6%	6.9%	13.8%	16.4%	33.8%	24.6%	2.0%	9.5%
合宿型のような宿泊を伴う支援	0.0%	0.2%	2.0%	14.1%	—	78.3%	5.5%	0.2%
	0.8%	0.0%	1.3%	13.3%	16.9%	65.5%	2.3%	0.8%
臨床心理士等の専門職種の知見を要する支援	0.0%	2.2%	14.9%	29.0%	—	48.3%	5.7%	2.2%
	2.0%	4.9%	18.7%	25.6%	12.3%	34.5%	2.0%	6.9%

就労準備支援事業を巡る課題①

- 就労準備支援事業を実施しない理由の中では、利用ニーズがあるとしながらも事業化できない・しない自治体も全体の約半数となっている。
- 被保護者就労準備事業と一体的な実施をしない理由として、被保護者と生活困窮者に対する支援は内容やスタンスが異なるため、一体的に実施する必要がないことを挙げる自治体が全体の約半数である。

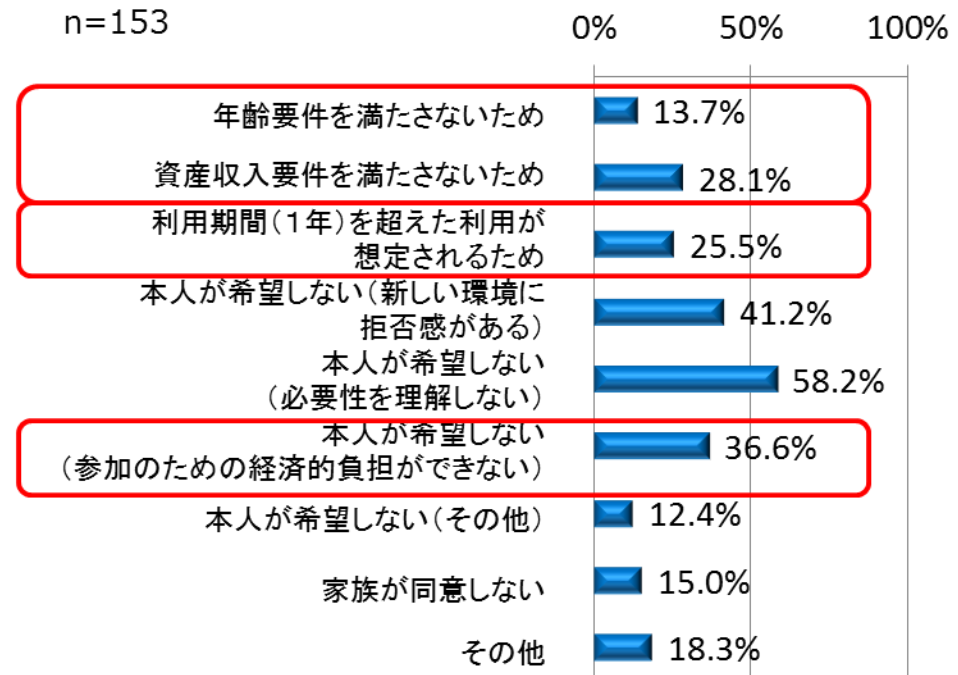
1. 就労準備支援事業を実施しない理由

n=510



2. 就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由

n=153



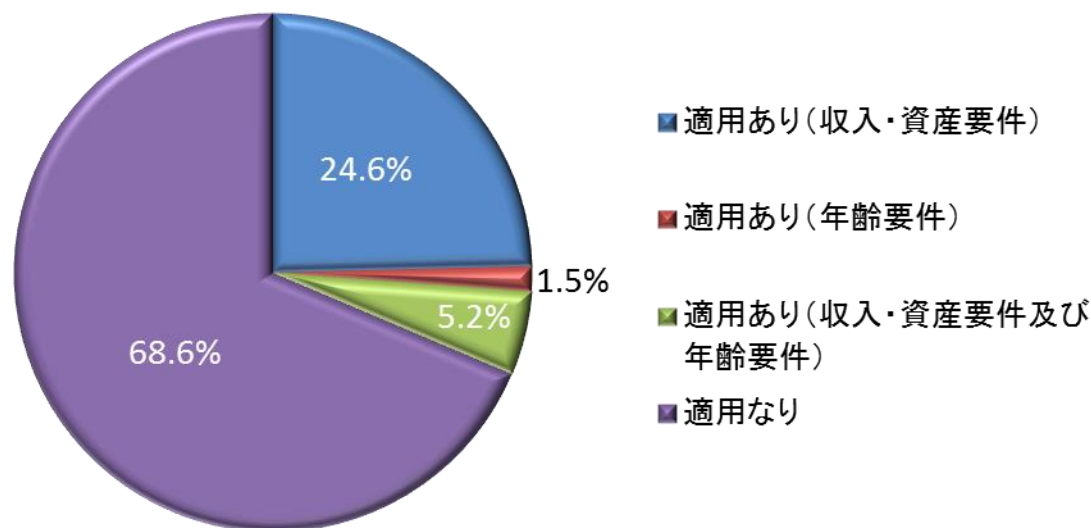
(出典) 1は平成29年度事業実施状況調査。2は平成28年度自立相談支援事業等実績調査。就労準備支援事業実施自治体のうち、事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可)。

就労準備支援事業を巡る課題②

- 就労準備支援事業の対象者要件としては、①年齢、②資産収入について施行規則において定めつつ、これに準ずるとして自治体が認める者（以下「準ずる者」という。）は利用できる枠組みとなっている。
- 実態としては、①年齢について約1割、②資産収入について約3割の自治体で「準ずる者」の適用実績がある。

対象者要件の弾力運用の状況

n=325



【参考：対象者要件の概要】

- 次のいずれの要件にも該当し、かつ申請日において65歳未満の者
(1) 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋住宅扶助基準に基づく額以下であること
(2) 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
- 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者

家計改善支援事業について

事業の概要

- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

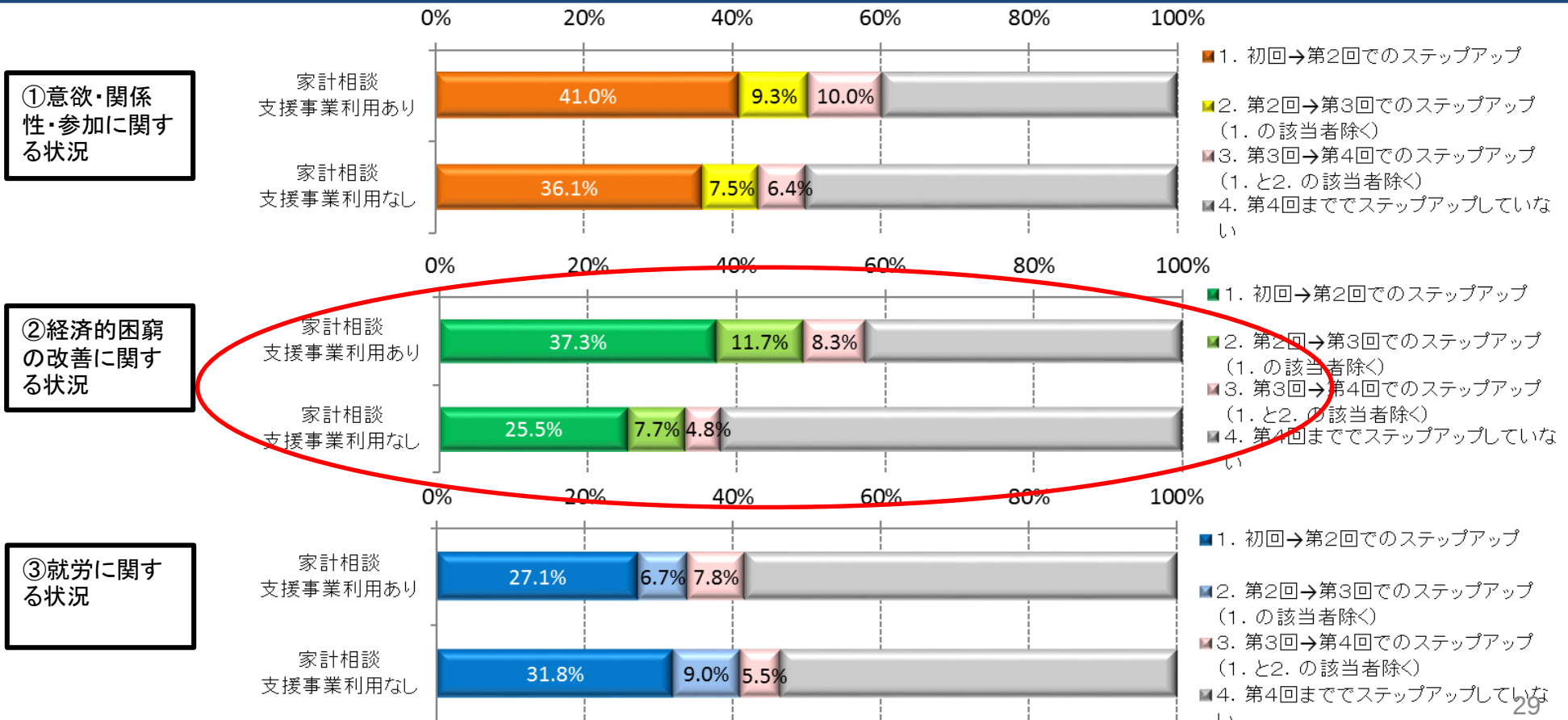
効果

- **自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。**
- **滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。**

家計改善支援事業の効果（データから）

- 「新たな評価指標」の平成29年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、家計改善支援事業の利用の有無別に、支援期間1年間（初回チェックから第4回チェックまで）でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。
- 「経済的困窮の改善に関する状況」に関して、家計改善支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標（H29.5新規相談分）における初回から第4回の比較（家計改善支援事業の利用の有無別）



家計改善支援事業の効果

- 事業利用による効果として、9割超の自治体が「債務・滞納の解消に役立った」ことを挙げている。
- 特に自治体が有する債権については、家計改善支援事業の利用による滞納の解消を金額ベースで把握することも可能であり、効果の「見える化」が期待できる。

1. 事業利用による効果

(n=361)

区分	回答数	割合
就労や増収に役立った	253	70.1%
債務・滞納の解消に役立った	323	89.5%
世帯への包括的な支援に役立った (※)	296	82.0%
上記の事例も含め、定量的な効果測定を行っている	253	70.1%

(※) 家計支援により本人以外の課題の発見や解決につながったもの。

(出典) 平成29年度自立相談支援事業等実績調査

2. 効果の定量的な把握

千葉県千葉市 人口約 97.4 万人 ※家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 98件

- ・ 市県民税、所得税、国保料、介護保険料、固定資産税の滞納が19件
- ・ このうち、家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額が394万円

平成28年4月～平成29年3月

福岡県久留米市 人口約 30.6 万人 ※家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数228件

- ・ 国民健康保険料の滞納が72件
- ・ このうち、家計改善支援事業の支援により分納計画を立てた件数が41件
- ・ 平成28年度末での、納付済み額は281万円

平成28年4月～平成29年3月

熊本県阿蘇市 人口約 2.7 万人 ※家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 42件

- ・ 市県民税、国民健康保険税、保育料、公営住宅家賃等の滞納が10件
- ・ このうち、家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額が270万円
- ・ 平成29年3月時点での、納税・納付済み額が49万円

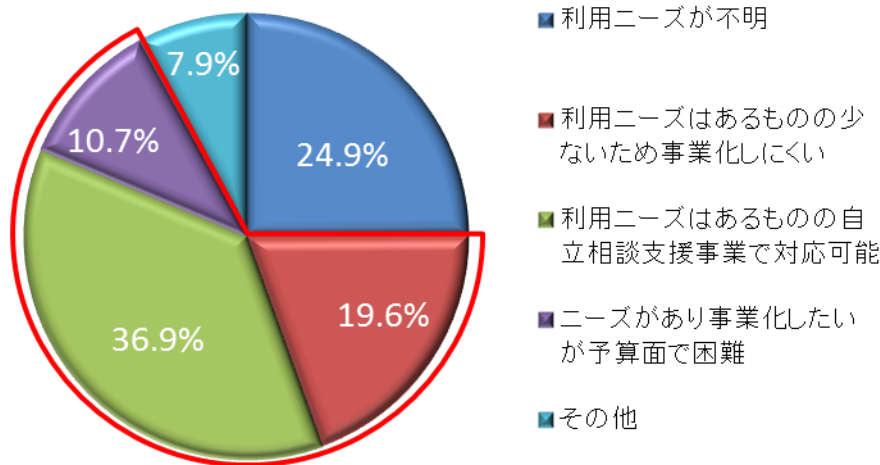
平成28年4月～平成29年3月

家計改善支援事業に関する状況①

- 家計改善支援事業未実施自治体のうち約7割の自治体においては、利用ニーズがあるとしながらも事業化できない・しないとされている。
- こうした自治体でも相談者の家計改善支援のニーズは存在し、「非常に多い」「多い」とする自治体で約7割を占めるが、専門的な支援を要するケースも含め、自立相談支援事業で対応せざるをえない現状にある。

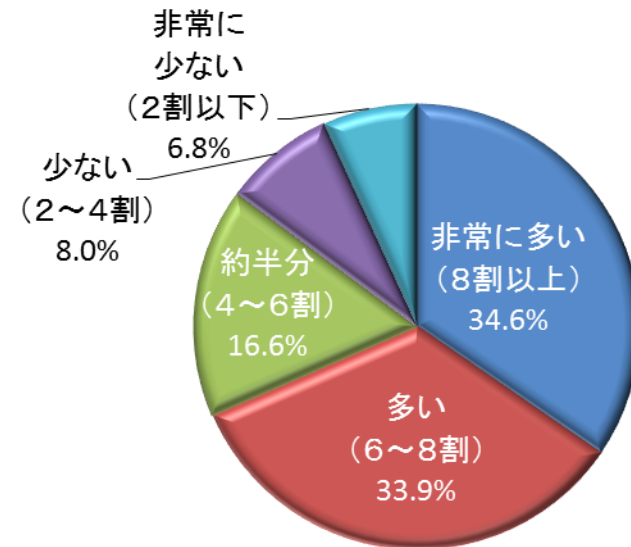
1. 家計改善支援事業を実施しない理由

(n=542)



2. 家計改善支援事業未実施自治体における相談者の家計改善支援ニーズ

(n=584)



【注】自立相談支援事業における相談者について、以下①～⑧のいずれかの状態像に該当する相談者の概ねの割合について尋ねたもの。
(※対象者割合の厳密な算出は不要としている。)

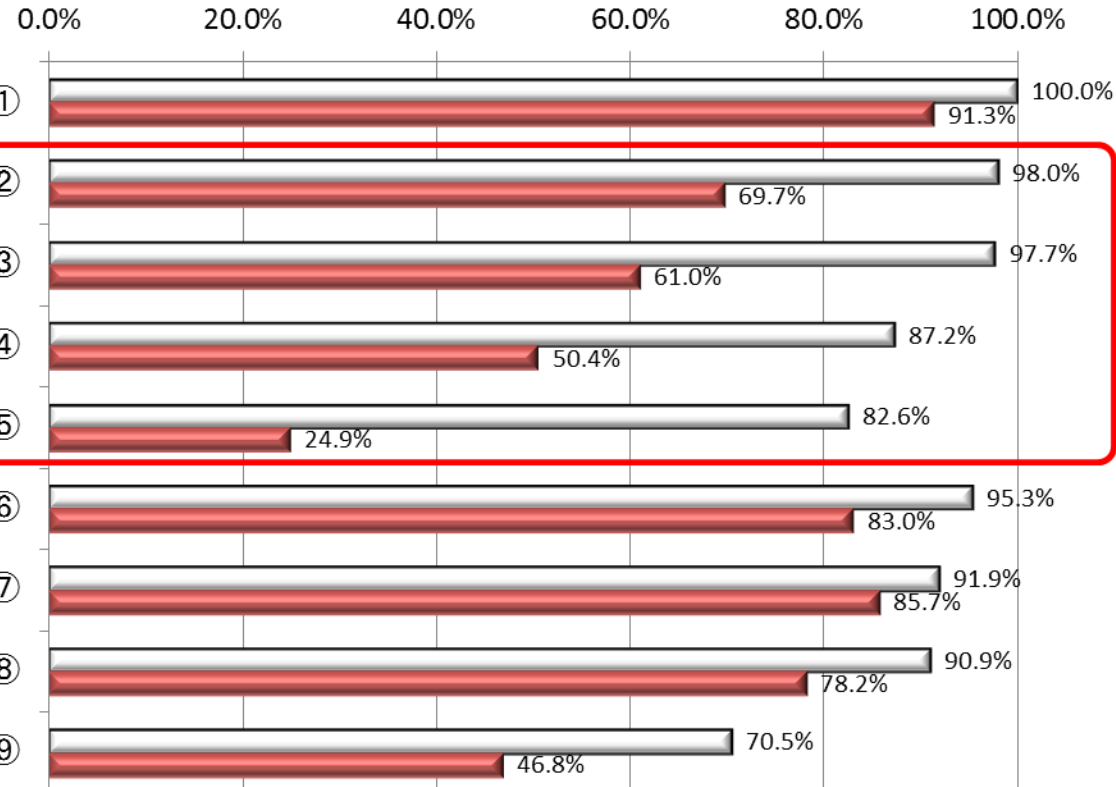
- | | |
|------------------------------------|--------------------------|
| ① 生活費が不足している相談者 | ⑤ 家計管理の必要性を認識していない相談者 |
| ② 生活費が不足しており、就職・転職を希望する相談者 | ⑥ 支出費目の優先順位付けができていない相談者 |
| ③ 家計の収支バランスが悪い相談者 | ⑦ 債務整理や滞納に関する課題を抱えている相談者 |
| ④ 家計の状態(1か月の収支や債務の残高等)を把握できていない相談者 | ⑧ 生活福祉資金等の貸付に関する相談者 |

家計相談支援事業に関する状況②

- 家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援を比較すると、「レシート等による大まかな支出把握とアドバイス」、「ひと月単位の家計の把握とアドバイス」、「具体的な収入目標を設定しての就労支援」、「数年先までの将来の生活の見通しの作成」については、家計相談支援事業における実施率が高くなっており、家計相談支援事業の専門性が表れている。

家計相談支援事業と自立相談支援事業の支援内容

■ 家計相談支援事業（n=298） ■ 自立相談支援事業（家計相談支援事業未実施自治体）（n=587）



（出典）平成28年度自立相談支援事業等実績調査。

家計相談支援事業、自立相談支援事業（家計相談支援事業未実施自治体におけるもの）について実施していると回答のあった支援内容を集計。

自立相談支援事業における家計支援

- 自立相談支援事業における家計支援について、家計相談支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「対象者を問わずほとんど常に実施～対象者に応じて実施し頻度は高い」の割合が高く、支援対象者に対して実施できている家計支援の程度が充実している傾向にある。

③自立相談支援機関における家計支援の実施内容

上段(■):平成29年度に家計相談支援事業を実施していない自治体(n=541)

下段(■):平成29年度に家計相談支援事業を実施した自治体(n=361)

支援内容	対象者を問わずほとんど常に実施	対象者に 応じて実施し 頻度は高い	対象者に 応じて実施し 頻度は低い	実施したい 実施すべきだが できていない	家計相談支援事業 で対応するため 実施しない	その他の理由で 実施しない	無回答	対象者を問わず ほとんど実施～ 頻度は高い
① 相談者から話を聞き、本人の家計の状況を把握し、必要なアドバイスをしている	33.6%	41.0%	19.8%	2.2%	—	2.6%	0.7%	74.7%
② ①に加えて、相談者のレシートの内容を確認するなどして、大まかな支出の内容を把握し、必要なアドバイスをしている。	3.5%	20.5%	47.3%	13.9%	—	8.3%	6.5%	24.0%
③ ②に加えて、家計表を作成し、ひと月単位の家計の現状を把握して必要なアドバイスをしている。	3.5%	16.1%	43.4%	19.8%	—	11.1%	6.1%	19.6%
④ ③に加えて、家計表から具体的な目標収入を設定し、就職・転職の支援をしている。	2.2%	11.6%	35.9%	28.5%	—	15.3%	6.5%	13.9%
⑤ ④に加えて、キャッシュフロー表を作成し、数年先までの家計予算の推移を把握し、将来の生活の見通しを立てている。	0.4%	2.8%	22.4%	45.1%	—	22.4%	7.0%	3.1%
⑥ 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討している。	8.1%	37.3%	36.0%	7.6%	—	5.4%	5.5%	45.5%
⑦ 各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援等をしている。	7.6%	40.3%	39.4%	4.6%	—	3.3%	4.8%	47.9%
⑧ 債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や法律関係者に同行支援等をしている。	5.0%	29.8%	42.9%	12.6%	—	5.2%	4.6%	34.8%
⑨ 資金貸付の円滑・迅速な審査のため、貸付あっせん書の作成や家計再生プランを貸付機関と共有する等している。	2.8%	11.1%	28.5%	25.9%	—	25.3%	6.5%	13.9%

④家計相談支援事業の実施拠点

(n=361)

区分	自治体数	割合
自立相談支援機関と同じ拠点で実施	290	80.3%
自立相談支援機関と異なる拠点で実施	65	18.0%
無回答	6	1.7%

自立相談支援事業における家計支援

- 自立相談支援事業における家計支援について、家計相談支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「対象者を問わずほとんど常に実施～対象者に応じて実施し頻度は高い」の割合が高く、支援対象者に対して実施できている家計支援の程度が充実している傾向にある。

③自立相談支援機関における家計支援の実施内容

上段(■):平成29年度に家計相談支援事業を実施していない自治体(n=541)

下段(■):平成29年度に家計相談支援事業を実施した自治体(n=361)

支援内容	対象者を問わずほとんど常に実施	対象者に 応じて実施し 頻度は高い	対象者に 応じて実施し 頻度は低い	実施したい 実施すべきだが できていない	家計相談支援事業 で対応するため 実施しない	その他の理由で 実施しない	無回答	対象者を問わず ほとんど実施～ 頻度は高い
① 相談者から話を聞き、本人の家計の状況を把握し、必要なアドバイスをしている	33.6%	41.0%	19.8%	2.2%	—	2.6%	0.7%	74.7%
② ①に加えて、相談者のレシートの内容を確認するなどして、大まかな支出の内容を把握し、必要なアドバイスをしている。	3.5%	20.5%	47.3%	13.9%	—	8.3%	6.5%	24.0%
③ ②に加えて、家計表を作成し、ひと月単位の家計の現状を把握して必要なアドバイスをしている。	3.5%	16.1%	43.4%	19.8%	—	11.1%	6.1%	19.6%
④ ③に加えて、家計表から具体的な目標収入を設定し、就職・転職の支援をしている。	2.2%	11.6%	35.9%	28.5%	—	15.3%	6.5%	13.9%
⑤ ④に加えて、キャッシュフロー表を作成し、数年先までの家計予算の推移を把握し、将来の生活の見通しを立てている。	0.4%	2.8%	22.4%	45.1%	—	22.4%	7.0%	3.1%
⑥ 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討している。	8.1%	37.3%	36.0%	7.6%	—	5.4%	5.5%	45.5%
⑦ 各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援等をしている。	7.6%	40.3%	39.4%	4.6%	—	3.3%	4.8%	47.9%
⑧ 債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や法律関係者に同行支援等をしている。	5.0%	29.8%	42.9%	12.6%	—	5.2%	4.6%	34.8%
⑨ 資金貸付の円滑・迅速な審査のため、貸付あっせん書の作成や家計再生プランを貸付機関と共有する等している。	2.8%	11.1%	28.5%	25.9%	—	25.3%	6.5%	13.9%

④家計相談支援事業の実施拠点

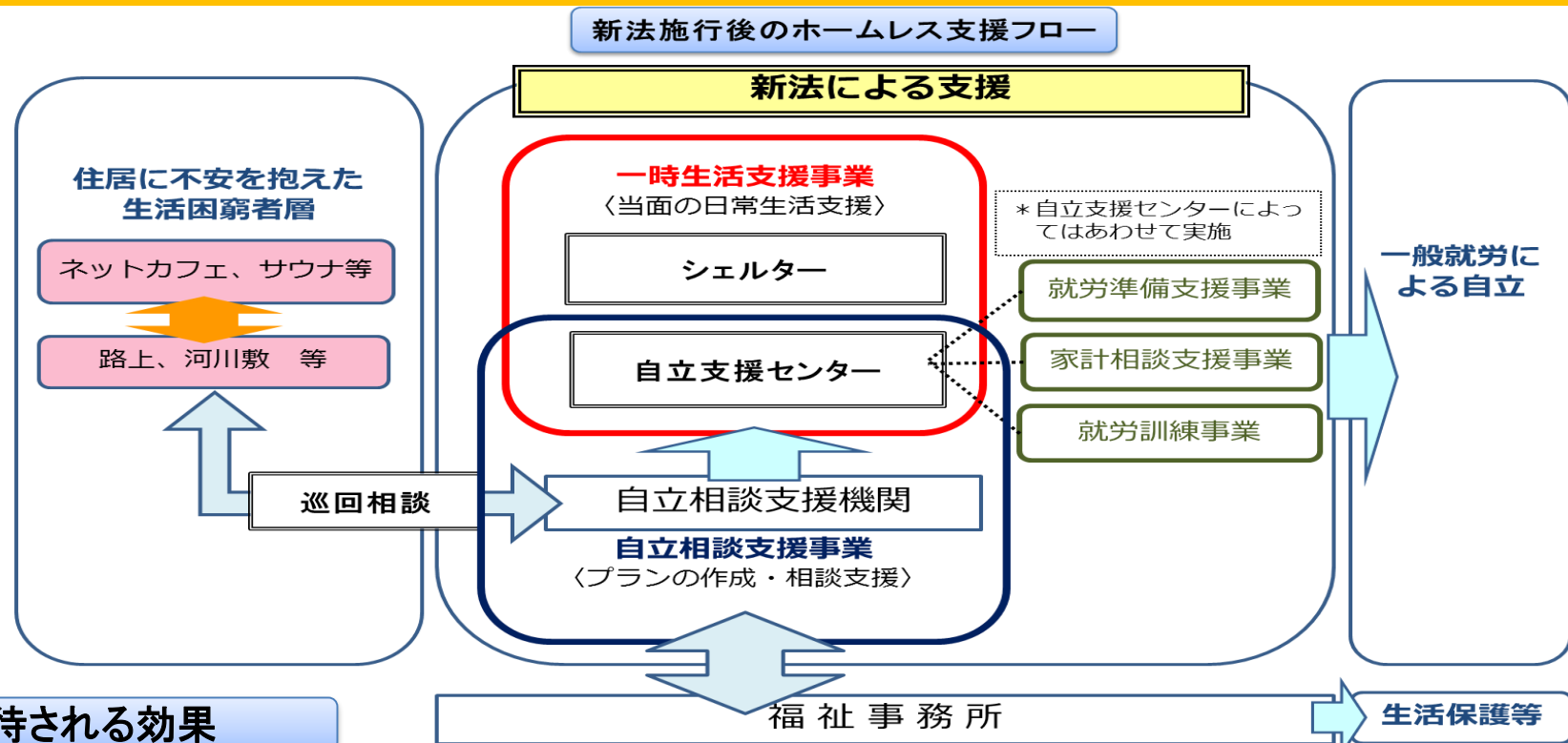
(n=361)

区分	自治体数	割合
自立相談支援機関と同じ拠点で実施	290	80.3%
自立相談支援機関と異なる拠点で実施	65	18.0%
無回答	6	1.7%

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。



期待される効果

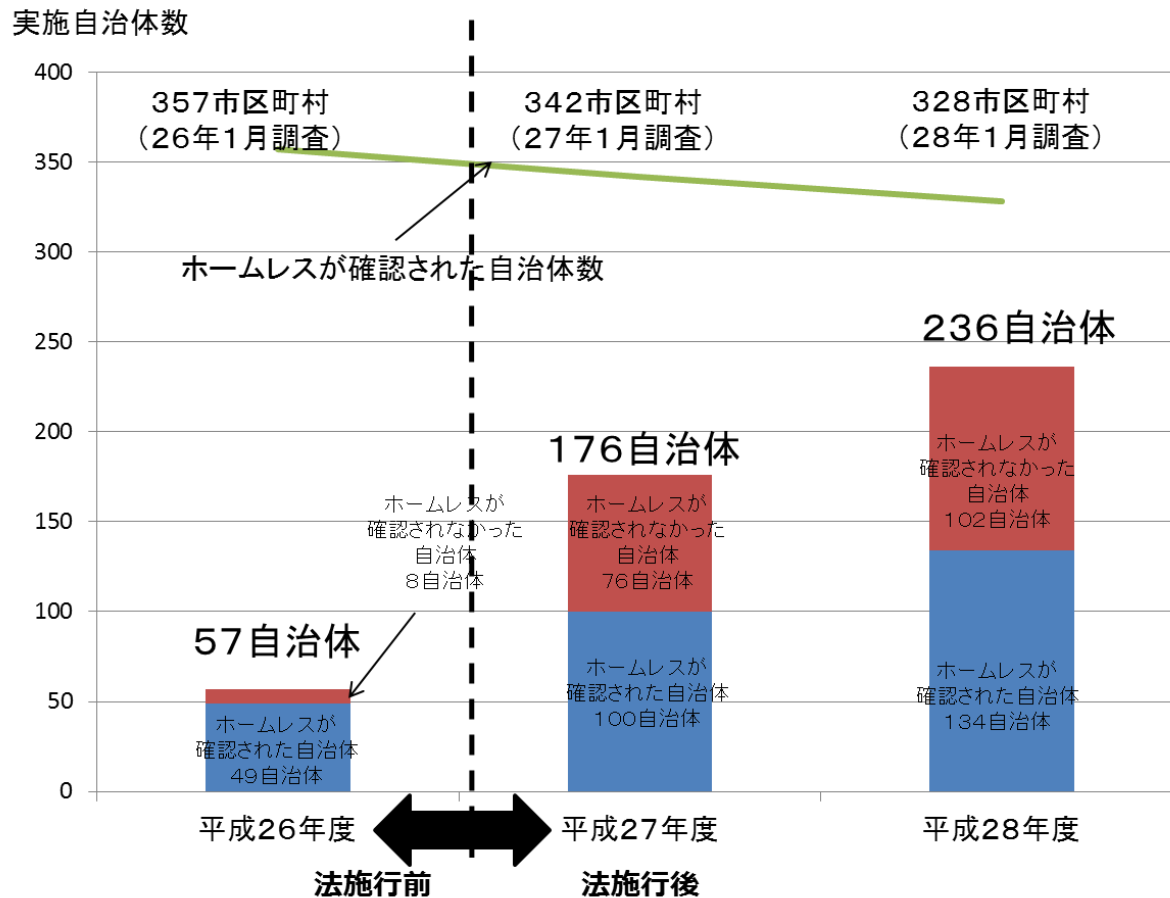
自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。

➤ 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

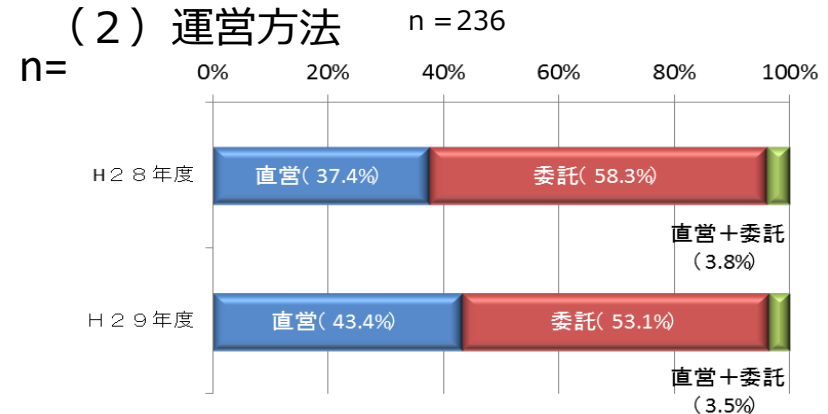
一時生活支援事業の実施状況

- 一時生活支援事業の実施自治体数は、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向である中、大幅に増加している。特に、ホームレスが確認されなかった自治体・10人未満の自治体において取組が進んでいる。
- 一時生活支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せて半分以上の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉法人(社協以外)が約4割と最も多く、次いでNPO法人である。

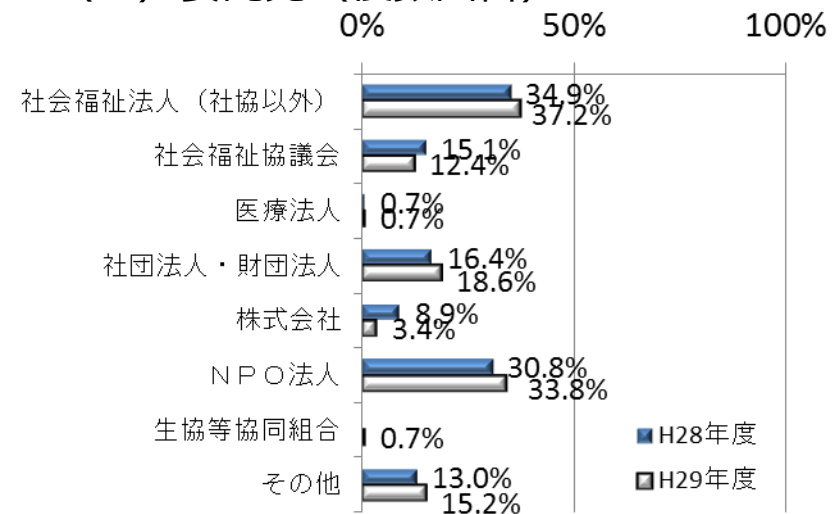
(1) 実施自治体数



(2) 運営方法



(3) 委託先 (複数回答)



(資料出所)(1)についてはホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)、平成26年度ホームレス対策事業運営状況調査、平成27年度自立相談支援事業等実績調査、平成28年度事業実施状況調査。(2)・(3)については平成28年度自立相談支援事業等実績調査・平成29年度事業実施状況調査

一時生活支援事業の実施状況②

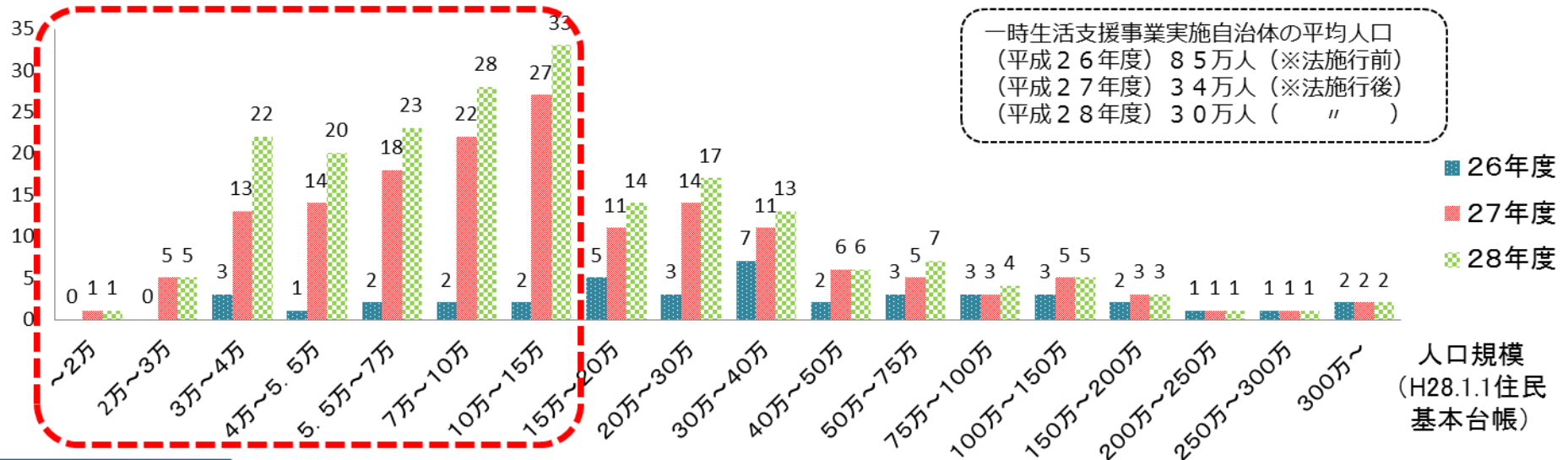
○ 実施自治体を人口規模ごとに見てみると、特に人口15万人未満の市区町村において一時生活支援事業の実施箇所数が大幅に伸びている。また、特に借上型シェルターを設置する自治体が大幅に伸びている。

1. 人口規模ごとの状況

※1 都道府県が実施主体のものは除く。

※2 東京都と特別区が共同で実施している自立支援センターは1自治体としてカウントしている。

実施自治体数



2. 実施形態

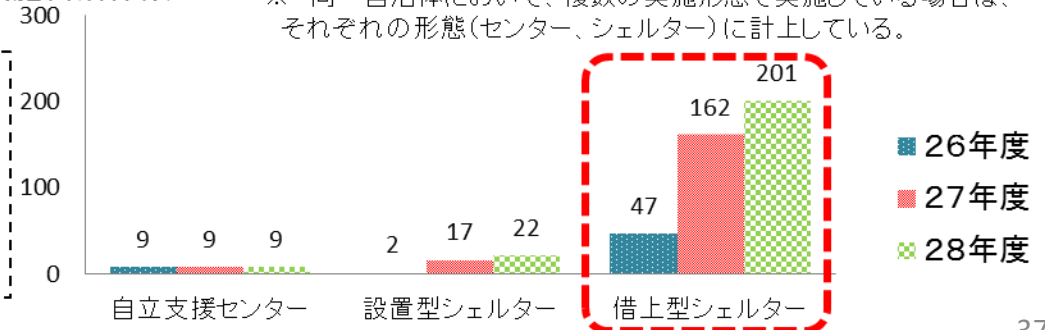
◆自立支援センター: 宿所・食事の提供のほか、健康診断、生活相談・指導、職業相談等により就労自立を支援する目的。(9自治体、19施設(定員1,492人)(平成28年3月現在))

◆シェルター: 緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により自立を支援する目的。

(179自治体、204施設(定員2,724人)(平成28年3月現在))

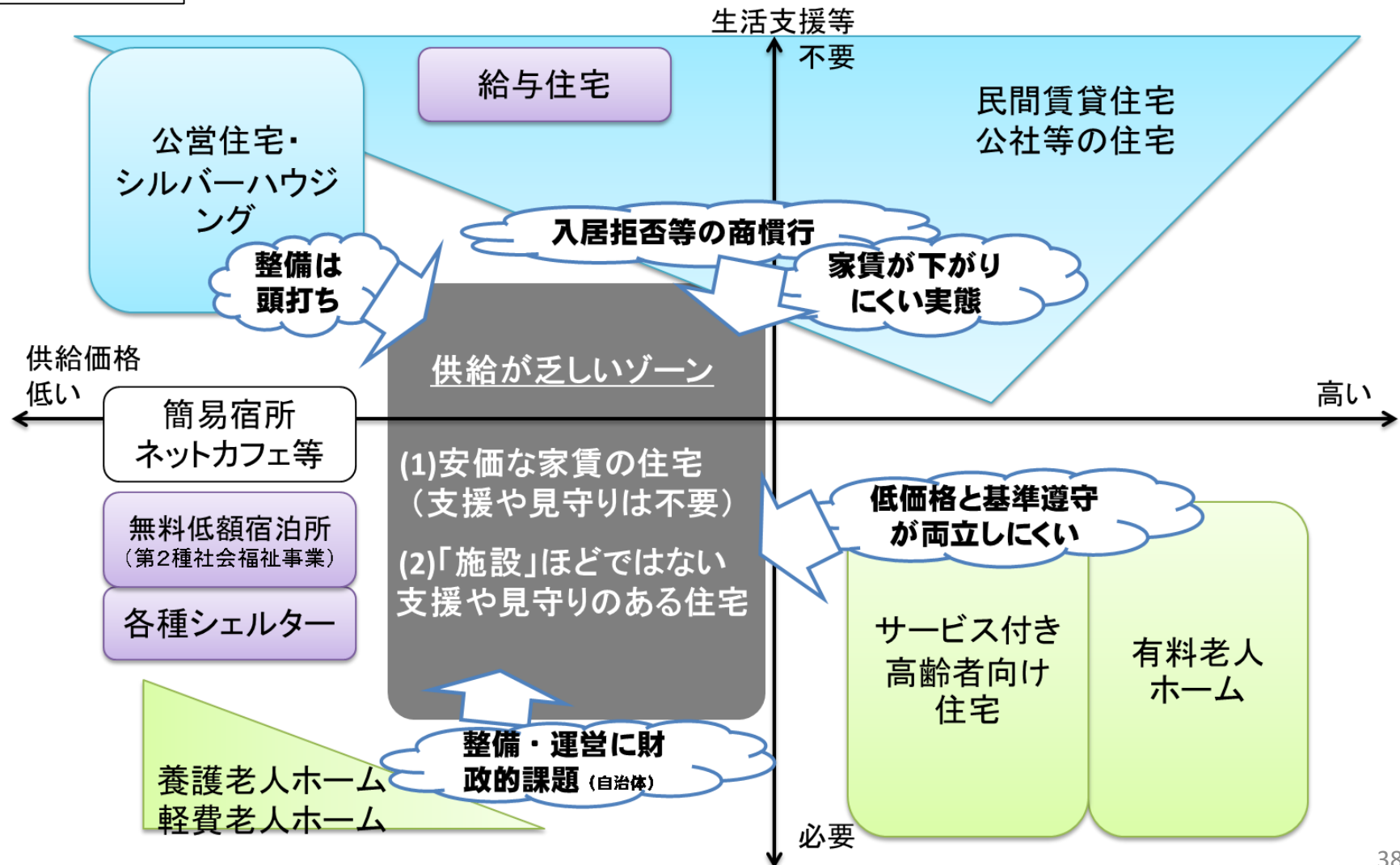
実施自治体数

※ 同一自治体において、複数の実施形態で実施している場合は、それぞれの形態(センター、シェルター)に計上している。



居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援の
あり方に関する調査研究」報告書
(株式会社野村総合研究所)より



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

国土交通省作成資料

(平成29年4月26日公布 平成29年10月25日施行)

背景・必要性

○ 住宅確保要配慮者*の状況

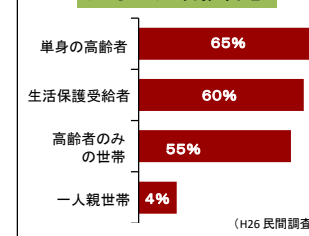
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%]）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万 ⇒ 夫婦子世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

※ 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

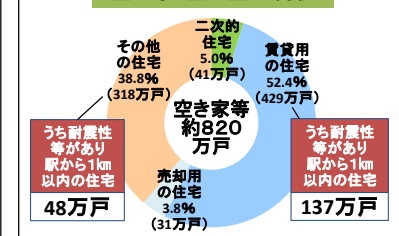
○ 住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



➡ 空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

法案の概要

○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積 等)
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

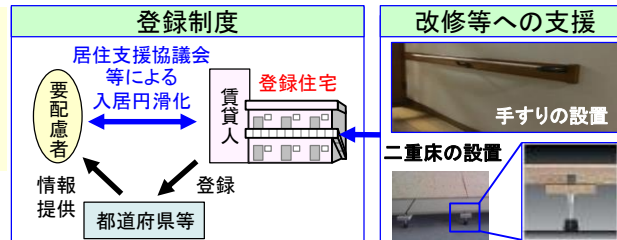
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定

- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加

- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付*を推進

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

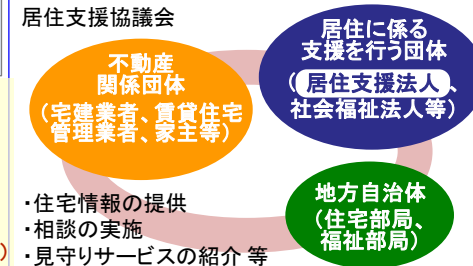
H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合
39% (① 669+② 17=686市区町村)(2016年)
⇒80% (①+② ≥ 1,393市区町村)(2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化



居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な
家賃の住
宅の確保



新住宅セーフティネットによる対応

- 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。
- 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。

2. 入居支
援の強化



- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。
- これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきた活動が、法的な位置づけを得られる枠組みとなった。

3. 家賃債
務保証の
円滑化



- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施。

4. 施設ほ
どではない
支援や見
守りの提供



困窮法改正に
よる対応

- 現行の一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

子どもの学習・生活支援事業について

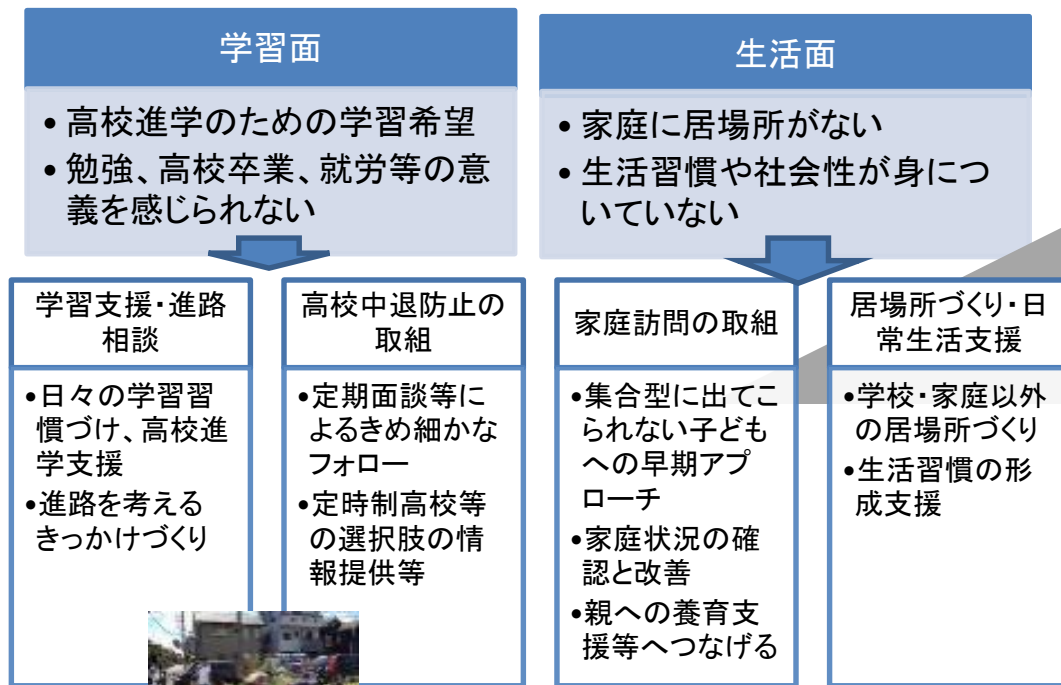
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習・生活支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 平成30年度においては、小学生や高校生世代に対する取組の強化を含めた拡充を実施。

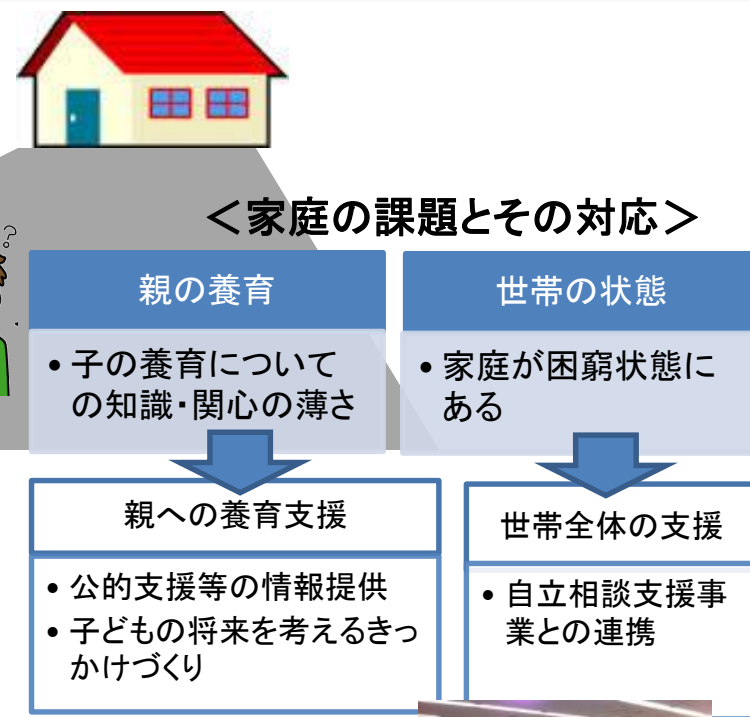
支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

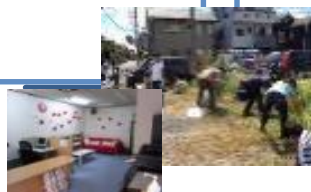
＜子どもの課題とその対応＞



＜家庭の課題とその対応＞



子どもの学習・生活支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



子どもの学習支援事業

- 平成29年度の学習支援の参加者（実人員）は31,112人。中学3年生のうち、生活保護世帯は3,334人（39.2%）、生活保護以外の世帯は5,173人（60.8%）。
- 中学3年生のうち、高校進学者は98.4%（進路不明者を除く）。

(4) 学習支援の取組状況

①参加者数(実人員)(人／年)

(n=506)

合 計		31,112人
小学校	小学1年～3年	2,551人
	小学4年～6年	7,272人
中学校等 (※1)	中学1年～2年	10,283人
	中学3年	8,507人
中学校既卒者		171人
高校等 (※2)	1年～2年	1,844人
	3年	395人
高校中退者		63人
高校既卒者		26人

内訳

生活保護世帯	3,334人
進学者数	3,135人
進学しなかった者の数	67人
進路不明の者の数	132人
生活保護以外の世帯	5,173人
進学者数	4,510人
進学しなかった者の数	55人
進路不明の者の数	608人

②学習教室実施箇所数(会場数)

(n=506)

1,694 箇所

③学習教室実施回数

(n=506)

(複数回答)

週当たり回数	平均1.9 回	(n=397)
月当たり回数	平均6.9 回	(n=247)

④訪問学習支援の状況

(n=506)

訪問による支援実績人数 (年間実人数)	1,596人
------------------------	--------

※1.「中学等」には、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。

※2.「高校等」は、高等学校(全日制、定時制、通信制)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)を言う。
専修学校(一般課程)、各種学校、公共職業能力開発施設等は含まない。

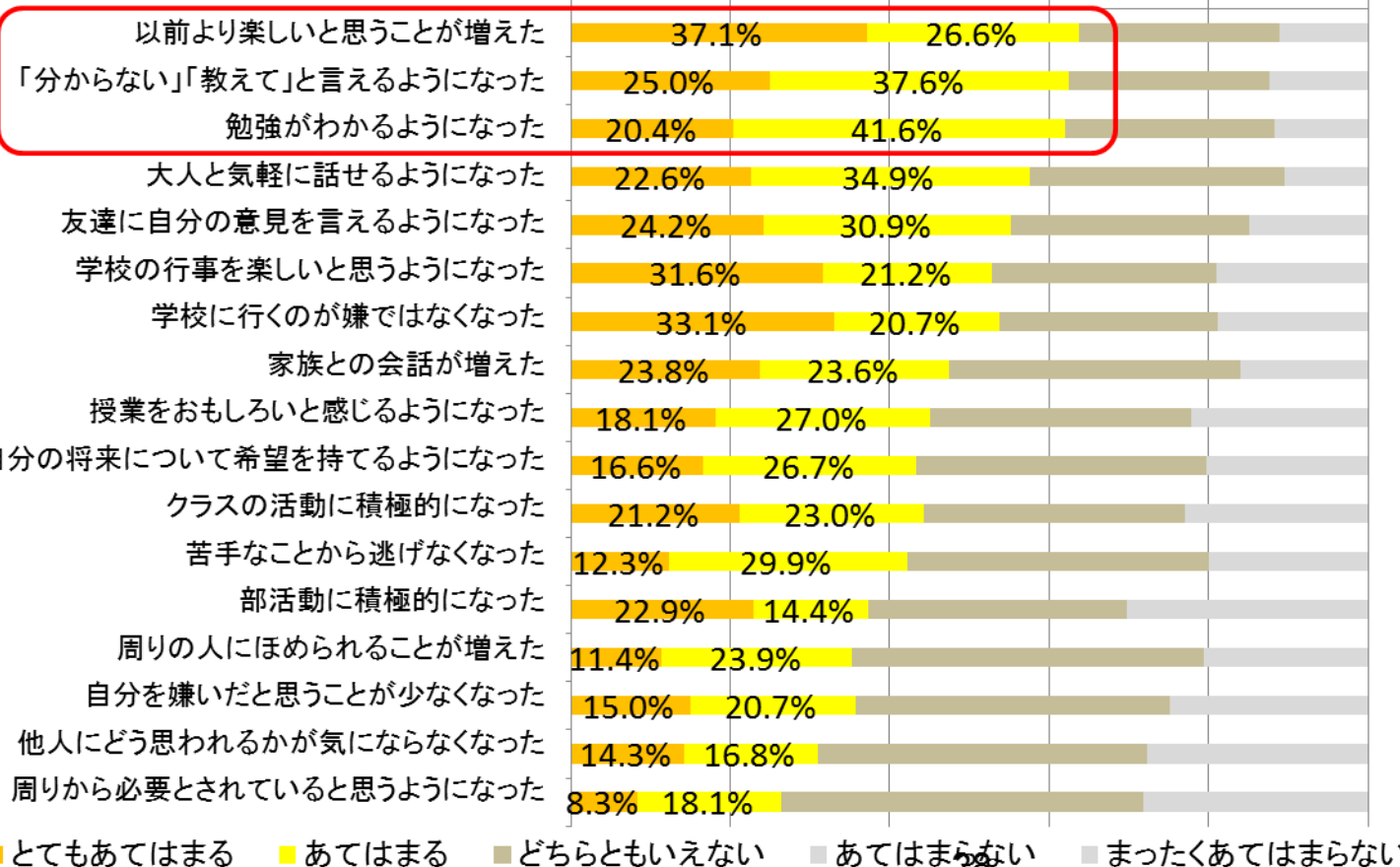
子どもの学習支援事業の効果

- 子どもの学習支援事業を利用した約6割超の子どもについて、「以前より楽しいと思うことが増えた」、「分からない」「教えて」と言えるようになった」、「勉強がわかるようになった」、等、肯定的な変化が見られている。
- 子どもの貧困対策により、現在15歳の子どものうち貧困の状況にある子どもの進学率・就業状況が改善した場合、生涯所得の合計額が2.9兆円増え、政府の財政が1.1兆円改善するとの推計も存在。

1. 学習支援事業を利用した子どもの変化

n=673

0% 20% 40% 60% 80% 100%



2. 子供の貧困による社会的損失(推計)

	所得	税・社会保障の純負担
現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円
改善シナリオ	25.5兆円	6.8兆円
差分	-2.9兆円	-1.1兆円

(出典) 1は平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)。学習支援実施団体15団体を利用する中学生に学習支援利用後の変化について尋ねたもの。

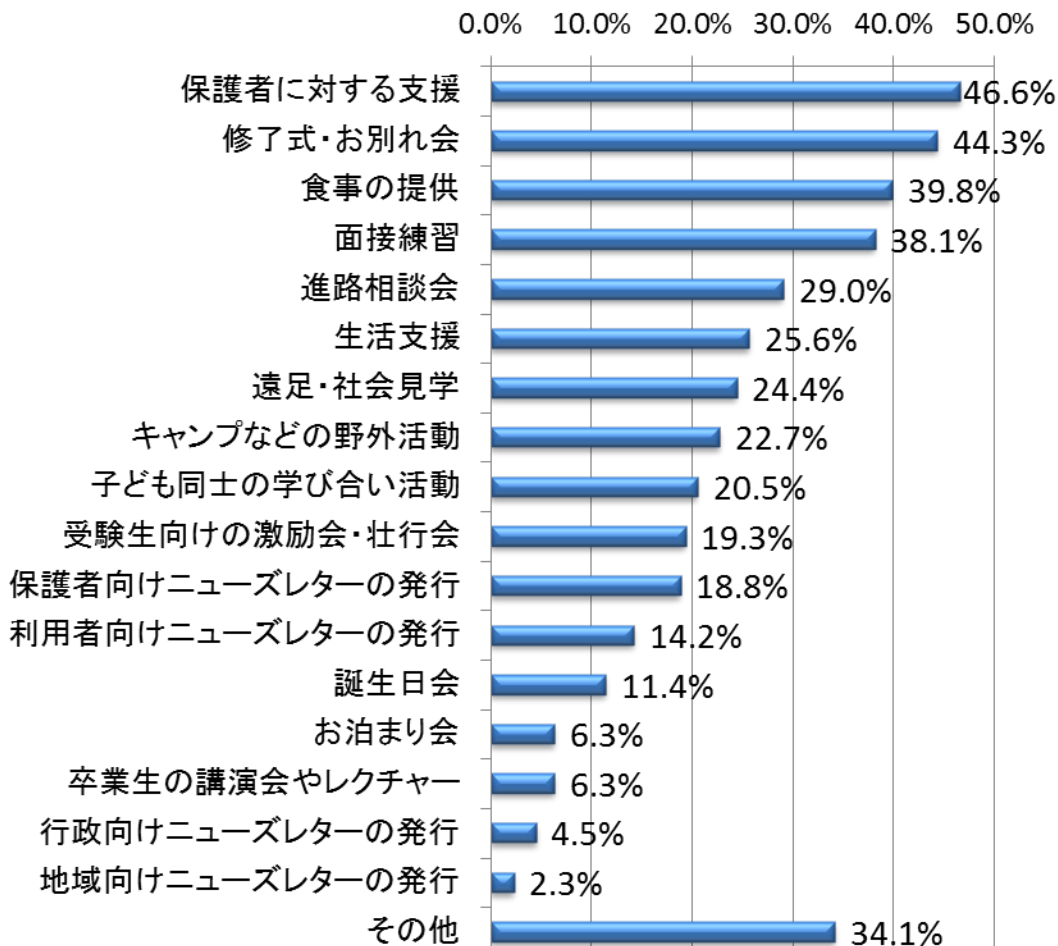
(出典) 2は日本財団及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる推計。現状シナリオと進学率・就業状況が一定程度改善した改善シナリオの双方について、現在15歳の貧困の状況にある子ども(生活保護世帯、児童養護施設入所者、ひとり親世帯(18万人))が19歳～64歳までに得る所得及び政府の税・社会保障の純負担を算出し、その差分を社会的損失として算出。

子どもの学習支援事業の実態について

○ 子どもの学習支援事業では、保護者に対する支援や食事の提供、生活支援など、「学習の支援」以外に様々な活動が実施されている。

1. 学習の支援以外の活動

n=201、複数回答



2. 食事の提供の取組例

- 調理施設がある一部会場において食育を目的とした夕食の提供も実施しており、食事に関する準備・片付け等を通して食習慣やマナー等を身につける場となっている。また、参加児童の親が調理に参加することもある。(埼玉県川口市)
- 学習支援や居場所の提供を行うとともに、地域のボランティア団体やフードバンク等と連携した食事の提供や、様々な分野の支援団体との連携を通じ、子どもの希望進路実現に向けた支援を実施。(東京都足立区)
- 個別学習支援を中心に、より安心して勉強に集中できる環境を整えるために夕食(軽食)の提供も行っている。(沖縄県那覇市)

3. 生活支援の取組例

- 家庭訪問により、保護者が部屋を片付けられないといった課題に対応する等、学習以前の生活環境改善に取り組んでいる。(京都府京丹後市)
- 進学費用に関する情報提供や子どもの学習に関する親の考え方、家庭環境などの改善から支援に入っている。(福島県会津若松市)

(出典) 1は平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)。子どもの学習支援事業を実施する428団体に調査票を配布し、学習の支援以外の諸活動の実施の有無を尋ねたもの。回答のあった333団体のうち平成27年度に子どもの学習支援事業を実施した201団体(自治体直営含む)について集計(複数回答)。

認定就労訓練事業の推進について

【29年12月末時点実績】

- ・認定件数:1,238件
- ・利用定員:3,261人

認定の仕組み

認定主体

(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

支援の内容

就 労 訓 練 事 業

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

連携

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

一般就労

- (※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
- ① 訓練計画や就労支援プログラムの策定
 - ② 対象者への必要な相談、指導及び助言
 - ③ 自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
 - ④ 上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

効果

- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

認定就労訓練事業所の認定状況(平成30年3月31日時点)

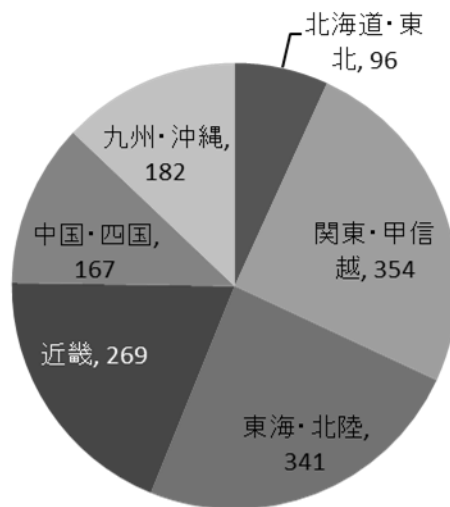
(1) 全体状況

認定件数	1,409件
利用定員合計	3,561名

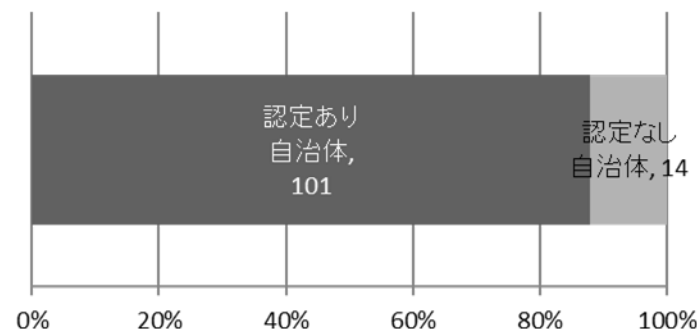
(4) 法人種別の状況 n=1,409

社会福祉法人(高齢者関係)	443
社会福祉法人(障害者関係)	205
社会福祉法人(保護施設)	58
社会福祉法人(児童関係)	15
社会福祉法人(その他)	84
NPO法人	178
株式会社	255
生協等協同組合	53
社団法人(公益及び一般)	20
財団法人(公益及び一般)	6
医療法人	18
その他	74

(2) ブロック別の状況 n = 1,409



(3) 認定主体別の状況 n=115自治体



※認定あり101自治体の内訳：
都道府県45、指定都市18、中核市38

(5) 予定している主な訓練内容 (n=1,409、複数回答)

食品製造・加工	71
その他製造	74
クリーニング・リネンサプライ	191
農林漁業関連(加工も含む)	90
印刷関係作業	31

福祉サービスの補助作業	709
事務・情報処理	202
清掃・警備	853
建設作業	28
その他	338

認定就労訓練事業

- 平成29年度の認定就労訓練事業の利用者数は以下のとおり。就労訓練事業所の開拓の取組状況については、「認定権限を有していないため、認定制度の啓発や個別の認定取得の促し等はしていない」自治体が多い。
- 優先発注の状況について、「発注基準なし」「調達実績なし」の自治体が最も多い（いずれも約9割）。

(1) 訓練内容ごとの利用者数(人)

(※平成29年度末時点で利用継続中の者)

訓練内容	利用者数	訓練内容	利用者数
食品製造・加工	17	福祉サービスの補助作業	75
その他製造	5	事務・情報処理	16
クリーニング・リネンサプライ	15	清掃・警備	93
農林漁業関連(加工含む)	21	建設作業	0
印刷関係作業	4	その他	70

(2) 利用形態ごとの利用者数

事業名	件数
非雇用型のみ	224
非雇用型から雇用型へ移行	22
雇用型のみ	49

(3) 就労訓練事業所の開拓の取組状況

取り組み状況	回答数
1 認定権限を有しており、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	34
2 認定権限を有しており、上記1に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	29
3 認定権限を有しているが、特段の取組をしなかった	27
4 認定権限を有していないため、認定制度の啓発や個別の認定取得の促し等はしていない	234
5 認定権限を有していないが、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	32
6 認定権限を有していないが、上記5に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	20

(n=376)
(有効回答数)

(4) 雇用型の賃金水準

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたもの)(n=165)

項目	回答数
最低賃金水準	46
最低賃金水準を上回る(※)	12
雇用型の認定事業所がない	107

(※) 交通費が含まれる場合は基本給部分のみ

(5) 非雇用型の手当の有無等

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたもの)(n=180)

項目	回答数
手当なし	43
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	20
手当あり(交通費の一部に充てるもの+αとして支給)	22
手当あり(使途の想定なし)	27
非雇用型の認定事業所がない	68

(6) 優先発注の状況

基準の有無

区分	自治体数	割合
あり	17	1.9%
なし	825	91.5%
作成中	1	0.1%
作成予定	11	1.2%
無回答	48	5.3%

調達実績の有無

(n=902)

区分	自治体数	割合
あり	6	0.7%
なし	848	94.0%
無回答	48	5.3%

認定就労訓練事業の効果(実態から)

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

【支援イメージ】

利用中のステップアップ
を意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。(愛知県名古屋市)
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定(社会福祉法人風の村)。

【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の
就労支援等への
ステップアップ

認定就労訓練事業所
での一般就労

柔軟な働き方を継続
する中での
ステップアップ

(例) 対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきている。

【地域づくりとのタイアップ】

- **東日本大震災で被災したカキ養殖の復興**のため、殻付きカキの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。(宮城県)

- 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、**農作業をメイン**にした雇用型の認定就労訓練事業を実施。(鳥取県北栄町)

- 企業説明会を開催することで、**地域の企業のニーズの掘り起こし**を行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。(千葉県松戸市)

認定就労訓練事業に対する経済的支援の現状

- 認定就労訓練事業における経済的支援としては、
 - ・ 第二種社会福祉事業(※定員10人以上が要件)として認定就労訓練事業を実施する事業所に係る税制優遇、
 - ・ 認定就労訓練事業所の立ち上げ支援(国庫補助1/2)、
 - ・ 自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い(優先発注)、がある。

1. 税制優遇の対象事業所数(H29.12末現在)

定員10人以上の事業所数52(全体の約4.2%)

2. 立ち上げ支援

- 「その他事業」(補助率1/2)において初度経費を補助対象としている(ランニングコストは対象外)。
- 実施自治体は27年度5自治体、28年度4自治体、29年度4自治体。
(実施例)
 - ・ ロッカー等の備品の購入費用やリーフレット等の印刷製本費用(一事業所当たり定員に応じて上限10~15万円)(岡山市)
 - ・ 訓練として実施する農作業等に使用する器具のリース代等(鳥取県北栄町)

3. 随意契約の取扱い

n=115

- 「随意契約の取扱い」あり 3自治体
大阪府大阪市、鳥取県、広島県福山市
- 「随意契約の取扱い」検討中 9自治体
青森県青森市、千葉県千葉市、神奈川県川崎市、長野県、愛知県名古屋市、三重県、京都府京都市、大阪府高槻市、兵庫県姫路市
(資料)認定就労訓練事業実態調査(平成29年度第3四半期)

② 取組事例(兵庫県伊丹市)

- 地方自治法施行令に基づく自治体の随意契約優先発注の相手先として、認定就労訓練事業所も対象とする基準を定めている。
- 生活困窮制度の担当課が庁内関係部局に対し、認定就労訓練事業所への優先発注を積極的に働きかけている。
- 結果、兵庫県が認定した協同組合・企業組合・NPO法人等の関係団体が継続した年間管理業務(公園清掃や緑地管理など)を受注。

※随意契約の優先発注の相手先として、認定就労訓練事業所を対象とする基準を定めている自治体: 15自治体(大阪市、兵庫県伊丹市、長野県東御市、埼玉県春日部市、新潟県、新潟県三条市、長野県茅野市、鳥取県、鳥取県日南町、広島県福山市、高知県高知市、広島県福山市、福岡市、福岡県宗像市、佐賀県唐津市、長崎県諫早市)

- (参考: 立ち上げ支援以外の自治体独自の経済的支援(例))
- ・ 利用者の受け入れに応じた事業所への協力金の支給(名古屋市等)

任意事業実施に関する自治体ごとのばらつき

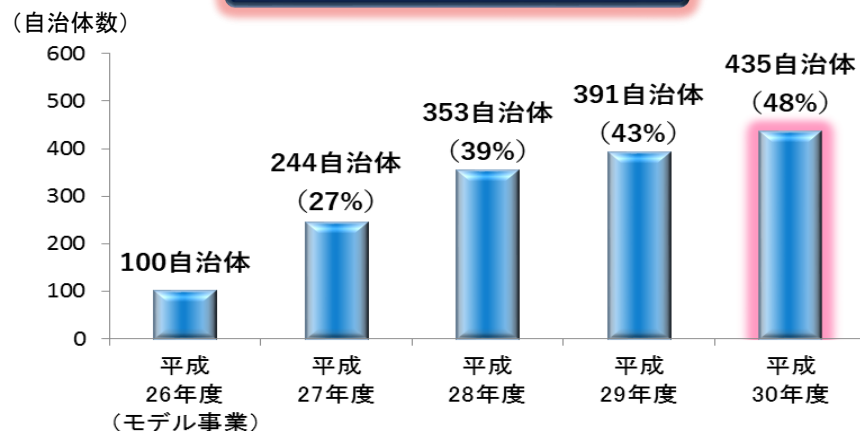
任意事業の実施状況

- 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。
(自治体別の状況は別添のとおり)

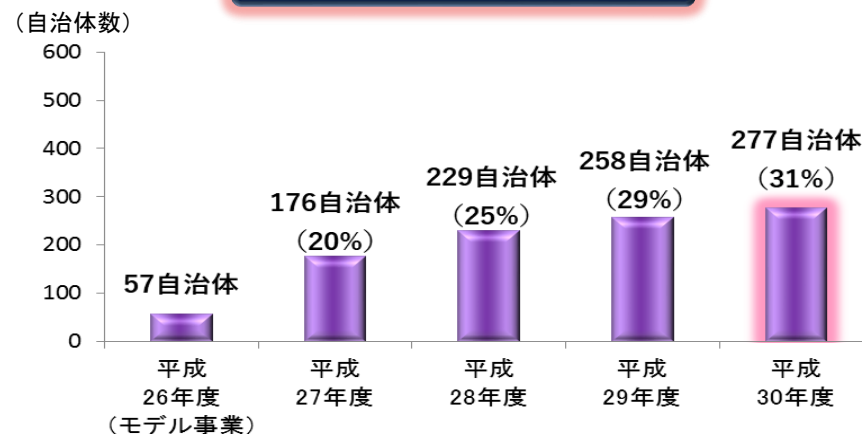
(1) 任意事業の実施状況(※実施予定を含む)

(n=902)

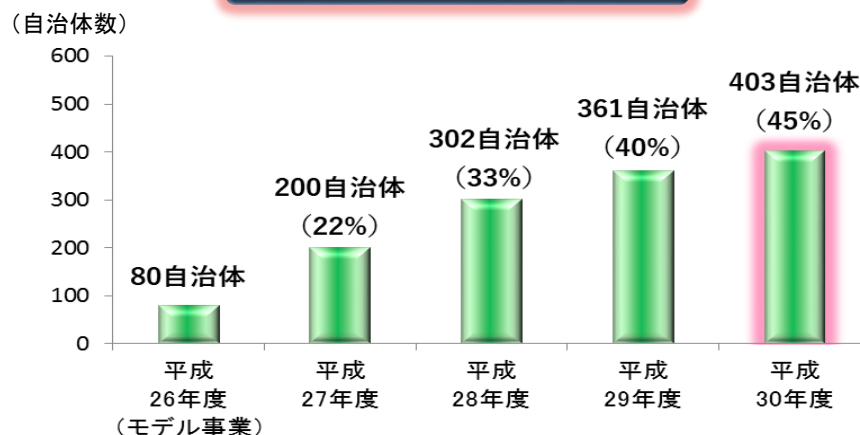
就労準備支援事業



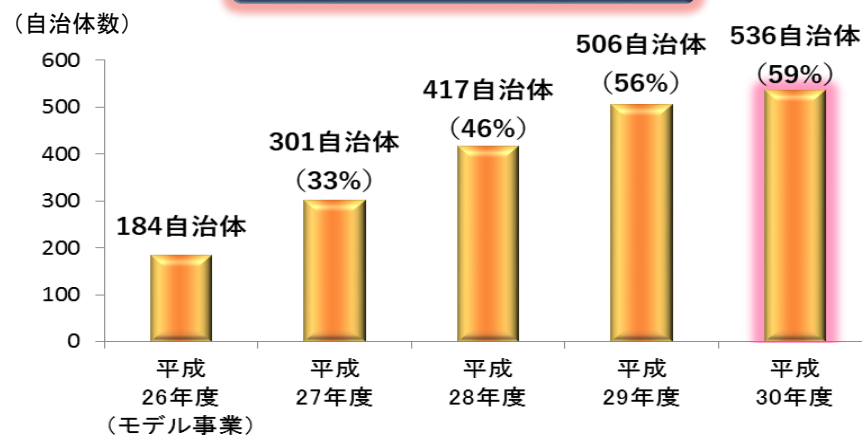
一時生活支援事業



家計改善支援事業



子どもの学習・生活支援事業



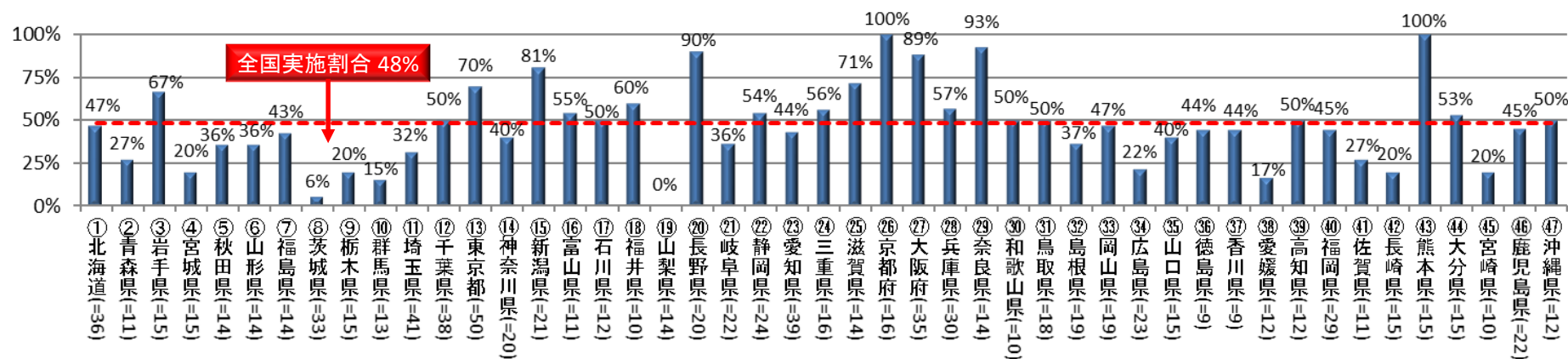
(出展) 平成27年度、平成28年度、平成29年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

任意事業の実施状況（都道府県別の実施割合（※実施予定を含む））①

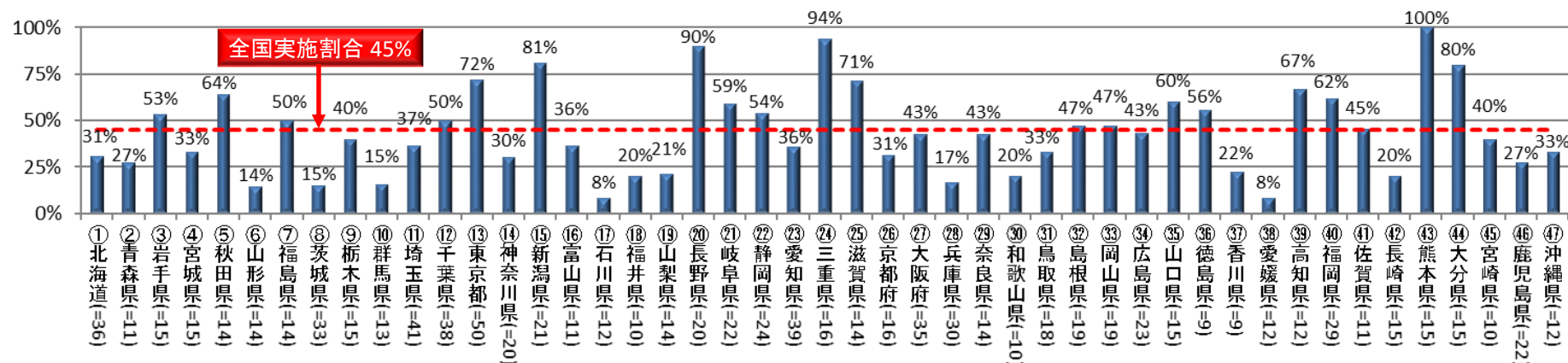
○ 平成30年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は48%、家計改善支援事業は45%、一時生活支援事業は31%、子どもの学習支援事業は59%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり

就労準備支援事業 実施割合

(n=902)



家計改善支援事業 実施割合

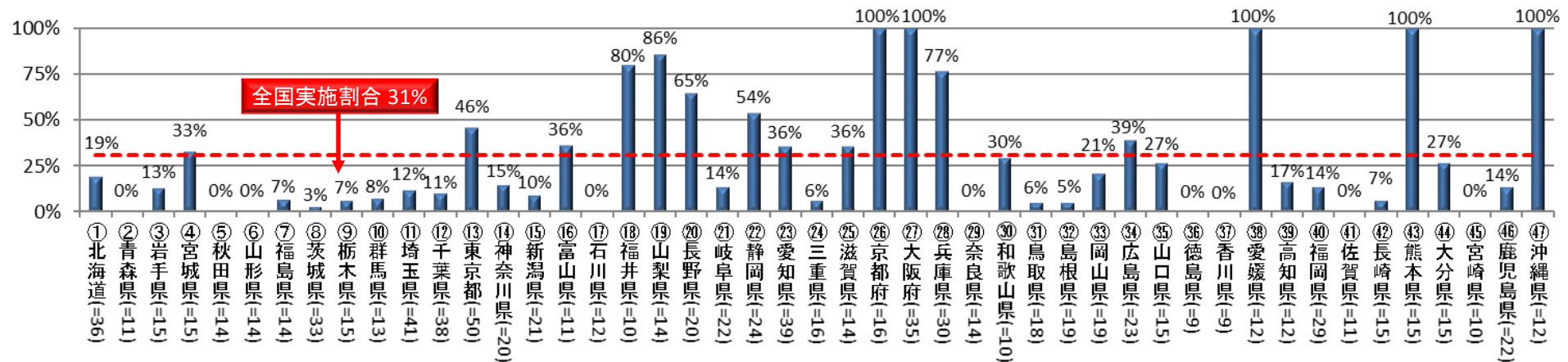


任意事業の実施状況

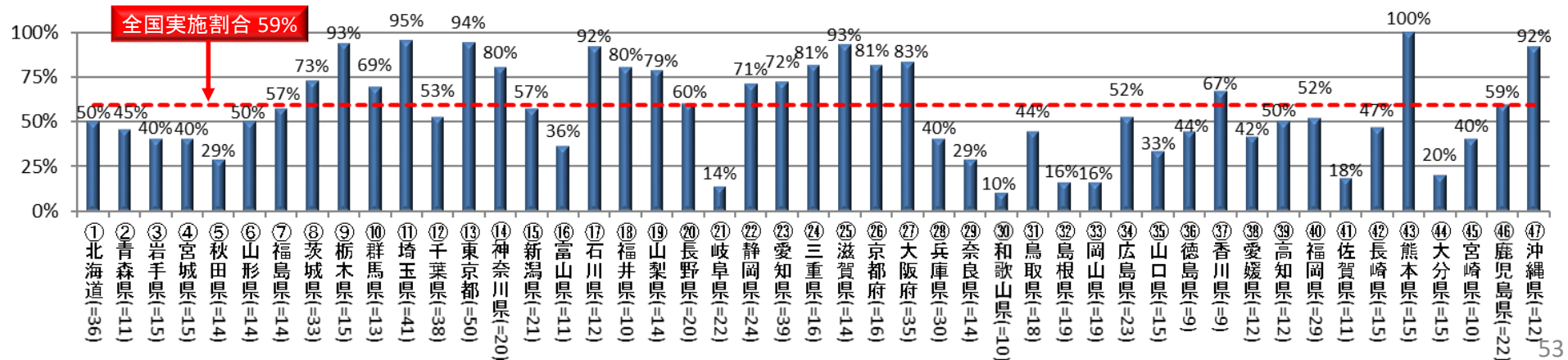
(都道府県別の実施割合 (※実施予定を含む)) ②

(n=902)

一時生活支援事業 実施割合



子どもの学習・生活支援事業 実施割合



熊本県における任意事業の広域的实施について

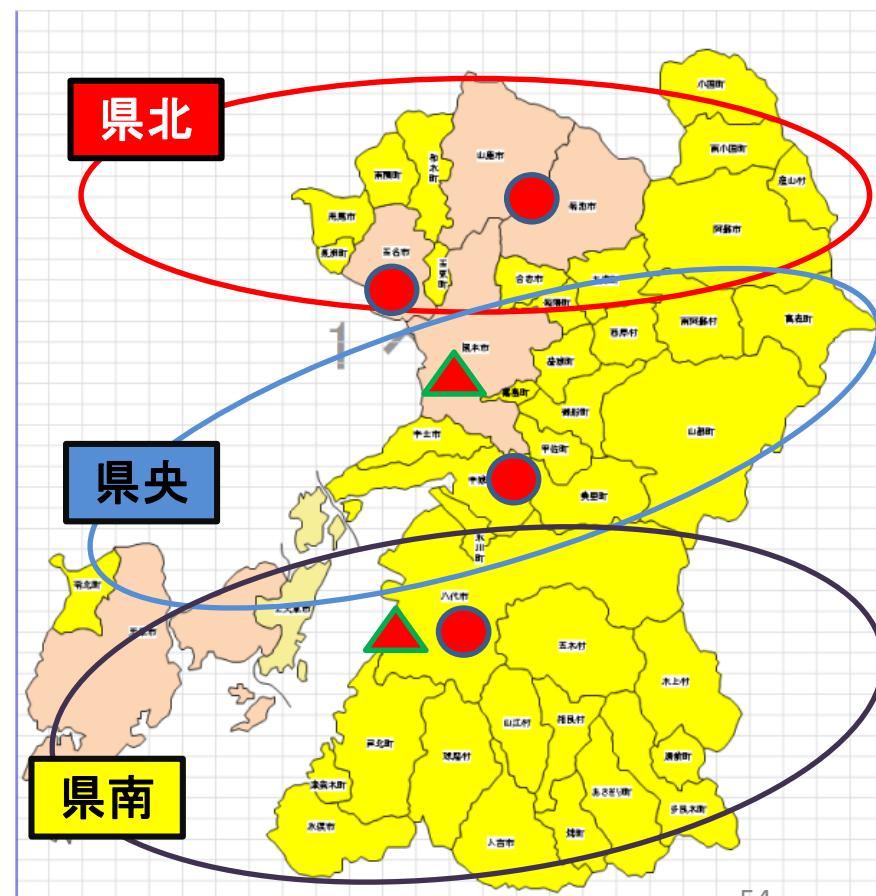
- 熊本県では、困窮者の多様な課題に対応するため、任意事業（就労準備支援・家計相談支援等）について、各市と任意事業の共同実施を行っている。
- 具体的には、県による各市に対する共同事業への参加の意向調査を行った上で、参加意向の市も含め県が一括して委託。

■ 就労準備支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15
→ 県との共同実施（委託先：社会福祉法人と学校法人の共同事業体）は9自治体（その他の自治体は個々に委託して実施）
- 拠点を4カ所（県北2カ所、県央1カ所、県南1カ所）（●）を設け、各拠点に支援員を配置。
- 支援員が相談を行うとともに、各地域における就労体験先の開拓・誘導を実施。

■ 家計相談支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15
→ 県との共同実施（委託先：グリーンコープ）は9自治体（その他の自治体は個々に委託して実施）
- 拠点を2カ所（県央1カ所、県南1カ所）（▲）を設け、各拠点に支援員を配置。
- その支援員が各自治体の要請に応じて曜日を決めて各自治体に出向き巡回相談を実施。

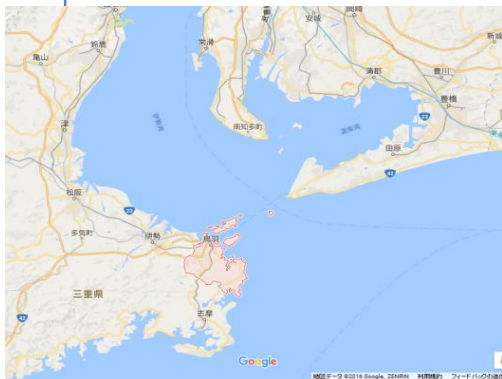


支援を通じた地域づくりの展開

生活困窮者自立支援制度施行を契機とした「気づき」：三重県鳥羽市の例

市の概要

人口：19,700人
高齢化率：34.3%
保護率：4.9%
産業構造：
1次産業12.2%、
2次産業16.7%、
3次産業65.3%



- 主要産業での人材不足が地域課題となっていた（地域産業の衰退による人口減少の加速化→地域力の低下）。
 - 特に観光業では少子化・不規則勤務のため新卒就労者の減少があったほか、水産業では繁忙期の人材確保に外国からの出稼ぎ者も活用。
- 生活困窮者自立支援法の施行を契機に、これら地域課題と生活困窮者の支援ニーズを組み合わせることで解決できるのではないかと気づき。

生活困窮者自立支援制度での支援

相談につながる生活困窮者の特徴

- ・ 短期間の支援（即就労したい）、ステップアップ就労の場の確保が必要
- ・ 他県出身者で地域とのつながりがない人が多い

行政
福祉
部門



行政
産業
部門

観光業・水産業
での人手不足

双方の課題解決に向け、商工会議所・観光協会・漁協への働きかけ

観光業では、短時間就労や勤務内容の細分化が可能であるほか、寮完備で即日就労も可能。

生活困窮者が利用できる
短時間就労、就労体験の場、
緊急対応（宿泊場所）の確保が可能に

事業者にとっては、
人材確保ができるだけでなく、
受け入れた人の支援が継続する安心感

定住人口増加、雇用者数の増加、観光的魅力アップ、地域力アップ

課題解決に向けた、様々な機関・地域の連携関係の構築

「地域完結型まちづくり」の一つの形として：滋賀県東近江市の例

市の概要

人口：115,252人
高齢化率：24.7%
保護率：6.5%
産業構造：
1次産業4.4%、
2次産業39.3%、
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
 - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に生活困窮者の就労の場の確保と、薪生産・関連製造業が生まれた。

【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

【取組内容】

- 生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

- 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。



様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応：三重県伊賀市の例

市の概要

人口：94,054人
高齢化率：31.1%
保護率：10.0%
産業構造：
1次産業7.5%、
2次産業38.5%、
3次産業53.1%



- ❑ 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
 - ❑ 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

農家
高齢化、収益が少ない、
人手不足、外国産品の
輸入 →生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

福祉
困窮者、若年無業者、
障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

企業（和菓子企業）
栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

「いがぐりプロジェクト」へ

7次産業化

6次産業化

環境NPO

福祉分野

農業

加工・製造

販売・宣伝

地域産業活性化

福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

地域での丁寧な担い手づくり：東京都北区

区の概要

人口：344,548人
高齢化率：25.5%
保護率：27.8%
産業構造：
1次産業0.02%、
2次産業16.11%、
3次産業83.87%



- 子どもの学習支援事業をスタートするに当たり、地域の中で学習支援が拡充するよう北区社会福祉協議会へ委託。
- 地域の活動団体や住民に運営を担ってもらうよう、立上げ、運営支援を行い、地域に根ざした拠点づくり、生活困窮世帯の把握に役立てる。

→社会の関心の高い「子どもの貧困」への対応を契機に、地域で学習支援や見守りの担い手を育てていくアプローチ。

（学習支援事業スタートまでの取組）

開始時の 思い

- ・教室型で通いやすい場所に設置し、地域特性に応じた支援を行いたい
- ・地域に根ざした活動となるように、社会資源を活用し、ネットワーク化を図りたい
- ・既に活動中の団体等もあるが、地域住民にも関心を持つ人がいるはず

団体・住民 の情報交換 会の実施

- ・住民、NPO団体、社会福祉施設、民間企業、教育関係者等が関心
- ・CSW等と連携して地域の社会資源と支援者のマッチング、ボランティアの確保、教材等備品の準備を支援
- ・情報交換会や情報発信のための講演会の継続実施
- ・区社協が独自に「夏休みの子どもの居場所」事業を試行実施（3回）

学習支援事 業実施

- ・12月より夏休みの施行事業を実施した地域支援グループを中心とした子どもの学習支援事業を開始
- ・学習支援会場にて、区社協が進路相談、保護者に対する養育支援を実施

事業イメージ



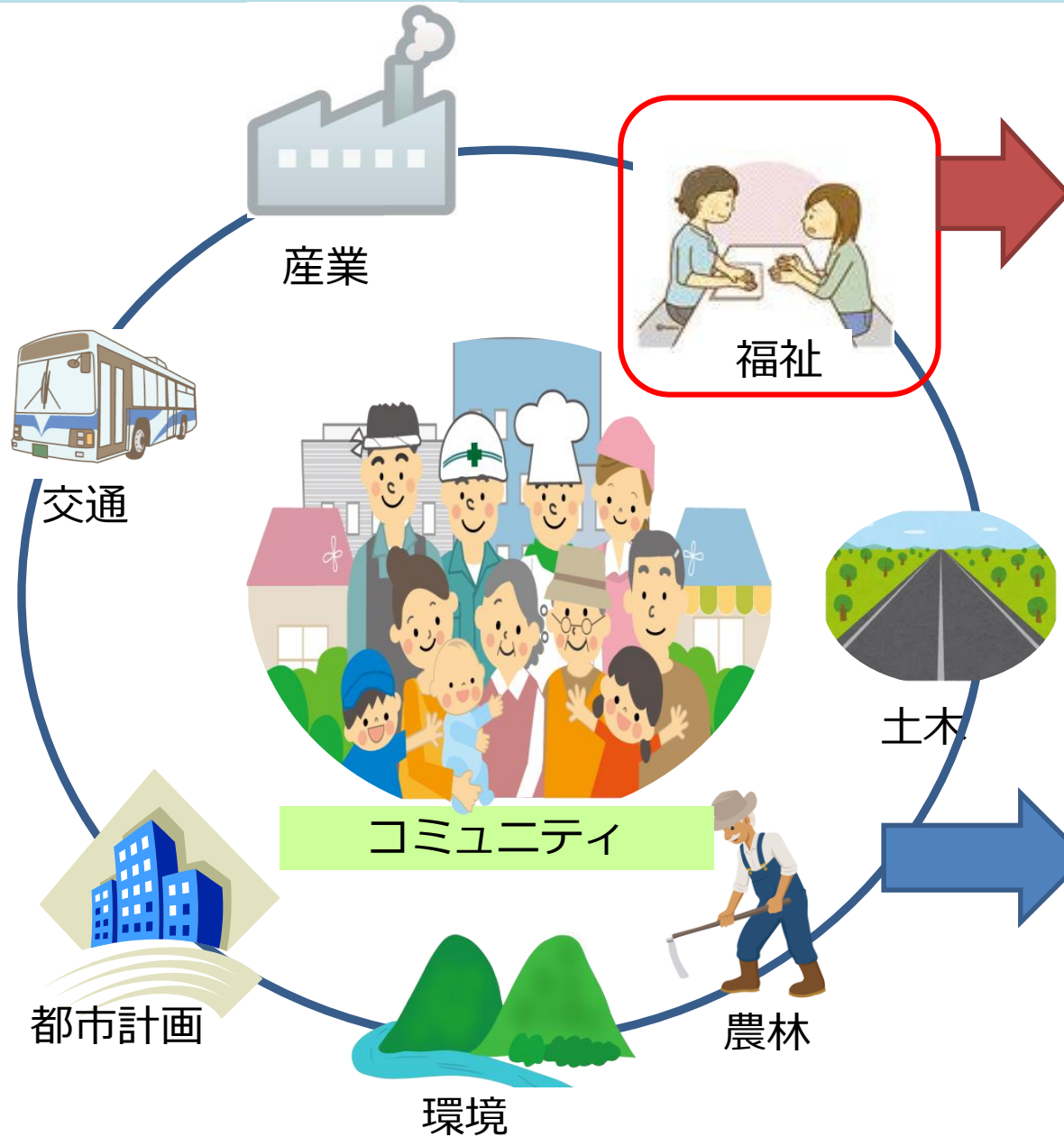
立上げ・運営支援、学習
ボランティア確保・指導、
教材準備等

担い手
元教員、大
学生、地域
ボランティ
ア等

区社協

会場
地域の施設
等

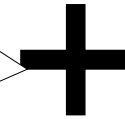
地域づくりの可能性



福祉における地域づくり

- 相談者の困り事を支援することを積み重ねながら、地域をつくる。
⇒個人の課題を中心に「地域」を捉える。
⇒本人が暮らすその地域を基盤として、地域を良くするという視点。

両者の視点を融合



地域経済、地域再生における地域づくり

- 地域全体の課題を解決するために地域づくりを行うという視点。
- 地域経済や資源などが地域の中で循環し、持続的に循環する仕組みを地域の中につくっていく。

生活困窮者に対する支援の考え方

生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつながり
- 支援のための地域のネットワークづくり

生活困窮者支援を
通じた「地域づくり」

**地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—**

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

伝統的に社会保障は、一つには困窮の原因となるべき一定の社会的事故ないし要保障事由の発生に際してなされる、二つ目に所得の保障ないし経済保障を中核として捉えられてきたわけであります。

その後の発展過程において、社会保障の捉え方も変化し、予防、治療、リハビリテーションからなる一連の過程を捉えた医療保障の理念が一般化しております。（中略）ただし、現在でも、医療や社会福祉サービスと費用負担の問題とを切り離すことはできませんし、社会的事故あるいは要保障事由の発現を契機とする社会保障という捉え方は、現在でも基本的に維持されております。

こうした社会保障の伝統的な理解に対して、その限界が明らかになってきました。

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

第一に、要保障事由の発生に際しての公的給付という社会保障の捉え方の限界が明らかになっております。

こうした事故ないしリスクに着目した捉え方は、貧困や生活困窮をもたらし得るリスクの発生という、いわばマイナスの事態に対する保障という側面に着目した捉え方であります。

しかし、こうした捉え方では、人々の発達や成長に向けた支援、サポートといった積極的な意味での保障を規範的に支える論理となりがたいわけ
です。

しかし、今日的に求められているのは、貧困に陥らないという意味でのセーフティネットの確保にとどまらず、人々が能動的かつ主体的に生きていくための積極的な公的、社会的支援でもあると思われるわけです。

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

第二に、所得保障やサービス保障といった従来の社会保障の保障方法の限界も明らかになってきております。

こうしたいわば実体的な社会保障の捉え方は、所得再分配を通じた経済的貧困への対応や、医療、介護などのニーズへの対応を念頭に置くものがありますが、こうした物質的なニーズの充足では対応できないいわゆる社会的排除に対処する必要性を十分に説明することができないわけであります。

これに対して、最近では、社会的排除に対する社会的包摂が重要であることが広く認識されるに至っております。こうした社会的包摂策により、稼働能力がある場合には、最終的に雇用労働につくことを通じて、生計の維持とともに自己実現を図るための基盤を確保することが可能となってまいります。また、雇用労働に至らなくとも、中間的就労などを含む社会的活動を通じて社会とのつながりを確保し、社会の一員であることの自尊の感覚を持つことが可能となっ

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

このように、社会保障を年金や手当などの所得保障や医療、介護などのサービス保障といった実体的な給付、いわば所得再分配的な20世紀型社会保障でとらえきることの不十分性が明らかになってまいりました。

すなわち、定型的な要保障事由の発生に際しての国の所得再分配機能を通じての物質的な給付だけでは、さまざまな生活上の困難を抱えた個々人の自立に向けた積極的な支援とは必ずしもなり得ないわけです。そこで、個別のかつ包括的な福祉的相談支援の重要性が認められるに至ったわけです。

こうした相談支援を、金銭やサービスなどの従来型の社会保障給付と有機的に関連づけて、あるいはそれ自体、単体として本格的に展開していくことが、21世紀型福祉社会の目指すべき方向性であると考えられます。

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

生活困窮者自立支援法による相談支援は、従来の社会保障制度の所得再分配メカニズムを通じて、経済的貧困への対応が一定程度図られた後、そうした国家レベルでの対応の網の目からこぼれ落ちた人々の困窮に対し、地方レベルで、個々人のニーズにあわせてオーダーメイドで支援していくための画期的な仕組みとして評価でき、それは戦後日本の社会保障の歴史的到達点と位置付けられるものである。

Ⅱ 3年後の見直しと今後の展望

制度改革の概要

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日^{※9}等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

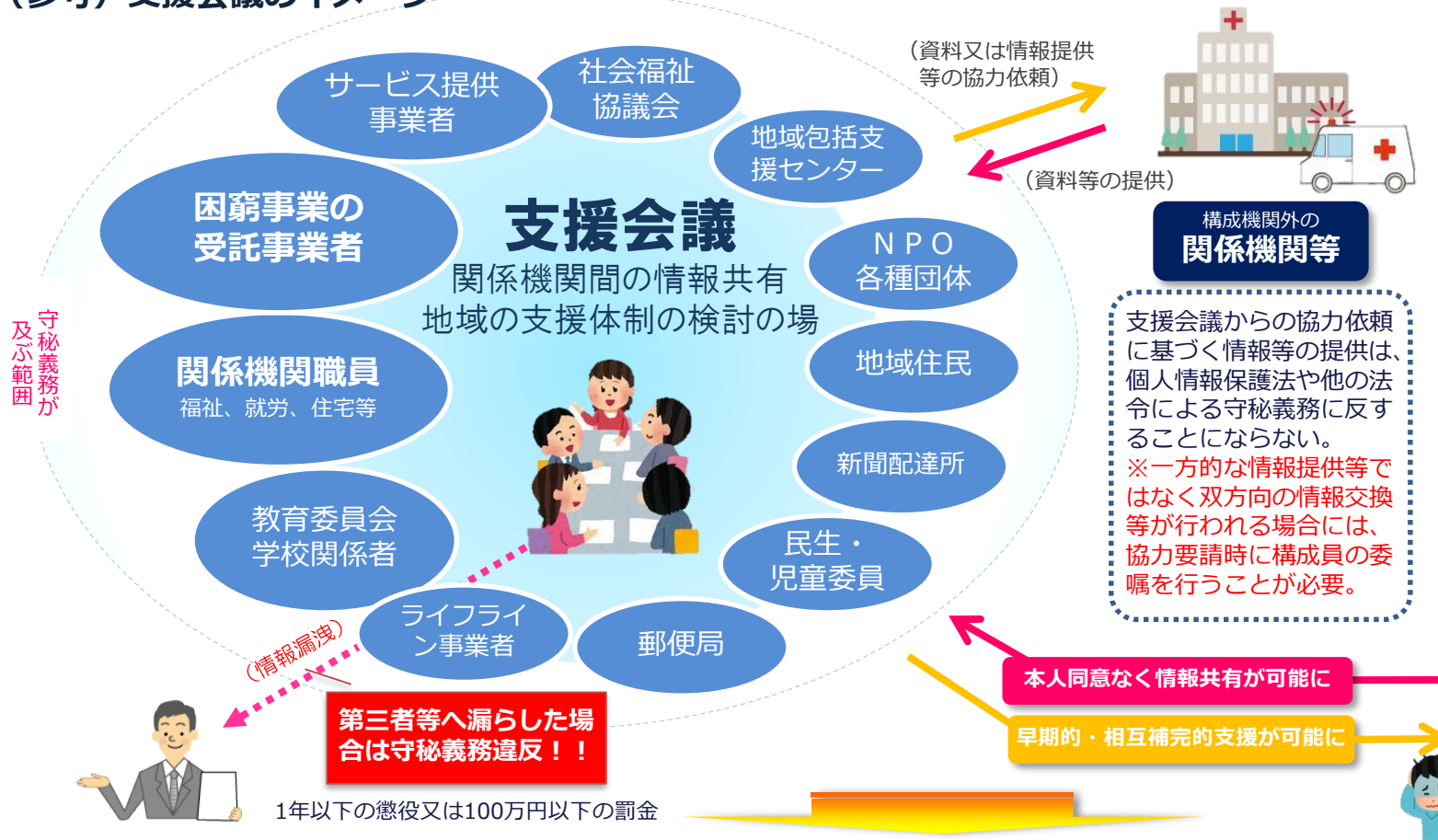
2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要

平成30年10月～

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、改正法では『**支援会議**』を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に**関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、**地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にする仕組み**を新設。

(参考) 支援会議のイメージ



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが**世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案**
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、**深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる重要な一手法となることを期待**

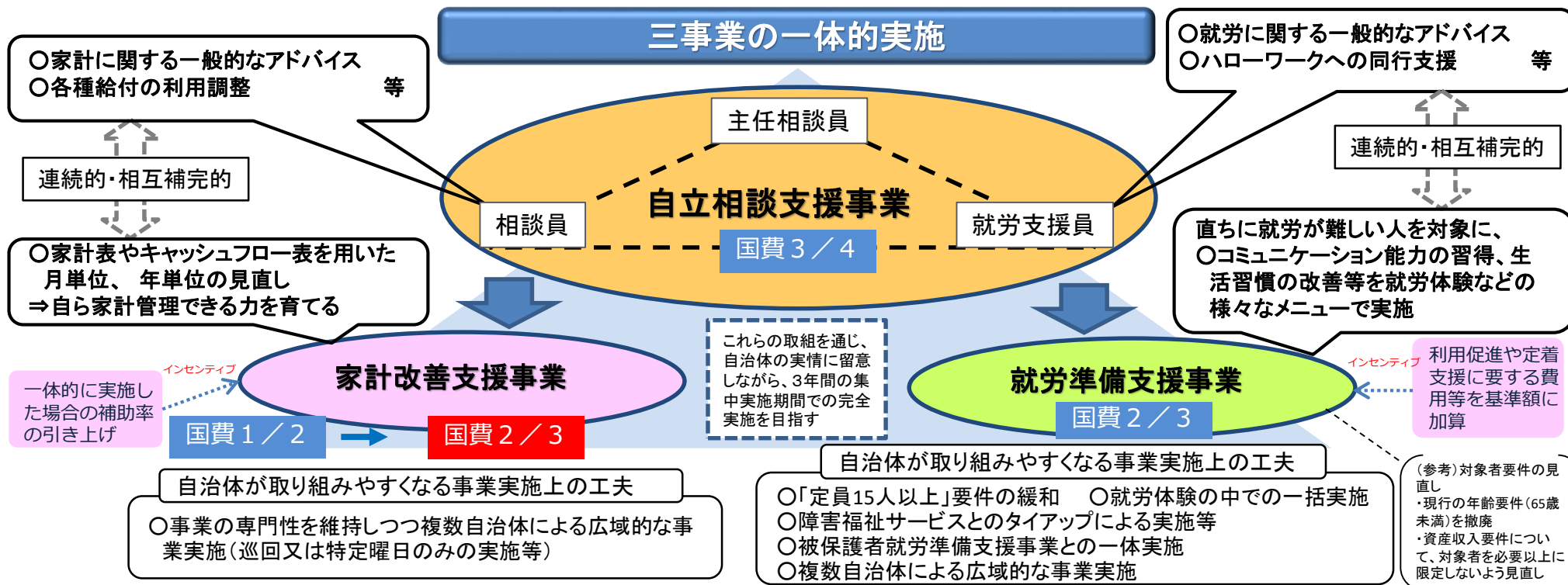
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

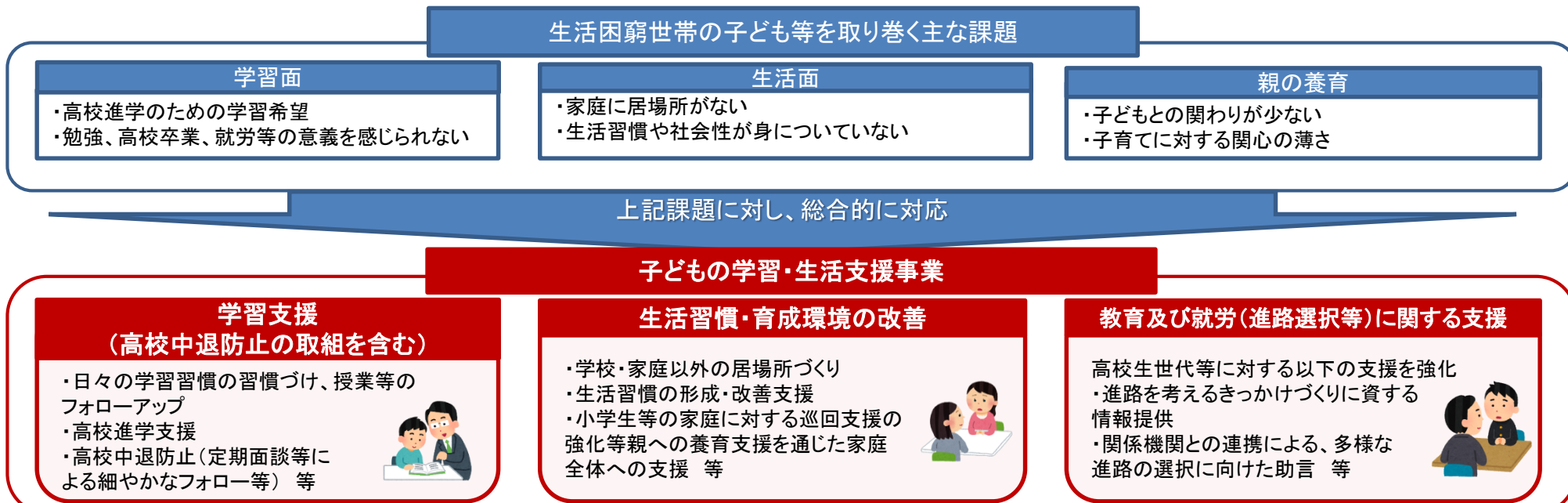
- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

- ・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

➡ 支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活習慣・育成環境の改善について（子どもの学習・生活支援事業）

- 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
 - また、学習支援に行うに当たっても、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
- ⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ

生活習慣・育成環境
の改善

学習支援

教育及び就労(進路選
択等)に関する支援

生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

- 居場所での相談支援**
学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。
- 日常生活習慣の形成**
後片付け、整理整頓の習慣づけ等
- 社会性の育成**
挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等
- 体験活動等**
調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

保護者に対する支援

- 子どもの養育に必要な知識の情報提供等**
子どもへの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言、相談会や講座の開催等。
- 子どもを入り口とした世帯全体への支援**
家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施に当たって参考となる効果的な取組例等について、平成31年3月、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（通知）」として策定。



居住支援の強化について(一時生活支援事業の拡充)

- 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間（予定））**、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化。

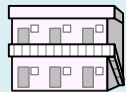
一時的居住のフェーズ 《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）等における一定期間の衣食住の提供 等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。



居住を安定して継続するための支援

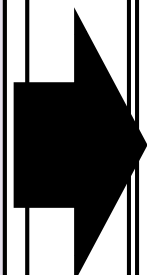
- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援（※）などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。



（支援終了後を見据えた）
支援体制の構築支援

安定した地域生活



環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
 - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
 - ・緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
 - ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
 - ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携体制を確保する。



- ①国及び事業実施自治体に対する制度に関する広報等の努力義務
- ②事業実施自治体に対する適切な人員配置の努力義務
- ③「子どもの学習・生活支援事業」と、社会教育法に基づき行われる教育委員会の事業（地域未来塾等）等との連携の努力義務
- ④国及び事業実施自治体に対する、認定就労訓練事業を行う事業者の受注機会の増大を図るための努力義務
- ⑤生活保護とのシームレスな支援を実現する観点から、支援を行うにあたって要保護者となるおそれが高い人を把握した場合には、生活保護制度についての情報提供、助言等を行う義務
（※）これに対応し、生活保護法においても、保護の廃止を行うに際し、生活困窮者自立支援法について情報提供、助言を行う努力義務を規定

生活困窮者支援に関わる人材の養成・確保のための方策

① 自治体に対する人員配置の努力義務の創設[改正法]

② 自立相談支援事業の適切な人員配置を促すための措置[予算]

- ・ 支援実績の高い自治体を補助に当たり適切に評価
- ・ 人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる仕組み
(⇒人員配置の手薄い自治体の底上げを促す)

③ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設[改正法]

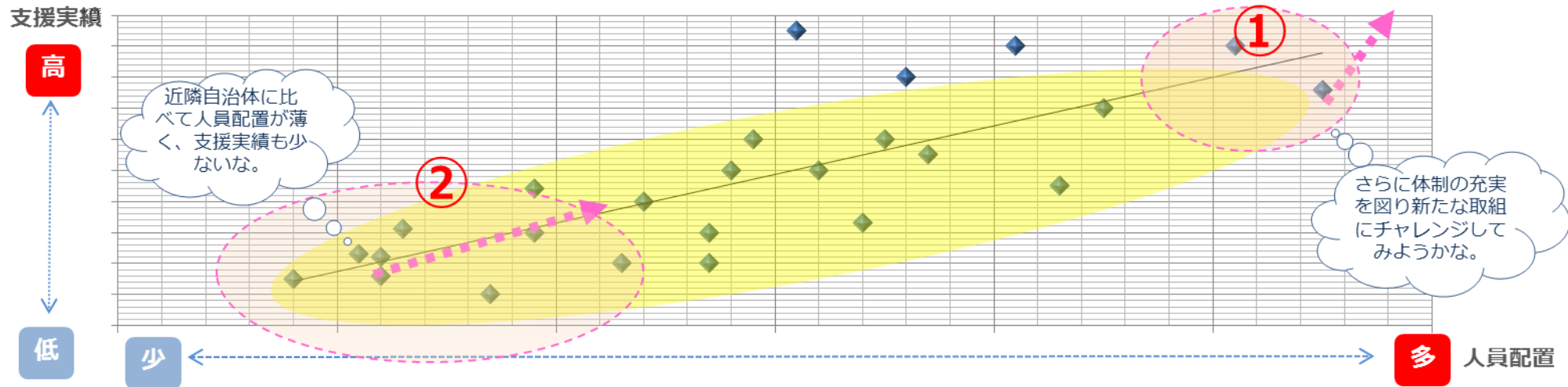
- ・ 市町村の相談員に対する研修の実施
(⇒平成32年度から国研修を基本的に移管)
- ・ 支援が困難な事例に関し、市域を越えて、経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、ケース検討を行う場や、相談員のネットワークを構築(支援員のスーパーバイズ、心理的な負担の軽減)

④ 委託先選定に当たっての留意事項を明示[運用]

自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

○ 自立相談支援事業の適切な人員配置を促進するため、

- ① 『人員配置が手厚く実績も高い自治体』がさらに取組を進めることができるよう、新規相談受付件数がKPIの目安値を超えているなど支援実績が一定の要件を満たす自治体については、予算の範囲内で所要額の加算を行う措置を導入し、
- ② 『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』がより積極的な取組を行うことができるよう、相談員の配置数や支援実績の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の数値」を人口規模ごとに公表するとともに、各自治体が全国や都道府県内の中の「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるような仕組みを構築する。



生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

(平成30年3月1日全国都道府県担当課長会議資料より)

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(平成27年3月27日 社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)」において委託先の選定に当たっての考え方をお示しており、具体的には、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。

そのような中、事業者や自治体等から、事業の委託のあり方について、事業における支援の質の維持と継続性、委託事業における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方等について検討すべきという声が寄せられており、また、事業の質の維持等の観点から事業の内容・経験・実績を中心とした総合的な評価を行うべきであり、価格のみの評価を行うことはその観点から適切ではないとの意見があった。

部会報告書においては、

「○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。

○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、その委託に当たっての留意点等を示すべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示しますので、今後の事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年目と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年4月25日）

- 一 経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、一般の年金受給者との公平性にも留意しつつ、高齢者に対する支援の在り方を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二 明らかに過剰な頻回受診の適正化を図るため、最低生活保障との両立の観点を踏まえつつも、医療扶助費における窓口負担について、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討を行うこと。
- 三 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる改善を含む必要な措置を講ずるよう、検討すること。
- 四 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。
- 五 一部の生活保護受給者において、ぱちんこ等のギャンブルに過度の生活費をつぎ込むといった生活保護の目的に反した支出が行われている例があることを踏まえ、家計管理への支援やギャンブル等依存症に対応した医療機関等との連携を含む適切な助言や支援の実施を推進すること。

- 一 経済的に困窮する単身者や年金だけでは最低限度の生活を維持できない高齢者の数が増加し、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状等を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度それぞれの理念や目的の達成を確保する観点からの両制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二 新たに定められる基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮など多様な理由や生活環境により自立に向けた支援を必要とする者に対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や国民への周知・啓発を徹底すること。また、支援が必要な者をできるだけ早期に適切な支援につなげるとともに、断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 三 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後三年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差の是正を図りながら、次期改正における必須化に向けた検討を行うこと。
- 四 生活困窮者就労準備支援事業については、求職者支援制度を始めとする他の就労支援関連施策との整合性と連続性を図りつつ、生活安定のために有効な支援のための施策について更なる検討を行うこと。
- 五 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

- 六 就労支援期間中の講習・企業実習等に要する交通費等の支給や、子どもの学習・生活支援事業における食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための方策について、運用上柔軟な対応を行うとともに、今後の更なる拡充に向けて検討を行うこと。
- 七 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。
- 八 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- 九 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。また、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図るなど、適切な人員体制を確保すること。
- 十 後発医薬品の使用の促進は全ての国民が等しく取り組む課題であることを再確認し、医療扶助に係る後発医薬品の使用に当たっては、患者の心身の状況を踏まえた対応となるよう十分に留意するとともに、医師等から生活保護受給者に対し説明が十分に行われるよう指導を徹底すること。また、医療扶助においては、入院における精神・行動の障害の占める割合が高いことを踏まえ、その改善に向けた対策を早期に行うこと。

- 十一 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援については、貧困の連鎖を解消し、教育の機会均等を確保する観点から、更なる改善と拡充に向けて、進学準備段階に必要とされる支援の在り方や、進学時の世帯の取扱いも含めて早期に検討を行い、給付型奨学金の検討・実施状況も踏まえ必要な措置を講ずること。また、進学準備給付金の支給に当たっては、個々の実情に柔軟に対応した支給基準とするよう努めること。
- 十二 自立に向けた安定的な暮らしと地域とのつながりを担保できる住居の確保が必要不可欠であることから、引き続き必要かつ十分な住居の整備に努めるとともに、無料低額宿泊所に対する規制強化や良質な日常生活支援を提供する仕組みの創設に当たっては、支援関係者の意見を十分に踏まえて最低基準や利用対象者等の制度設計を行うこと。また、無届施設も含めた防火・防災対策を推進するため、地方自治体において施設の設置状況、利用者の生活等に係る実態を詳細に把握し、それらの情報が関係機関に確実に共有されるよう指導を徹底するとともに、施設運営者に対する財政上の措置を含めた適切な支援の在り方を検討すること。
- 十三 生活保護制度は、憲法第二十五条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であることから、生活保護基準の次期改定に向けて、関係者の意見も踏まえつつ、最低限度の生活水準を下回ることがないように十分に留意するとともに、新たな検証方法の開発に早急に取り組むこと。また、憲法が保障する最低限度の生活を営むために必要な生活費の在り方や、より正確に生活保護の捕捉状況を把握する方法について検討を行うこと。
- 十四 生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること。また、生活保護基準の見直しにより、保護が受けられなくなった世帯の数や対応状況等の把握に努めること。

十五 児童扶養手当の支払方法については、隔月支給の実施状況やそれによる効果などを検証しつつ、将来的に毎月支給とすることも含めて検討すること。

十六 専門職の資格を取得することがひとり親家庭の自立した生活の確保に資することから、高等職業訓練促進給付金等の自立支援給付金について、その利用が促進されるよう周知を強化するとともに、本人の希望や地域の雇用動向を踏まえた資格が取得できるよう努めること。

十七 学校における健康診断の事後措置について、文部科学省と厚生労働省が連携して家庭に対して必要な受診を促すよう取り組むこと。

令和元年度予算における充実

① 30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

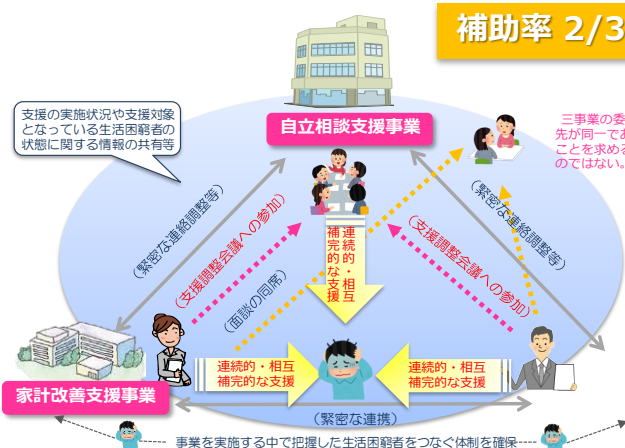
(法律改正事項)

◇ 30年10月施行分（家計改善支援事業の補助率の引き上げ及び実施率の向上、都道府県による市町村支援事業及び町村による相談の実施の新設）の満年度化（6か月→12月）にかかる所要の予算を確保する。

平成30年10月施行関係事業

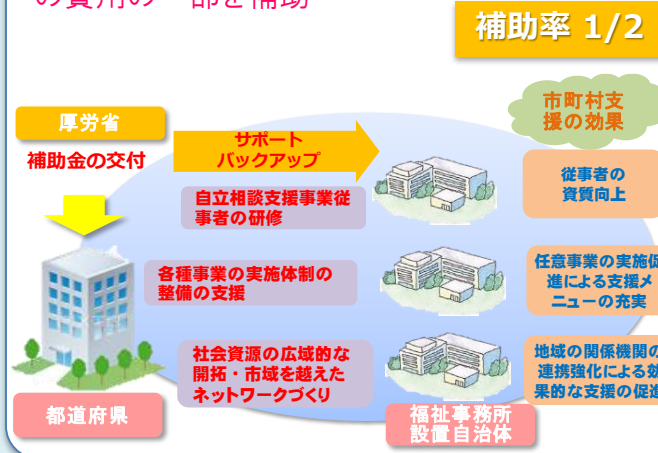
家計改善支援事業の補助率の引き上げ

・家計改善支援事業と就労準備支援事業の実施を全国的に推進するため、①自治体が行い、②都道府県による事業実施体制の支援によるバックアップを行うとともに、③三事業を一体的に推進した場合には、家計改善支援事業の補助率を1/2から2/3に引き上げる。



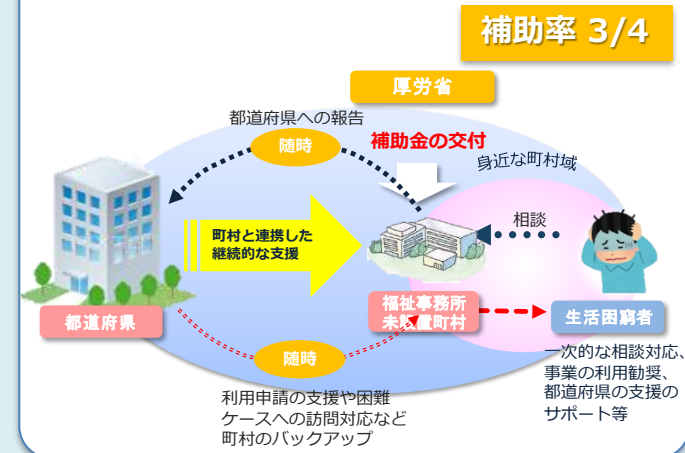
都道府県による市町村支援事業

・都道府県による広域的な見地からの支援をより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的なネットワークづくり等を行う「都道府県による市町村支援事業」を法律に位置付けるとともに、その費用の一部を補助



福祉事務所未設置町村による相談の実施

・福祉事務所を設置していない町村が都道府県との緊密な連携体制を確保した上で生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができるようにするとともに、その費用の一部を補助



平成30年度 6月分予算

平成31年度 12月分予算

② 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

(法律改正事項)

◇ 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、**一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人 ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

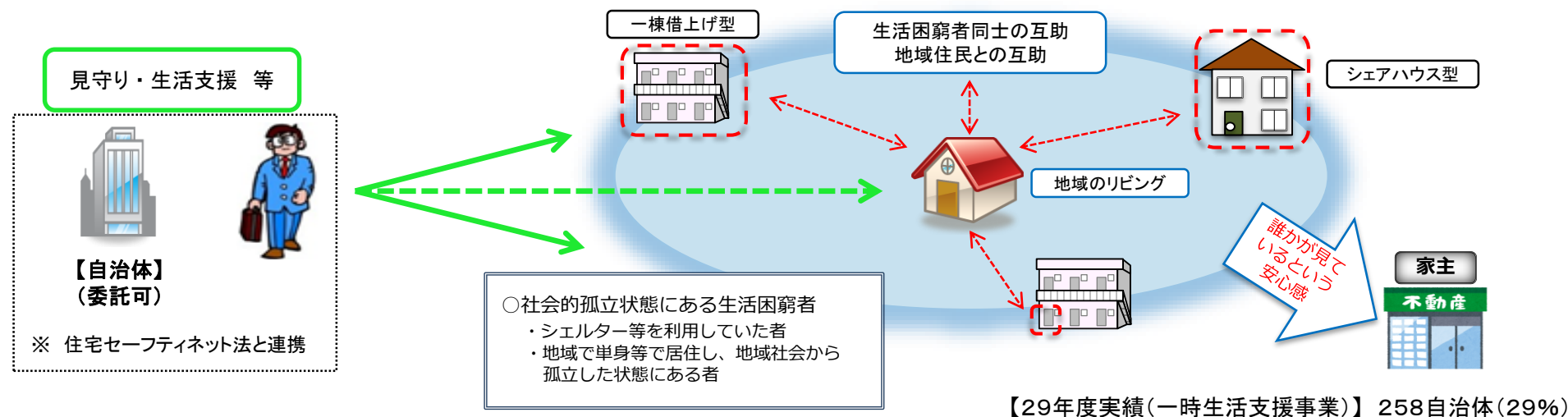
(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）とも連携

(※) 今回の強化分（訪問による見守りや生活支援等）の実施に当たっては、従来の一時生活支援事業のメニュー（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）の実施が前提。

対象経費

補助率 2 / 3

◇ 支援員等の人件費 ◇ 訪問に係る旅費、通信費 等



支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

③ 一時生活支援事業の借り上げ型シェルターの確保推進

- 一時生活支援事業では、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により自宅を退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、**事業を利用する可能性のある対象者が**、これまで実施主体の中心であった**都市部のみならず、その他の地域まで広がっている**。
- このような者に対しては、日常生活を安定的なものとするのが最重要課題であり、住宅の確保に先立って「一時的な居住先」の確保が喫緊の課題となっている。

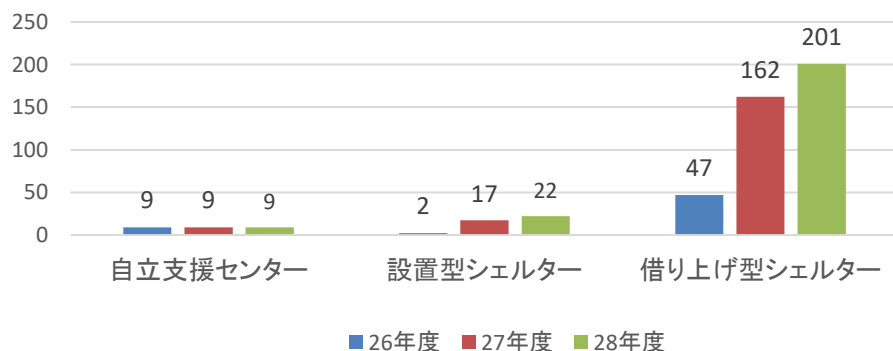
- そのため、「一時的な居住先」を確保するとともに、自立に向けた支援を受けることができるよう、借り上げ型シェルターの一層の確保につとめる。
- また、旅館やアパート等の施設を借り上げる形式のシェルターの確保にあたり、宿泊料の上昇傾向を踏まえた、借り上げ料の見直し（増額）を行う。（補助基準単価の上限を7,000円に引き上げる。）

対象経費

◇ 借り上げ料など

補助率 2 / 3

○一時生活支援事業の実施形態



○宿泊施設の宿泊料の状況

	宿泊料平均 (民営、1泊2食)	増加額
平成26年	17,507	—
平成28年	18,341	834

(資料)小売物価統計調査

④ 子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

(法律改正事項)

- ◇ 今回の制度改正では、生活困窮世帯等の子どもに対する「子どもの学習支援事業」について、従前の学習支援に加え、
 - ① 生活困窮世帯における子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子どもの進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を拡充し、「**子どもの学習・生活支援事業**」として強化を図ることとしている。
- ◇ そのため、新たに明文化された相談支援等に関する取組について、現在約半数程度の自治体しか取り組んでいない状況であり、これらの自治体の事業実施を後押ししていく必要がある。
- ◇ 以上のことから、**子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言を実施する団体には、一定の加算措置を行い、生活習慣等に関する助言についても学習支援と同様に必須化を目指し、自治体の取組を後押ししていく。**

対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費）
- ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等）
- ◇ その他費用（旅費等） etc..

補助率 1 / 2

取組強化の具体的内容

新たに明文化された生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う場合には新規に加算を実施。

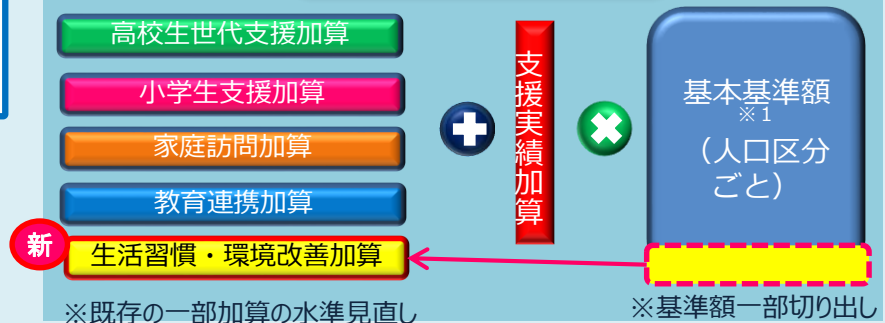
<加算対象となるメニュー例>

- ・居場所での相談支援 ・生活習慣の形成や社会性育成のための支援
- ・体験活動等 ・保護者への養育支援



生活習慣等助言に対する加算措置を設けることで、学習支援以外の取組の後押しに繋がることが期待され、これらの効果で**子どもが成長過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立った積極的な支援が可能になる。**

改正後の加算措置



⑤ 支援員を支えるネットワークの構築

- 生活困窮者の抱える複雑かつ複合的な課題に関する相談に包括的に対応していくためには、支援員の人員の確保や育成、さらには、**困難な事例に直面した際の支援といったバーンアウト防止に向けた取組を行うことが必要**。国会答弁や困窮法一部改正法案の附帯決議においても、支援員への心理的な負担軽減等の各種取組を行うべきとされている。
- そのため、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「**支援員専用電話相談ライン**」（仮称）の構築やメール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組により、支援員が困難な事例に直面した場合に相談し、適切な助言等を得られるような体制を構築する。

対象経費

◇ オペレーターの人件費 ◇ 通信費（電話料金）、賃借料、備品購入費、消耗品費 等

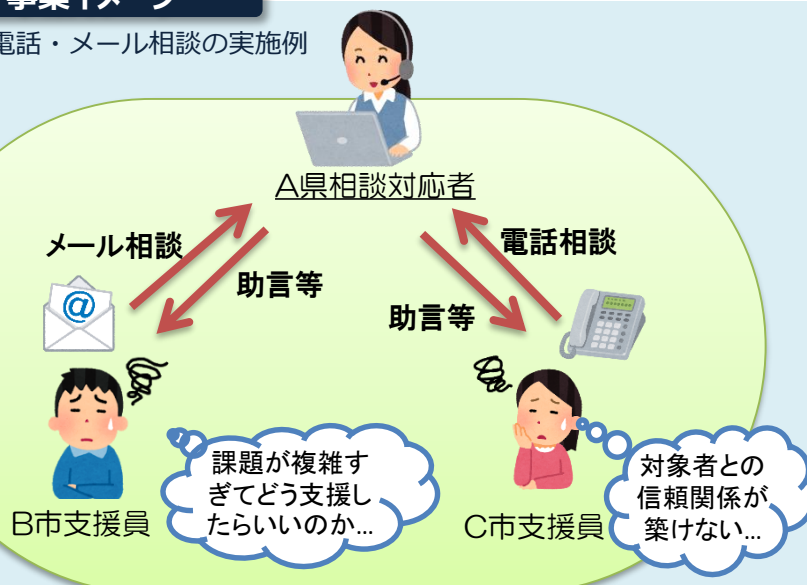
補助率 1 / 2

事業内容

- 都道府県に「**支援者専用電話相談ライン**」やメール相談受付の体制を構築。生活困窮者の支援経験が豊富な者を担当者として配置。
- **県内各市の支援員からの相談（困難ケースの対応方法等）**に対し、適切な**助言等**を提供する。
- 他職種も含めたネットワーク会議の実施により、支援内容の提案・助言。

事業イメージ

※電話・メール相談の実施例



参 考

■ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（H29.12.15）（抜粋）

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「（1）生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
- また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。

■ 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議（H30.5.31）

- 二、（略）・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 八、（略）・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

(参考) 支援者のネットワークづくりの取組

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、ケース検討・スーパーバイズ、相談員同士の「横のつながり」づくりや資源の共有等の多様な取組が主に都道府県単位で進んでいる。
- この中には、就労や家計相談等、分野を絞った取組もみられる。また、生活困窮者支援以外の分野とのネットワークづくりや、相談員への助言に特化した事業もみられる。

都道府県単位の支援者ネットワーク(例)

※都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は、省略している。

(凡例)

◎: 分野を特定しない支援者ネットワーク

●: 就労支援のネットワーク

○: 家計相談支援のネットワーク

★: 相談員への助言

◎道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会

★生活困窮者自立相談支援事業のサポート事業の実施

◎生活困窮社会における地域づくり研究会 (京都府)

◎生活困窮者支援連携団体会議(宮城県)

◎福島県生活困窮者自立支援連絡協議会

◎鳥取県生活困窮者自立支援ネットワーク推進会議

●埼玉県地域就労支援連携体制推進会議

●就業支援団体連絡会(阪神地域)

◎千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク

●大分県生活困窮者就労支援協議会

★東京都支援者専用相談ラインの設置

◎かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク

○家計相談支援の事例検討会
(福岡を中心とした九州)

◎生活困窮者支援を通じた地域づくり情報交換会(長野県)

◎地域福祉のひろばGIFU

◎しが生活支援者ネット

⑥自立相談支援事業の機能強化 (困窮制度における障害者就業・生活支援センター等の活用)

◇ 平成26年度生活困窮者自立促進モデル事業実施自治体の平成28年度新規相談者の特性をみると(※)、障害者手帳を所持している者(約7%)のほか、メンタルヘルスの課題(うつ、不眠、不安、依存症、適応障害など)を抱えている者(約15%)、障害の疑いがある者(約6%)、コミュニケーションに課題を抱えている者(約5%)、社会的孤立(約6%(ひきこもり・ニート等))、生活習慣の乱れ(約3%)(重複回答)等**専門的な相談支援が求められる者が多く、自立相談支援機関の現場においても支援対象者に応じたきめ細かな支援が求められている。**

◇ そのため、**自立相談支援事業の機能強化事業として**、障害のうかがわれる方等に対して障害者就業・生活支援センターなど専門的な支援機関に委託すること等により、就労面・生活面一体的な支援を実施することにより、**一般就労を目指す生活困窮者に対する支援を強化**する。

対象経費

◇人件費(各都道府県等に1名の相談員を配置)

補助率 1/2

※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

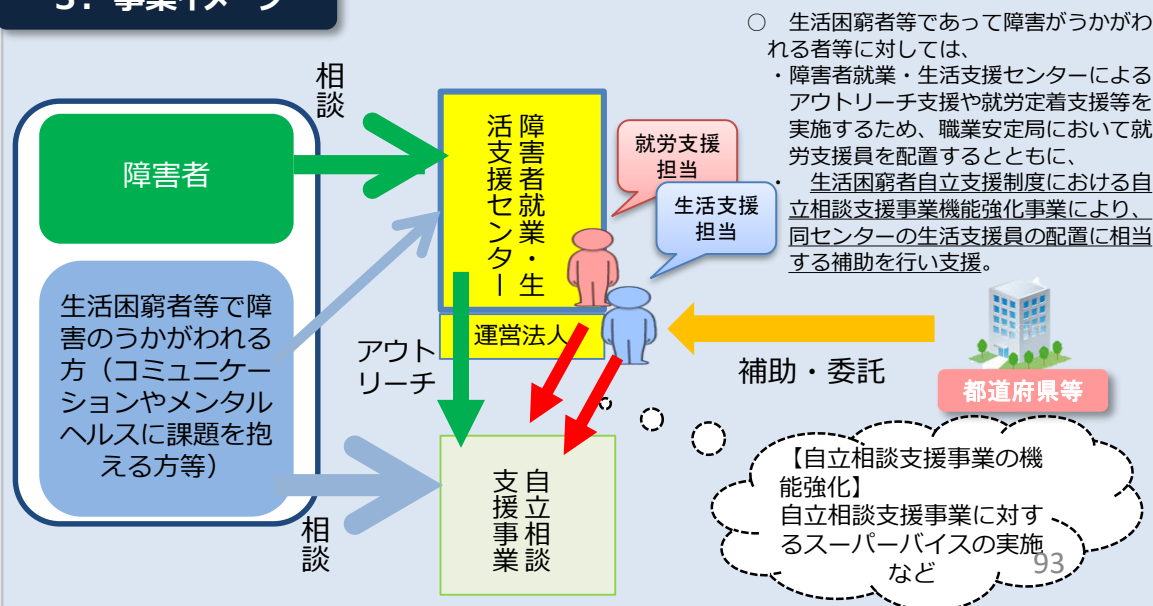
1. 事業内容

- ◇ 障害のうかがわれる者やコミュニケーションやメンタルヘルスに課題を抱える者など一定の生活困窮者に対する就職段階や定着段階での生活支援
- ◇ その専門的な支援機関のノウハウを活用した自立相談支援事業等に対するスーパーバイズ等

2. 事業実施形態

- ◇ 都道府県単位(指定都市・中核市は可)での実施(※)を想定(※全国50カ所)
- ◇ 実施の委託先としては障害者の支援のノウハウを有する障害者就業・生活支援センター等が考えられる。

3. 事業イメージ



⑦ 認定就労訓練事業の実施促進

- ◇ 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場である「認定就労訓練事業」については、いわゆる「中間的就労」として生活困窮者の就労支援に有用であり、認定事業所数は増加している（※）。

（※）認定就労訓練事業所の認定状況（H30.3.31時点）：認定件数 1,409件、利用定員合計 3,561名

- ◇ 一方で、認定事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、傷害保険の保険料や就労支援に要する費用も認定事業所が負担しており、当該事業を促進する支障となっているとの指摘がある。

【参考】

●社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書

「…事業所に通うための交通費や**保険の加入に関する費用を事業所が負担している実態や、就労支援担当者を置く余裕がない状況**、事業所として支援する経験やノウハウが乏しいことなどを背景に、**認定就労訓練事業を実施する事業所に対する経済的インセンティブ支援や、事業者における支援ノウハウの支援を求める声**が強い。」

●生活困窮者自立支援法の一部改正法（H30.6.8公布）への参議院厚生労働委員会の附帯決議

「支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立ち上げ支援等の**経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること**」

- ◇ このため、事業を実施するに当たって追加的に生じる費用への補助の仕組みを講じ、認定事業所における**就労訓練事業の実施を促進**することにより、**生活困窮者の就労支援のさらなる推進を図る**。

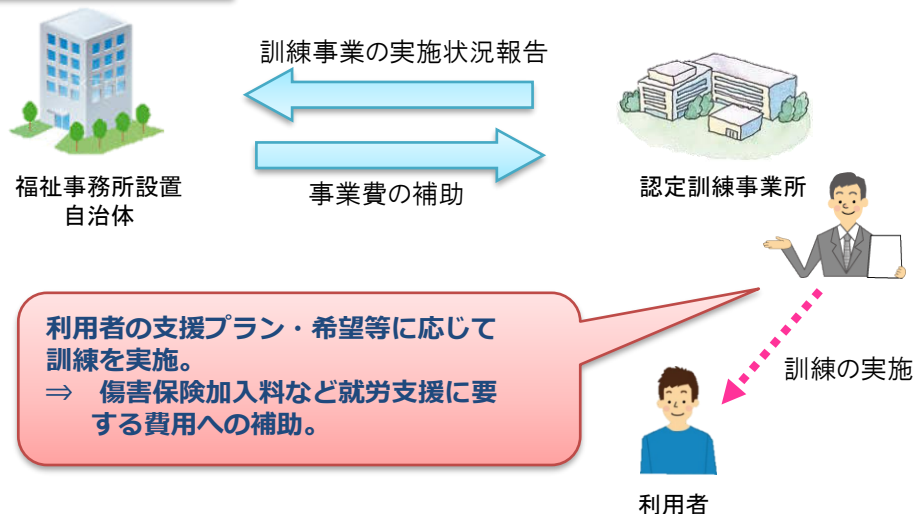
対象経費

◇ 「非雇用型」の利用者向け傷害保険加入料など就労支援に要する費用

補助率 1 / 2

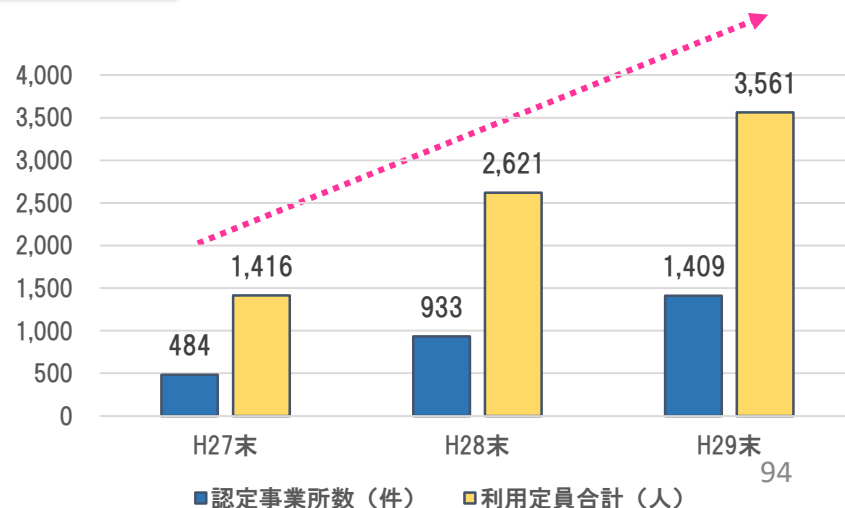
※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

事業イメージ



参考

認定訓練事業所数・利用定員の推移



⑧ 自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用 ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等

※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

■ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
- また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。

■ 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)

- 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

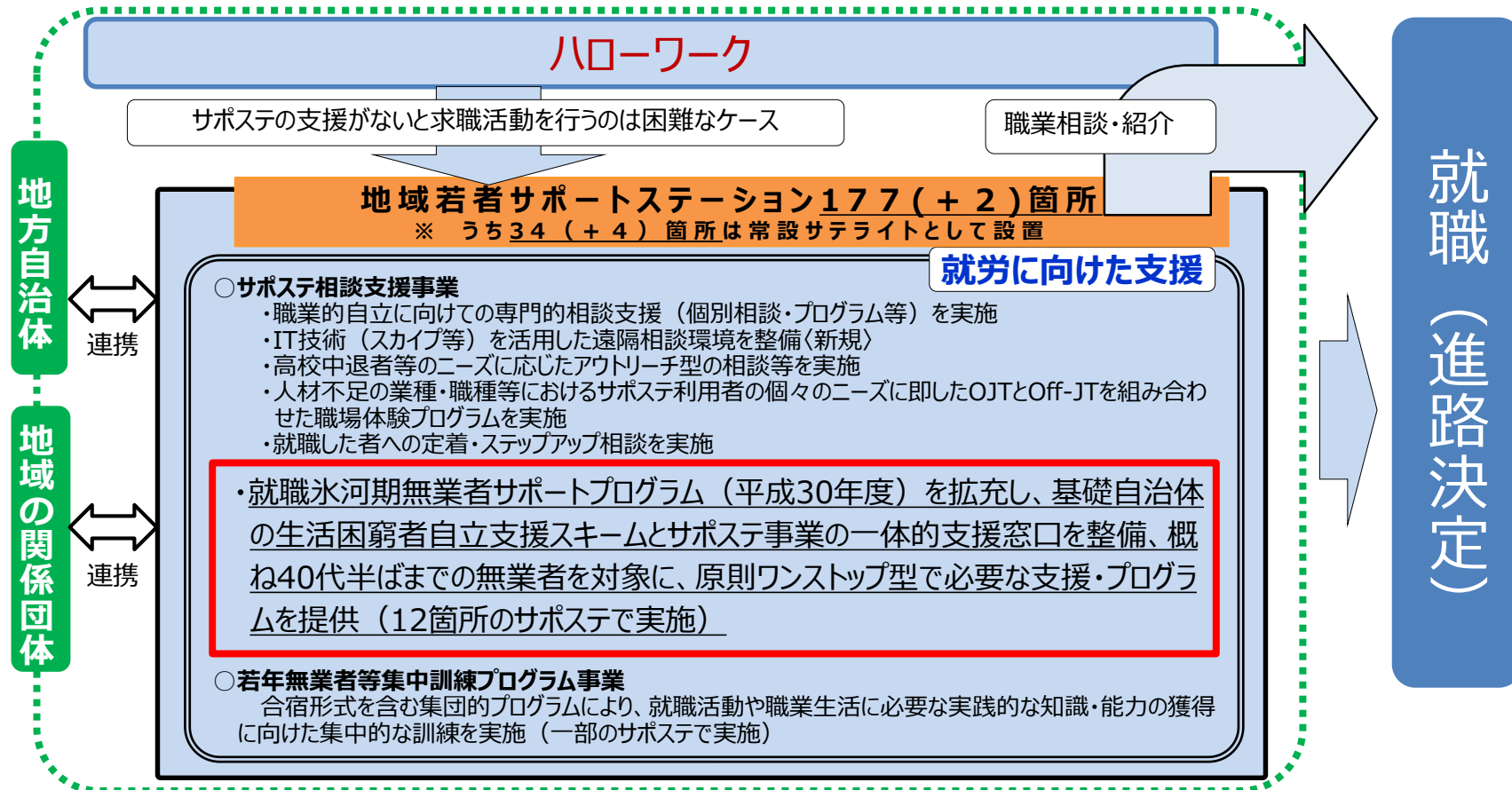
地域若者サポートステーション事業

～就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム（仮称）～

平成31年度予定額 39.7(39.5)億円

※モデルプログラムを含むサポステ事業全体の額

- 若年無業者等（15歳～39歳）の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し職業的自立に向けての支援を実施。
- 現在、40代半ばに達している就職氷河期世代に代表される無業者に共通的な貧困等の課題に鑑み、サポステ事業の就職支援プログラムに併せ、必要な生活困窮者自立支援事業の福祉的プログラムをワンストップで提供可能な体制整備を含む、**新たなモデル事業に、平成31～32年度の2か年計画で着手。**
- 具体には、**基礎自治体（中核市・県庁所在地市区以上：12箇所）の生活困窮者自立支援スキームとサポステ事業の「一体的支援窓口」を整備し、原則ワンストップ型で必要な支援・プログラムを提供、その成果・課題検証等を踏まえ、その後（33年度以降）の展開方針を判断。**



直近の動き

KPIの見直しと平成31年度の日安値について

- 生活困窮者自立支援制度においては、「経済・財政再生計画改革 工程表」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定。平成29年12月21日改定。)を踏まえ、2018年度までKPI(主要評価指標)を策定している。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末に現KPIの見直しを実施、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)で、新たに2021年度までのKPIが策定された。
- KPIの見直しを踏まえ、平成31年度の日安値を以下のとおり設定する。

現 K P I (～2018年度)	
項目	K P I (2018年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%
ステップアップ率	90%

次期 K P I (2019年度～2021年度)		
項目	2019年度 目安値	K P I (2021年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	【人口規模】	年間25万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると16件 ※人口10万人未満の自治体について は人口規模別に設定
	2万人未満	
	2万人以上～3万人未満	
	3万人以上～4万人未満	
	4万人以上～5万人未満	
	5万人以上～6万人未満	
	6万人以上～7万人未満	
	7万人以上～8万人未満	
	8万人以上～9万人未満	
	9万人以上～10万人未満	
	10万人以上(※人口10万人あたり)	
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%	75%
プラン作成者のうち、自立に 向けての改善が見られた者の割合	85%	90%

見直し

見直し

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の 自立相談支援機関における対応について（社援地発0614第1号）（抄）

- 生活困窮者自立支援制度においては、これまでも複合的な課題を抱える方に対する包括的な相談支援を展開することにより、「断らない相談支援」を実践。
- 内閣府の調査結果において、中高年のひきこもりの状態にある方やひきこもりの状態にある期間の長期化が顕在化。
- こうした状況も踏まえ、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談があった際の自立相談支援機関における対応について、基本的な姿勢や留意事項を示すもの。

（ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢）

- ・ 本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること
- ・ その際、ひきこもり当事者や経験者が行うピアサポートやひきこもりの家族会との連携が重要であること
- ・ 世帯全体を包括的に支援対象として捉える視点も必要であること
- ・ 悩みながら生きてきた事実を重く受け止め、それまでの人生に最大の敬意を払い、本人やその家族の暮らしを変えたいという思いを何よりも尊重し、その心情に寄り添う一貫した姿勢が望まれること

（ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項）

- ・ 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを改めて周知すること
- ・ 経済的困窮が明らかでない場合でも、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと
- ・ 多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること
- ・ 必要に応じて訪問支援を行うこと
- ・ ひきこもり地域支援センターとの連絡を密にするなど 関係機関や支援団体との連携による支援を徹底すること

※ 本通知と併せて、「ひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関への積極的な支援について」（社援地発0614第2号）も発出。

Ⅲ 「孤立」をめぐる様々な状況

(朝日新聞 平成30年1月18日 記事)

英国、孤独担当大臣を新設 900万人以上孤独、対策へ

英国のメイ政権は17日、新たに「孤独担当相」を設置した。人口6560万人の英国には孤独を感じている人が900万人以上いるとされ、友人や親戚と1カ月以上会話していないお年寄りは約20万人と報告されている。今後、研究や統計を踏まえ、孤独をなくす政策を練る。

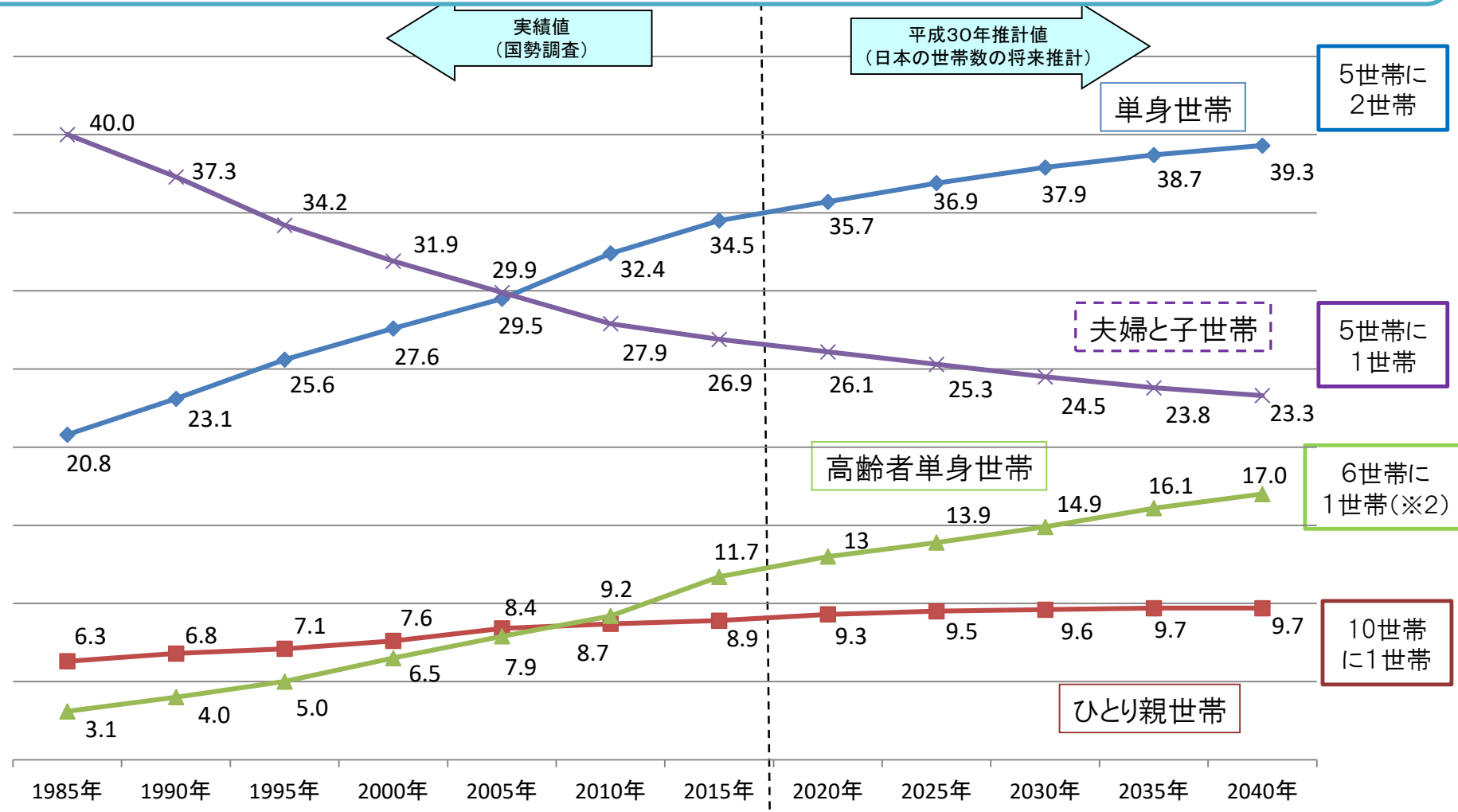
孤独担当相は文化省でスポーツなどを担当するトレイシー・クラウチ政務次官(42)が兼務する。民間の協力も得ながら超党派で対策を進め、地域の人々を結びつける活動に資金を提供することなども検討する方針だ。

メイ首相は「あまりに多くの人たちにとって、孤独は現代における悲しい現実だ。この課題に向き合い、お年寄り、介護者、愛する人を失った人、考えや経験を分かち合う相手がいない人たちが抱える孤独に対処するため行動したい」と話した。

孤独への対策は、[欧州連合](#)(EU)離脱をめぐる2016年の[国民投票](#)直前に殺害されたジョー・コックス議員が熱心に取り組んでいた。遺志を受け継いだ超党派の議員らが議論を重ね、昨年末、孤独に関する国家戦略や、取り組みを率いる担当相の設置などを政府に求める報告書をまとめていた。(ロンドン＝下司佳代子)

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



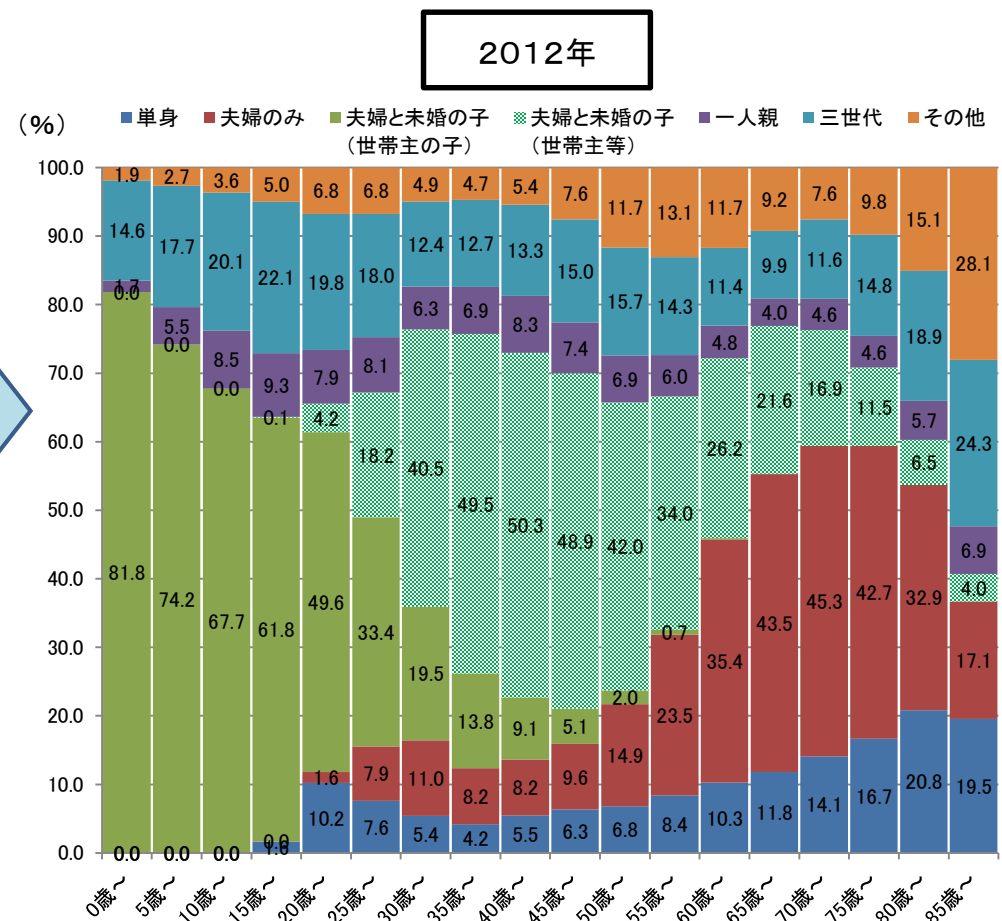
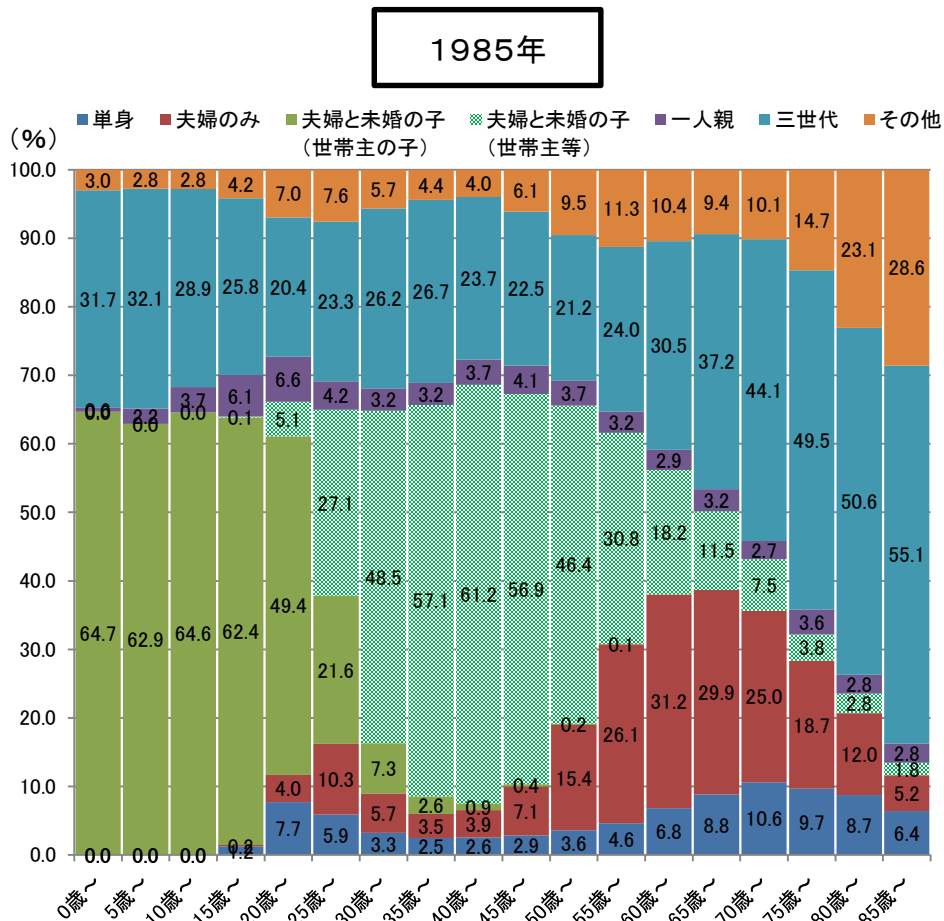
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

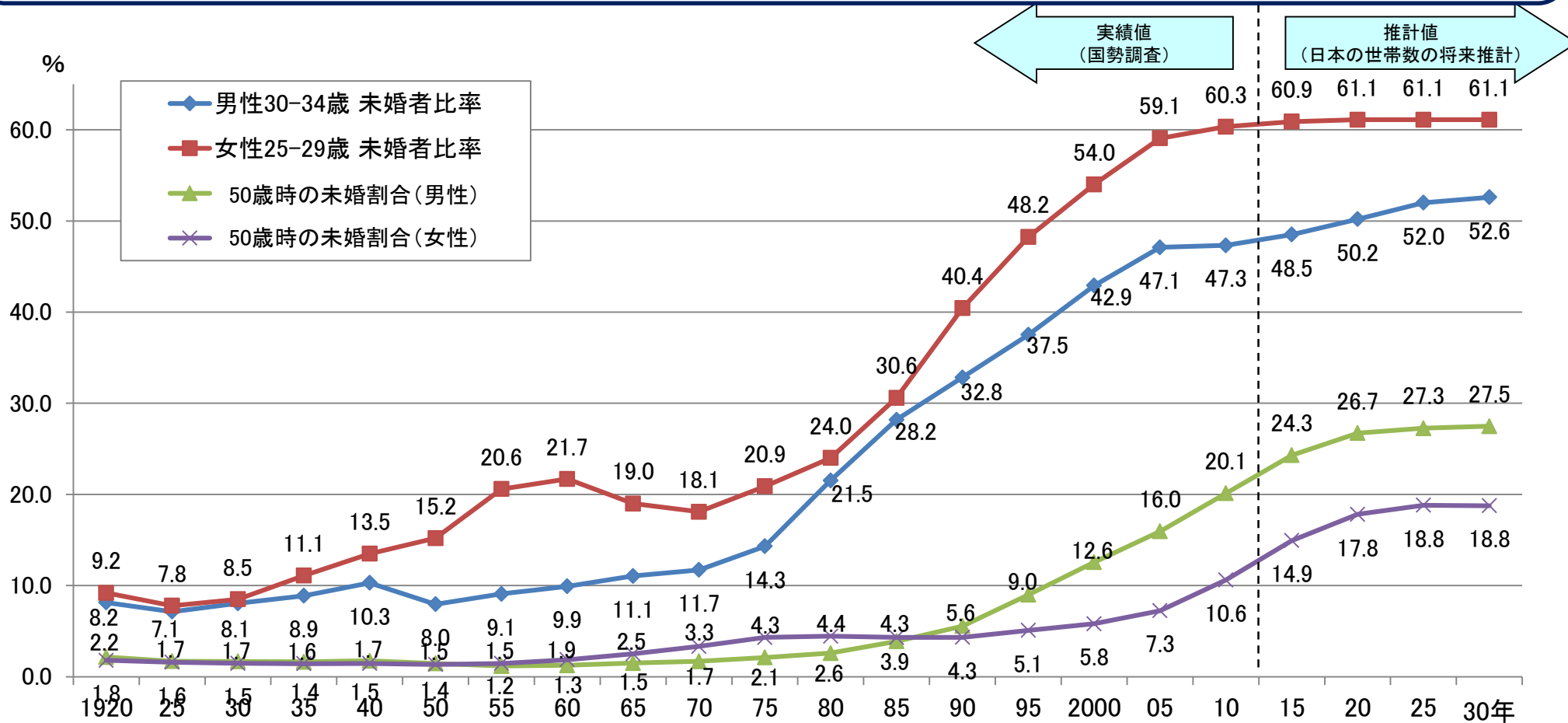
年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合

- 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合をみると、全体的な傾向として、「三世代世帯」に属する者の割合が減少している一方、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」に属する者の割合が増加している。
- 特に、60歳以上で、「三世代世帯」に属する者の割合が大きく減少し、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」に属する者の割合が顕著に増加している。
- また、25～49歳で「両親と同居する未婚者」の割合が顕著に増加している。



50歳時の未婚割合の推移

- 50歳時の未婚割合は、急速な上昇を続けており、2010年の実績では、男性が約20%、女性が10%強となっている。これが2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれる。
- このような者は、将来、高齢単身世帯となる可能性が高く、身近な生活上のニーズや孤立等のリスクに脆弱な単身高齢者が今後増加していく可能性が高いと考えられる。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

会話の頻度(性別・年齢階級別)

- 「人とあいさつ程度の会話や世間話をするか(電話での会話も含む)」の頻度について、性別・年齢階級別にみると、60歳未満の各年齢層では、性別・年齢階級による差はみられない。
- 一方、60歳以上でみると、男女とも年齢が高くなるほど会話頻度が減少する傾向にあり、特に男性では、その傾向が顕著である。

年齢階級	総数	会話頻度(%)			
		毎日	2～3日に 1回	4～7日に 1回	2週間に 1回以下
総数	20,505	91	5.1	1.8	2.1
男性					
20～29歳	1,065	92.5	4.1	1.3	2.1
30～39歳	1,569	94.5	2.8	0.8	2.0
40～49歳	1,755	93.2	3.2	1.1	2.4
50～59歳	1,632	92.6	3.7	1.1	2.5
60～69歳	1,938	88.5	5.8	2.5	3.1
70～79歳	1,325	83.2	8.5	3.5	4.8
80歳以上	535	76.1	13.5	4.1	6.4
女性					
20～29歳	1,054	96.2	2.3	0.7	0.9
30～39歳	1,674	97.3	1.4	0.7	0.5
40～49歳	1,790	95.6	2.5	0.8	1.1
50～59歳	1,694	95.5	2.7	1.1	0.8
60～69歳	2,154	90.3	6.8	1.5	1.4
70～79歳	1,541	82.3	10.6	4.6	2.4
80歳以上	779	81.4	11.9	4.6	2.5

(出所) 2012年 社会保障・人口問題基本調査「生活と支え合いに関する調査」(国立社会保障・人口問題研究所)

看護や介護、子どもの世話で頼れる人がある者の割合（年齢階級別・性別・世帯タイプ別・所得階級別）

【左表】「看病や介護、子どもの世話」で頼れる人があるか、世帯タイプ別にみると、「頼れる人がいない」又は「人には頼らない」と答える者の割合は、単独世帯で明らかに高い。年齢階級別と性別に比較すると、その傾向は、それぞれ、65才未満が65歳以上よりも、男性が女性よりも顕著となっている。

【右表】同様に、所得階級別にみると、等価世帯所得が低いほど、「頼れる人がいない」又は「人には頼らない」と答える者の割合が高い傾向にある。年齢階級別に比較すると、その傾向は65歳未満においてより顕著となっている。

65歳未満

世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	13,857	4.9	4.6
男性			
子どもがない世帯			
単独世帯	812	21.8	17.0
夫婦のみ世帯	959	3.1	4.9
その他世帯	2,461	5.6	6.1
子どもがある世帯	2,482	2.4	2.9
子ども有無不明	1	△	△
女性			
子どもがない世帯			
単独世帯	473	11.2	8.2
夫婦のみ世帯	1,186	4.4	3.3
その他世帯	2,604	3.7	4.2
子どもがある世帯	2,877	2.6	1.7
子ども有無不明	△	△	△

65歳以上

世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	5,267	3.5	3.9
男性			
子どもがない世帯			
単独世帯	186	18.8	10.2
夫婦のみ世帯	1,200	2.9	3.3
その他世帯	841	1.5	3.6
子どもがある世帯	199	1.5	2.0
子ども有無不明	2	△	△
女性			
子どもがない世帯			
単独世帯	508	8.1	7.5
夫婦のみ世帯	882	3.1	3.6
その他世帯	1,165	2.2	3.1
子どもがある世帯	280	1.1	1.8
子ども有無不明	4	△	△

65歳未満

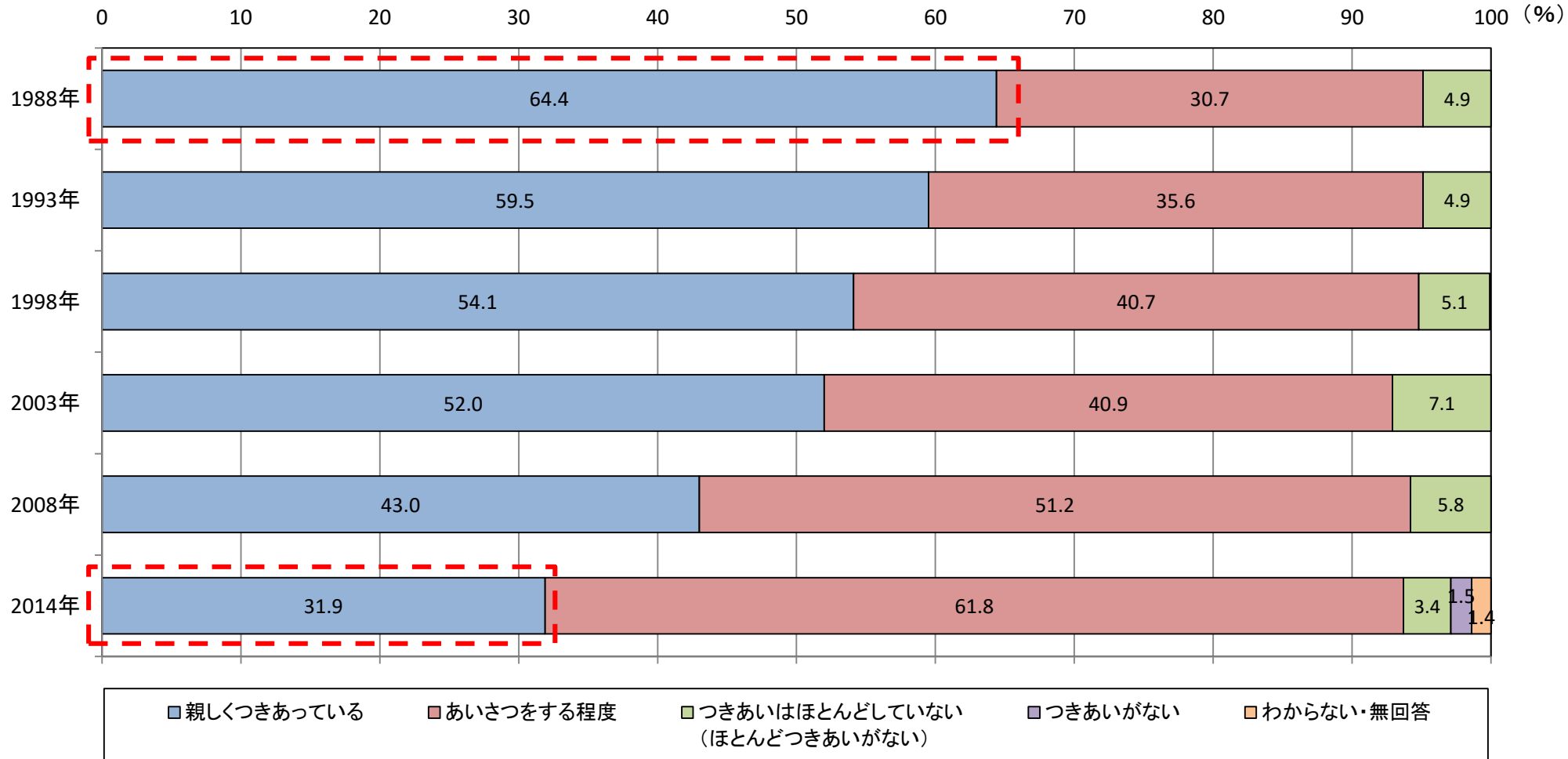
世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	13,857	4.9	4.6
男性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	1,205	10.3	8.1
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	2,679	5.6	5.6
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	2,701	4.4	5.2
所得不明	130	8.5	12.3
女性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	1,592	6.4	4.4
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	2,819	4.0	3.5
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	2,583	2.2	2.4
所得不明	148	4.1	3.4

65歳以上

世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	5,267	3.5	3.9
男性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	626	6.5	4.8
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	1,137	2.5	3.4
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	550	1.6	2.9
所得不明	115	7.0	7.0
女性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	906	6.0	4.9
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	1,200	2.6	3.9
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	596	0.8	2.5
所得不明	137	5.1	3.6

高齢者の近隣とのつながりの状況

○ 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域のつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



資料：2008年以前：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

注1) 対象は60歳以上の男女

注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」

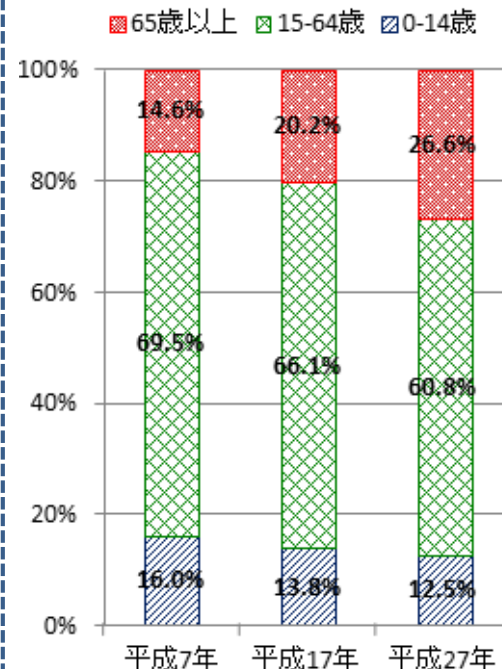
高齢者の日常生活に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがない」、「つきあいがない」、「わからない」、「無回答」

世帯の構造別にみた高齢被保護者数の年次比較

- 高齢の被保護者は、この20年で約3.4倍になっている。
- 特に、高齢単身者の増加が大きい。

		平成7年度	伸び率 (H7→H17)	平成17年度	伸び率 (H17→H27)	平成27年度	伸び率 (H7→H27)
高齢者総数	社会全体	1826.1万人	+41%	2567.2万人	+32%	3386.8万人	+85%
	生活保護	28.4万人	+96%	55.5万人	+74%	96.8万人	+241%
	保護率	1.6%	—	2.2%	—	2.9%	—
高齢単身者(男性)	社会全体 ¹⁾	46.0万人	+128%	105.1万人	+96%	205.8万人	+347%
	生活保護	5.9万人	+168%	15.9万人	+115%	34.2万人	+478%
	保護率	12.9%	—	15.1%	—	16.6%	—
高齢単身者(女性)	社会全体 ¹⁾	174.2万人	+62%	281.4万人	+49%	420.2万人	+141%
	生活保護	14.1万人	+67%	23.6万人	+63%	38.4万人	+173%
	保護率	8.1%	—	8.4%	—	9.1%	—
2人以上世帯の高齢者	社会全体 ²⁾	1605.9万人	+36%	2180.7万人	+27%	2760.7万人	+72%
	生活保護	8.4万人	+92%	16.1万人	+50%	24.1万人	+188%
	保護率	0.5%	—	0.7%	—	0.9%	—

(参考) 我が国の年齢階級別の人口構成割合 年次推移



資料: 人口推計(各年10月1日現在)

資料: 国勢調査(社会全体の高齢者)、被保護者全国一斉調査(平成7,17年度の生活保護高齢者)、被保護者調査(平成27年度の生活保護高齢者)

注: 1) 社会全体の高齢単身者は、入院・入所者を含まない。

2) 社会全体の2人以上世帯の高齢者は、入院・入所者を含む。

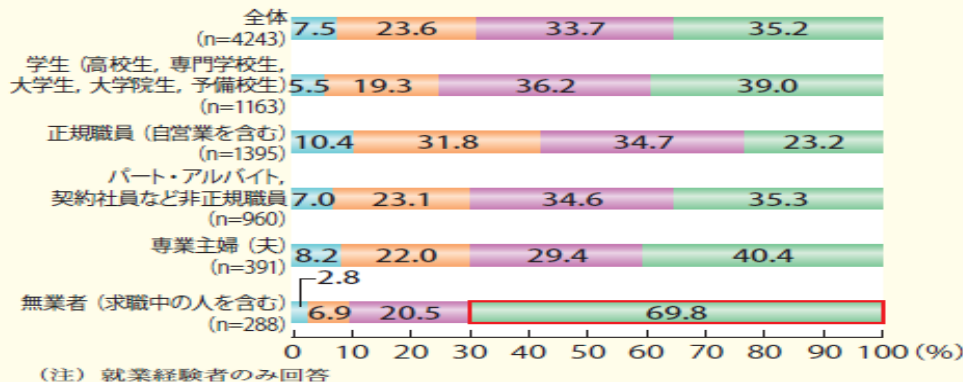
3) 平成7,17年度の高齢者には年齢不詳を按分した人数は含まれないが、平成27年度の高齢者には年齢不詳を按分した人数が含まれる。

若者の社会とのつながりの状況①

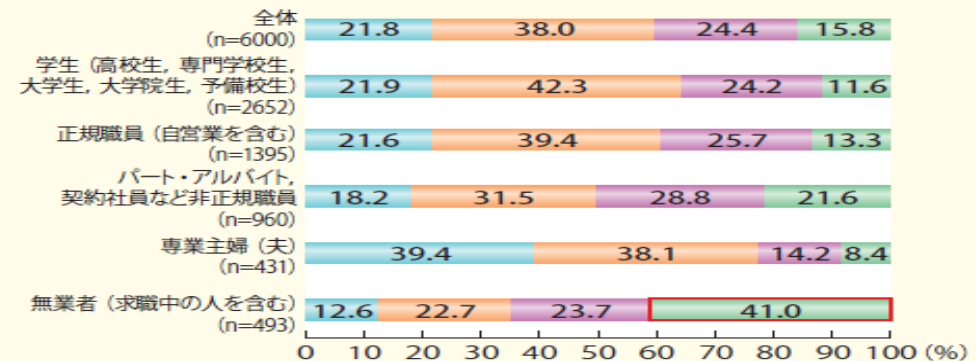
- 15～29歳の若者を対象とした調査では、「家族・親族」や「学校で出会った友人」の中に、「何でも悩みを相談できる人がある」と答えた者の割合が高い。
- 一方で、無業者に限ってみると、「家族・親族」や「学校で出会った人」を含め、「何でも悩みを相談できる者がある」と「思わない」と答える割合が顕著に高く、社会とのつながりが希薄である状況が確認できる。

就業・就学の状況別のつながりの認識

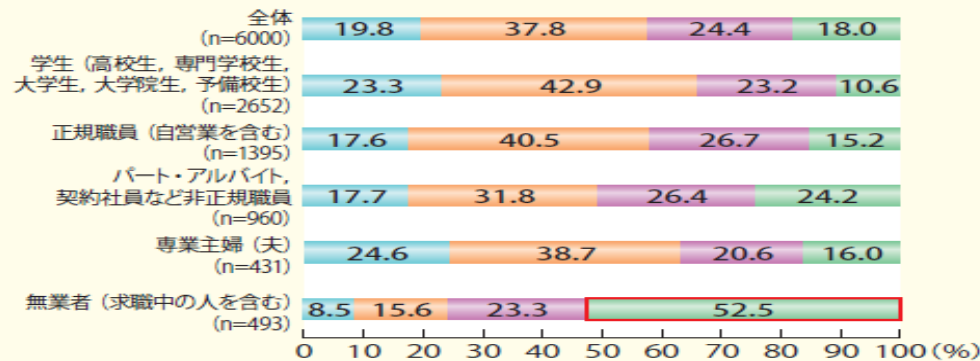
(1) 職場・アルバイト関係の人



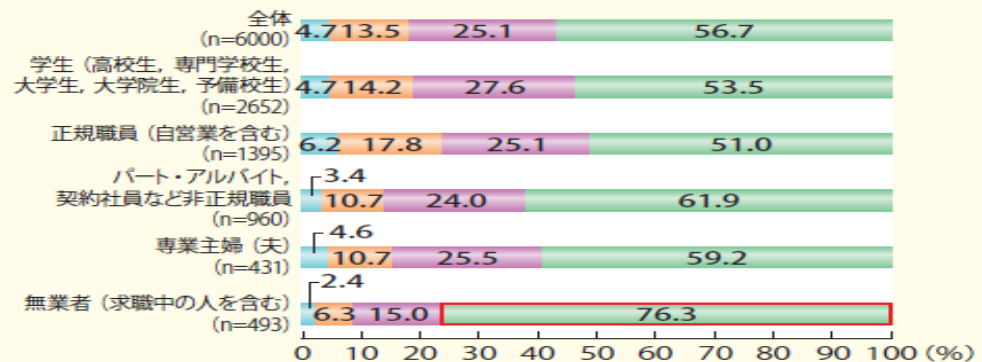
(2) 家族・親族



(3) 学校で出会った友人



(4) 地域の人

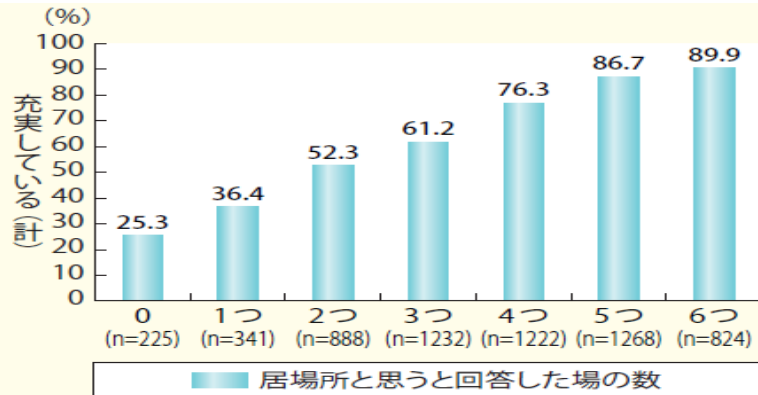


何でも悩みを相談できる人がある
 ■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

若者の社会とのつながりの状況②

- 居場所の数が多いほど、若者の生活の充実度は高まる傾向にあるが、無業者については、そのほかの若者と比べて、居場所になっていると思う場の数が少なく、生活の充実度も低い傾向にある。

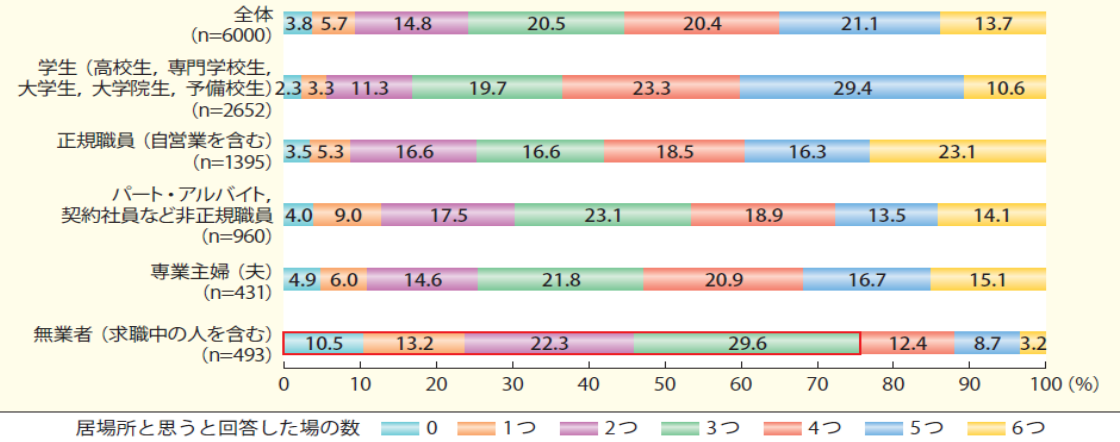
居場所の数別の生活の充実度



(注) 6つの場について居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した場の数別に、現在の生活について「充実している」、「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合。

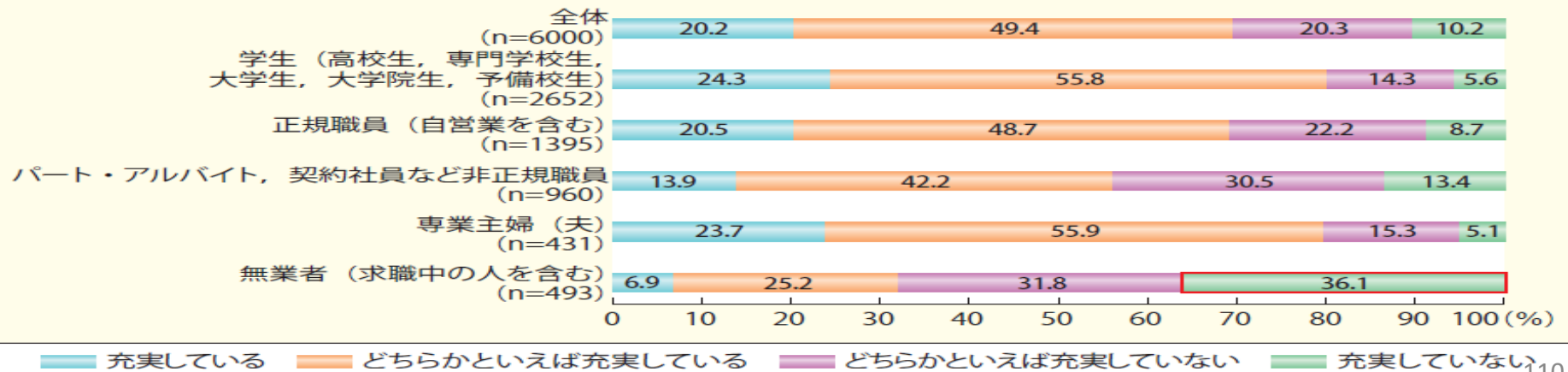
(注) 居場所の数は、①自分の部屋、②家庭、③学校、④職場、⑤地域、⑥インターネット空間の6つの場のうち、自分の居場所があるかという質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答のあった場の数の合計。

就業・就学の状況別の居場所の数



(注) 就業・就学の状況別に、居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した場の数の割合。

就業・就学の状況別の生活の充実度



○社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○生活困窮者自立支援法 [平成30年改正法案]

(基本理念)

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 (略)

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

IV 地域共生社会の実現に向けて

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷

- 日本の福祉制度は、1980年代後半以降、高齢者介護を起点に発展し、介護保険制度の後、障害福祉、児童福祉など各分野において相談支援の充実など、高齢者介護分野に類似する形で制度化
- 属性別・対象者のリスク別の制度となり専門性は高まったものの、8050問題のような世帯内の複合的なニーズや個々人のライフステージの変化に柔軟に対応できないといった課題が表出

〈共同体機能の脆弱化〉

- 高齢化による地域の支え合いの力の一層の低下、未婚化の進行など家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化



◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域の持続そのものへの懸念
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない



◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

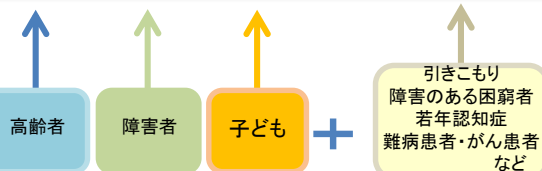
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 〕による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

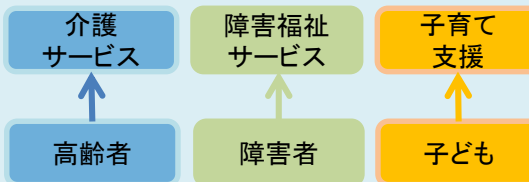
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがい
を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、
自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら
暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

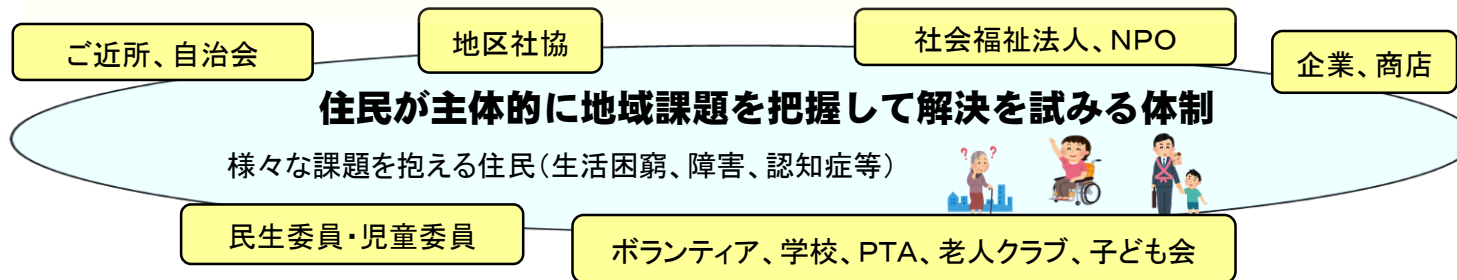
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）
20億円（100自治体）

（1）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備（他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ）



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
（H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

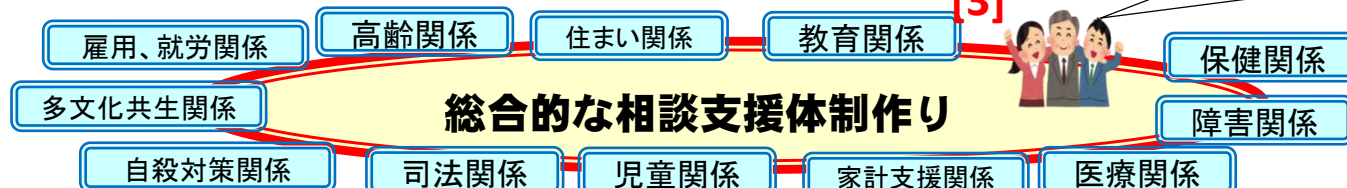
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

（2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

[3]



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

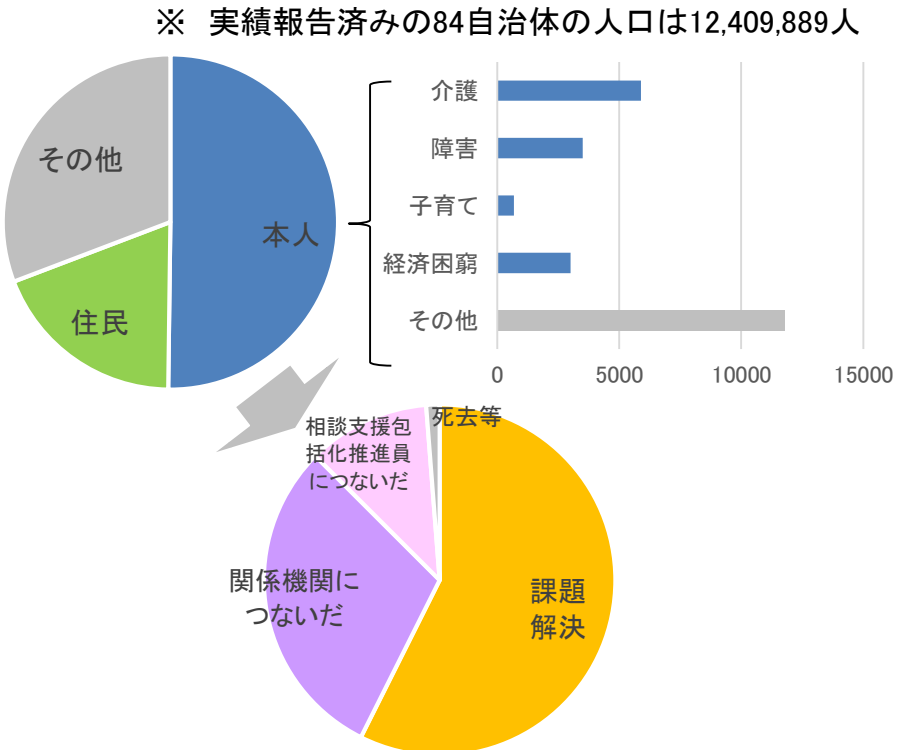
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年4～9月分)

地域力強化推進事業

- 「地域住民の相談を包括的に受け止める場」については、人口約2.9万人に1箇所の割合で整備
- 人口1,000人あたりの相談受付件数は1.7件。相談受付件数の42.6%を解決。

実施自治体数	121
実績報告自治体数(平成30年10月31日現在)	84
「地域住民の相談を包括的に受け止める場」の箇所数	427

相談受付件数	21,174
本人	10,631
住民	4,024
その他	6,519
相談内容	24,883
介護	5,896
障害	3,501
子育て	688
経済困窮	3,010
その他	11,788
終結した数	15,708
課題解決	9,016
関係機関につないだ	4,727
相談支援包括化推進員につないだ	1,772
死去・連絡が途絶えた等	193



- ※ 1つの相談に複数の相談内容が含まれているため、相談受付件数と相談内容数は一致しない
- ※ すべての相談内容を終結できるわけではないため、相談受付件数と終結した数は一致しない
- ※ 集計の都合上、相談内容等の分類ができず「その他」で計上している自治体が数自治体あるため、「その他」の割合が多い
- ※ 適切な集計ができていない自治体は欠損値として取り扱う

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年9月末時点)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業①

実施自治体数	117
実績報告自治体数(平成30年10月31日現在)	79

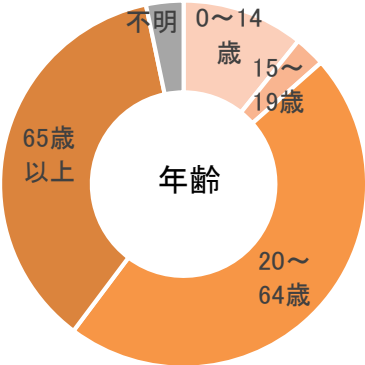
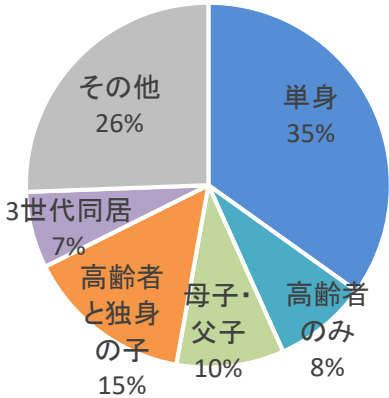
- 4～9月の6ヶ月間で、4,724人(3,639世帯)の複合化・複雑化した事例の相談を受け、1,752人の課題が解決・改善
- 相談経路は間接が2,642(55.9%)と多く、「専門的見地からの助言が受けたかったから」が最も多い理由となっている

<支援対象者の状況>

支援対象者数(人)	4,724
支援対象世帯数(世帯)	3,639

男性	2,326
女性	2,368
不明・その他	30

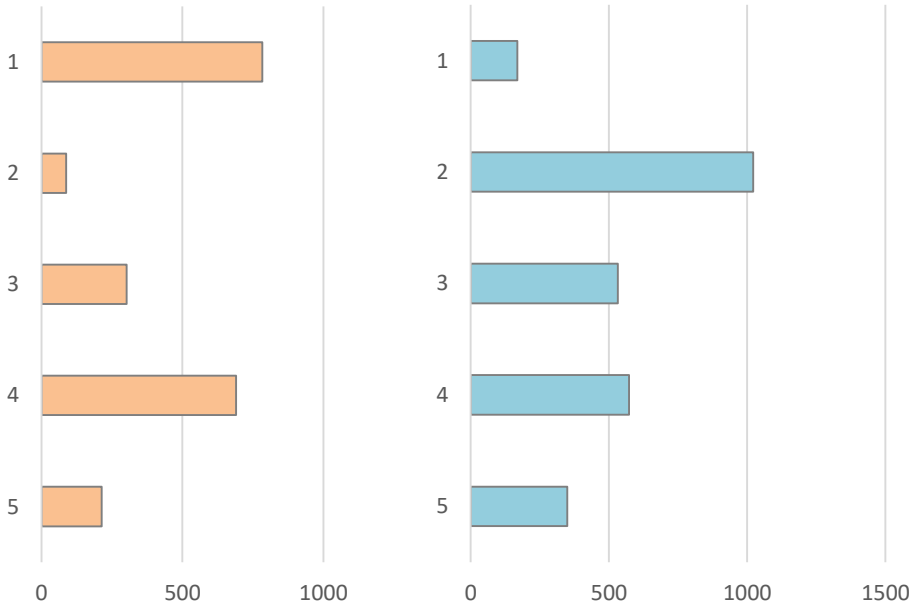
単身	高齢者のみ	母子・父子	高齢者と独身の子	3世代同居	その他
1,269	306	347	539	247	931



※世帯類型の「単身」は1人暮らし世帯。「高齢者のみ」は2人以上の高齢者で構成されている世帯

<相談経路の状況>

直接	2,082
間接	2,642



直接相談があった主な理由

- どこに相談してよいかわからなかったから
- 別の機関等に相談したが対応してもらえなかったから
- 別の機関等から紹介されたから
- どのような相談も受ける総合相談窓口だったから
- その他・不明

間接相談があった主な理由

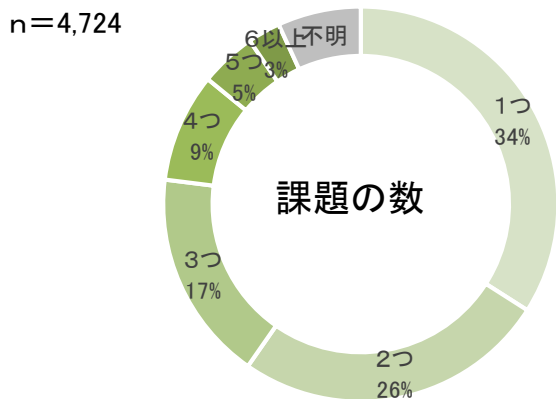
- 事例についてスーパーバイズを受けたかったから
- 専門的見地からの助言が受けたかったから
- 関係機関間の調整が困難だったから
- 当該関係機関が対応すべき事例ではなかったから
- その他・不明

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年9月末時点)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業②

- 支援対象者のうち、2つ以上の課題が複合している者は59.1%。
- 内容(複数回答)は経済的困窮等が37.8%で最も多く、次いで障害(疑いを含む)が34.4%などとなっている。
- 相談支援包括化推進員が支援することで、関係機関の数が約6割増。ケース会議は1人あたり1.1回開催。

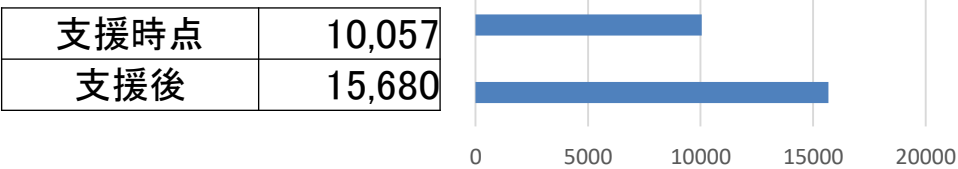
＜支援対象者の課題の数＞



＜支援対象者の課題の内容(複数回答)＞

経済的困窮等	1,786	37.8%
障害(疑い含む)	1,627	34.4%
家族関係(DV等)	1,179	25.0%
就労不安定・無職等	1,043	22.1%
病気・けが	954	20.2%
ひきこもり・孤立・ニート	866	18.3%
認知症・介護	694	14.7%
ゴミ屋敷・近隣トラブル	557	11.8%
住まい不安定	367	7.8%
養育困難等	281	5.9%
その他	260	5.5%

＜相談支援包括化推進員の関与による関係機関数の変化＞



関係機関数の変化(詳細)

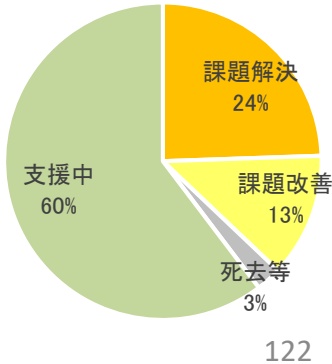
	行政	社協	生活困窮	介護	障害	子育て	保健医療	雇用	権利擁護	更生保護	地域	商工	教育等	計
支援時点	2,703	586	503	1,739	536	288	1,557	141	125	7	1,230	124	518	10,057
支援後	4,104	1,417	1,067	2,528	792	419	2,055	250	499	9	1,707	203	630	15,680
	26.2%	9.0%	6.8%	16.1%	5.1%	2.7%	13.1%	1.6%	3.2%	0.1%	10.9%	1.3%	4.0%	

＜ケース会議の開催回数＞

支援方針の検討・決定	2,344
状況共有のみ	2,806

＜支援の終結の状況＞

課題解決	1,155
課題改善	597
死去・その他	122
支援中	2,850



平成30年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施予定自治体一覧表(151自治体)

都道府県名	自治体名
北海道	札幌市
	釧路市
	京極町
	鷹栖町
	音威子府村
	津別町
	広尾町
青森県	青森県
	鱒ヶ沢町
岩手県	盛岡市
	遠野市
	矢巾町
	岩泉町
宮城県	仙台市
秋田県	秋田県
	湯沢市
	井川町
	大潟村
山形県	山形市
	天童市
福島県	郡山市
茨城県	土浦市
	ひたちなか市
	東海村
栃木県	栃木県
	栃木市
	那須烏山市
	市貝町
	高根沢町
	那珂川町
	那珂市
群馬県	玉村町
埼玉県	埼玉県
	狭山市
	草加市
	ふじみ野市
	鳩山町
千葉県	千葉市
	松戸市
	鴨川市
	鴨川市

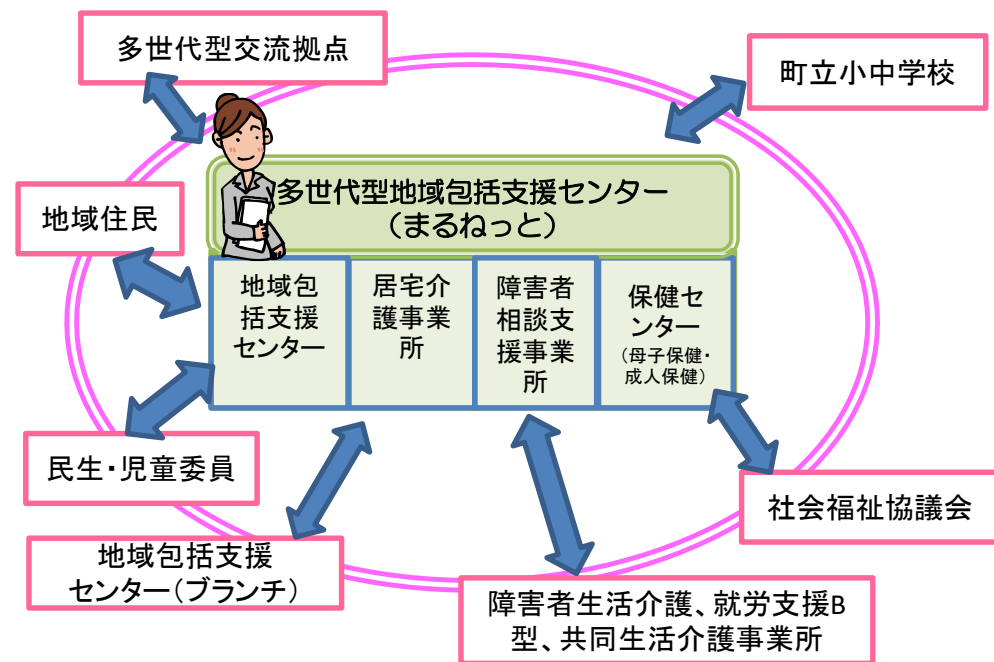
都道府県名	自治体名
東京都	東京都
	墨田区
	世田谷区
	杉並区
	江戸川区
	八王子市
	調布市
	国立市
	狛江市
	藤沢市
神奈川県	小田原市
	小田原市
新潟県	新潟県
	新潟市
富山県	富山県
	富山市
石川県	金沢市
	能美市
福井県	坂井市
長野県	長野県
	松本市
	伊那市
	下諏訪町
	富士見町
	原村
	朝日村
岐阜県	関市
静岡県	吉田町
愛知県	岡崎市
	豊田市
	長久手市
	東浦町
三重県	伊勢市
	桑名市
	名張市
	亀山市
	鳥羽市
	いなべ市
	伊賀市
	御浜町
	御浜町

都道府県名	自治体名
滋賀県	彦根市
	長浜市
	甲賀市
	野洲市
	東近江市
	米原市
	米原市
京都府	長岡京市
	京田辺市
	精華町
大阪府	大阪市
	豊中市
	池田市
	高石市
	阪南市
	阪南市
兵庫県	明石市
	芦屋市
	宝塚市
	加東市
	たつの市
	たつの市
奈良県	奈良市
	桜井市
	王寺町
	下市町
和歌山県	和歌山県
鳥取県	鳥取県
	琴浦町
	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	大田市
岡山県	岡山市
	倉敷市
	美作市
広島県	広島県
	広島市
	呉市
山口県	山口県
	宇部市

都道府県名	自治体名
香川県	高松市
	宇多津町
	琴平町
愛媛県	愛媛県
	宇和島市
	伊予市
高知県	高知市
	中土佐町
	佐川町
	黒潮町
福岡県	大牟田市
	八女市
	うきは市
	糸島市
	新宮町
	岡垣町
	大刀洗町
	大刀洗町
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
熊本県	佐々町
	大津町
大分県	大分県
	杵築市
宮崎県	都城市
	小林市
	日向市
	門川町
	美郷町
	高千穂町
	高千穂町
鹿児島県	鹿児島県
	鹿児島市
	西之表市
	中種子町
	南種子町
	瀬戸内町

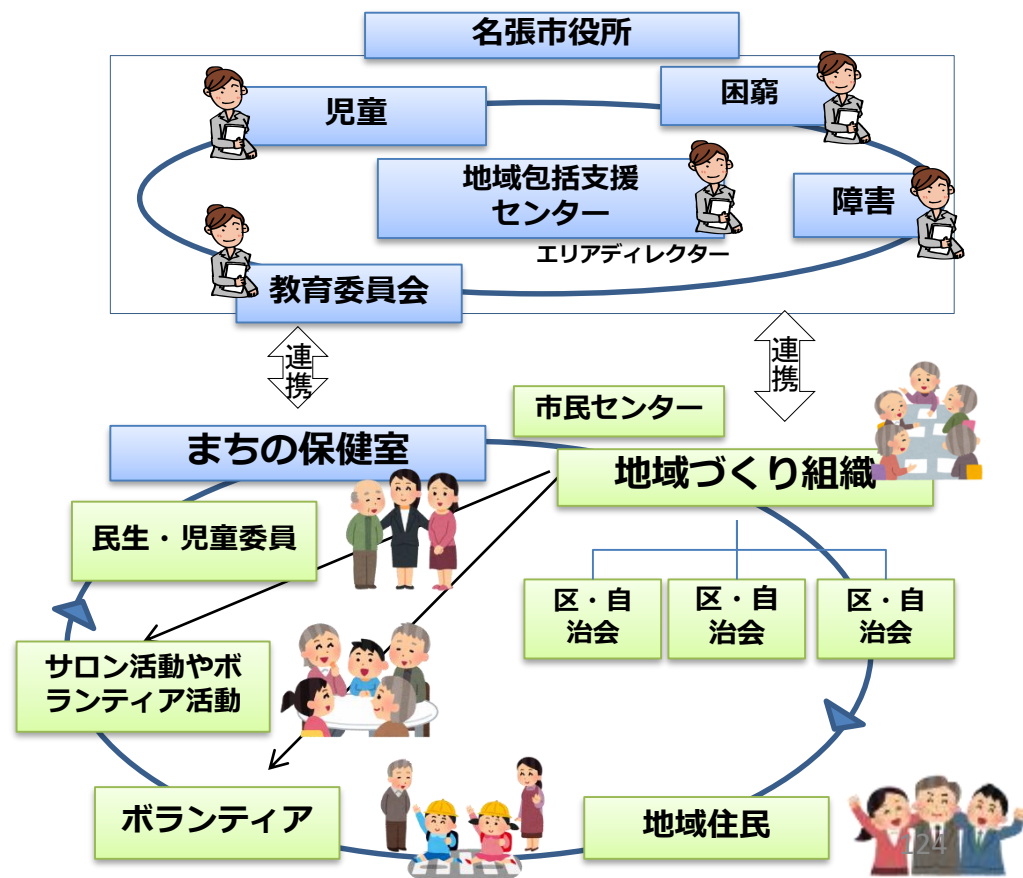
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 ⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。
B市	・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 ⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。
C市	・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 ⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○ 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業
- ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- ・ 子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業
- ・ 健康増進事業
- ・ その他の国庫補助事業
- ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

○ 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○ その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

平成30年10月22日
第1回2040年を展望した社会保
障・働き方改革本部 配付資料
(一部改変)

- 本年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備
 - ②健康寿命の延伸
 - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
 - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

＜現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題＞

多様な就労・社会参加

- 【雇用・年金制度改革等】
- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
 - 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
 - 中途採用の拡大
 - 年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充
- 地域共生・地域の支え合い

健康寿命の延伸

- 【健康寿命延伸プラン】
- ※今夏を目途に策定
- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
 - ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

- 【医療・福祉サービス改革プラン】
- ※今夏を目途に策定
- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
 - 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

＜引き続き取り組む政策課題＞

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進**、③**高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

地域共生社会研究会 報告書概要 (平成30年度社会福祉推進事業)

参加と協働によるセーフティネットの構築

～誰もがつながりを持ち、役割と物語が生まれる地域社会へ～

はじめに(今回の報告書が前提としている社会背景)

- 高度成長期を迎え、仕事と生活の分離が進み、地域の連帯感が希薄化。核家族化が進むことで、家族の規模が縮小。いわゆる日本型雇用慣行の揺らぎ。
⇒血縁、地縁、社縁の希薄化(日本の社会保障制度が前提としていた共同体機能の存在とその変遷)
- 近年の経済・社会の変化により、従来の共同体の機能の弱体化が加速。人々の生活や人生の多様性が増し、人々の抱える課題も複雑化。
- さらに人口減少社会に突入し、「右肩上がり」のモデルから成熟社会のモデルへと変化。社会のあり方や、制度・政策、自治体の業務実施体制にも影響。
⇒公共政策、特に社会保障の仕組みを柔軟に進化させることにより、成熟社会における新たな価値創造を目指していく

<キーコンセプト>

「一人ひとりの生そのものがかけがえのないもの」という価値観の徹底

政策の立案にあたっては、どこまでも“人”を中心に据え、生きていく力を高めていく(エンパワーメント)ことを志向し、制度を人の暮らしに合わせていく

第1章 公共私のあるべき形と行政の役割

- 社会の変化に伴って一人ひとりの人生や生活の多様性や複雑さの度合いが増している。また、個々人のQOLや幸福感も極めて個別的。各地域の状態像についても多様化が進行。少子高齢化・人口減少により共同体機能が弱体化する一方で、出会いや学びを通じて従来の地縁、血縁、社縁とは異なる新たな縁が生じている
⇒「人生の多様性、QOL不可知の自覚」、「多様な参加の機会の確保」、「個人の自律の支援」の視点が重要
- 「公」や「公共」のあり方を問い直すことも必要であり、「公」を担う「民」を行政が支える、行政が「民」とともに「公」を担っていく観点も重要。
- 自治体職員が、地域の「理解者」あるいは「調整者」として関わることができるような役割の再定義や、地域住民や自治体の創意工夫を促すよう、制度に“余白”や“やわらかさ”を設けることも必要。

第2章 社会保障において今後強化すべきアプローチ

- 「関係性の貧困」への対応など社会的包摂の実現を目指す観点が重要
⇒社会的包摂の視点の重視、多様な社会参加の機会の確保のための政策推進(この新しいアプローチは、憲法第13条の幸福追求権に根拠が求められる)
- 多様かつ複雑な課題を抱えながらも社会の中で生きていこうとする個人の力や、個人が主体的かつ自由に自らの生き方を追求する自律を支えるという観点を重視し、相談支援などの手続的給付を重点化すべき
- 「自助・互助・共助・公助」といった固定的な役割分担ではなく、個人の自律を支える行政・市場(営利企業)・非営利組織・地域コミュニティといった主体が、バランスの取れた形で役割を果たすことではじめて、個人を基点とする包括的なセーフティネットの充実につながる
 - ・ 一人ひとりが多様で複雑な課題を抱えながらも生きていく力を高める(エンパワーメント)「伴走型」の支援の普及
 - ・ 個人が必要なつながりを選択していくことができるよう、住民相互の顔の見える関係性に基づくケア・支え合いを多様に広げていくアプローチも必要

第3章 これからの政策の方向性

- 次期社会福祉法改正における検討課題
 - ・ 全属性、全世代を対象とする「断らない相談支援」を中心とした包括的支援体制を構築するための新たな法定事業の創設の検討
 - ・ 就労支援、地域における居住支援などの困難性に着目した支援や、地域における伴走体制の確保を一体的に実施する枠組みの検討
 - ・ 各種支援の一体的な実施を容易にするための補助金の申請・交付の仕組みの検討
- 地域における重層的なセーフティネットの構築のために、多様な担い手の参画による地域活動を促進する方策の検討(地域住民同士の出会いと学びの場の創出)
- 中長期の検討課題
 - ・ 「伴走型」支援の普及のための共通基礎課程など養成課程の検討
 - ・ つながりがもたらす社会的価値の評価枠組みの開発
 - ・ 地方自治、まちづくり、教育など他領域との連携

ご清聴ありがとうございました。